

企業の多様な資金調達手法に関する実態調査

調査報告書

2019 年 2 月



目 次

(1) 背景・目的	1
(2) アンケート調査の実施要領	1
(3) アンケート調査の結果	1
1. ABL の融資実績	2
Q1.ABL の実績	2
Q2.市場規模と内訳	4
Q3.融資残高	7
Q4.融資先業種別の ABL 融資件数	8
Q5.ABL の融資先規模別の融資件数	9
Q6.担保種類別融資件数と実行額	10
Q7.ABL の対象が集合動産・債権か否かの別と融資実行件数・実行額	13
Q8.融資期間別の融資件数と実行額	14
Q9.融資先の信用状況の傾向	15
Q10.融資先の借入状況の傾向	16
Q11.取引先企業のイメージ	17
2. ABL の実施方針・体制	19
Q12.ABL の実施方針	19
Q13.今後の ABL の実施方針	20
Q14.今後、ABL の取組を維持、強化の方針をとる理由	22
Q15.ABL 取組を予定していない、もしくは縮小する方針をとる理由	23
3. ABL の推進に向けた取り組み	25
Q16.ABL 案件発掘時の課題	25
Q17.担保価値評価時の課題	26
Q18.担保設定時の課題	27
Q19.一般担保として取り扱うに当たっての課題	28
Q20.ABL の管理・モニタリングに関する課題	29
Q21.担保物件の換価処分に関する課題	30
Q22.民法改正を受けての債権を担保とした取組み方針	31
<「Q22.民法改正を受けての債権を担保とした取組み方針」につき金融機関の声>	32
Q23.民法改正を受けて方針が変わらない、未定の理由	33
4. ローカルベンチマークについて	34

Q24. ローカルベンチマークの認知度	35
Q25. ローカルベンチマークの活用状況	36
Q26. ローカルベンチマークの活用目的	38
Q27. ローカルベンチマークの活用状況	38
Q28. ローカルベンチマークの支援機関との共有状況	39
Q29. ローカルベンチマークを活用後の顧客企業の効果	40
Q30. ローカルベンチマーク活用後の各金融機関の効果	41
Q31. ローカルベンチマークを活用しない理由	41
Q32. 事業性評価シートの活用状況	42
Q33. 事業性評価シートの提示状況	43

5. FINTECH(フィンテック)の融資・審査への活用

Q34. FinTech(フィンテック)の融資・審査活用に向けた取組み	44
Q35. FinTech(フィンテック)の活用に向けた取り組み体制	45
Q36. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用状況	45
Q37. FinTech(フィンテック)の融資・審査活用への課題	46
Q38. FinTech(フィンテック)の融資・審査活用時に期待する効果	47
Q39. FinTech(フィンテック)の融資・審査を検討しない理由	48

6. オープン API に関する取組み

Q40. 参照系 API の公開状況	49
Q41. 参照系 API 開放に伴う課題	51
＜「Q41. 参照系 API 開放に伴う課題」につき金融機関の声＞	51
Q42. 参照系 API 接続基盤の構築方法	52
＜「Q42. 参照系 API 接続基盤の構築方法」につき金融機関の声＞	52
Q43. 参照系 API 接続料金体系	53
＜「Q43. 参照系 API 接続料金体系」につき金融機関の声＞	53
Q44. 参照系 API 接続基盤提供にあたってのコスト	54
Q45. 参照系 API 開放を行わない理由	54
Q46. 更新系 API の公開状況	55
Q47. 更新系 API 開放に伴う課題	57
＜「Q47. 更新系 API 開放に伴う課題」につき金融機関の声＞	57
Q48. 更新系 API 接続基盤の構築方法	58
Q49. 更新系 API 接続料金体系	58
Q50. 更新系 API 接続基盤提供にあたってのコスト	59
Q51. 更新系 API 開放を行わない理由	59

7. インターネットバンキングの普及・推進状況	60
Q52. インターネットバンキングの利用状況	60
Q53. 法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策	61
Q54. インターネットバンキングの普及・利用推進における課題	62
8. 参考資料	63

（１）背景・目的

我が国の産業金融においては、依然として銀行貸出を中心とした間接金融のプレゼンスが大きく、中堅・中小企業への資金供給は、今後も引き続き間接金融を中心として行われるものと見込まれる。従って、今後も、金融機関等が企業に対し多様な資金調達手法を提供できるよう、制度環境整備を進め、間接金融の機能強化を図る重要性は極めて高い。

こうした状況において、金融機関等が企業に対し多様な資金調達手法を提供できるよう、間接金融の機能強化が図られる中で、不動産等の従来型担保に依存せず、企業の事業収益を審査し、その資産（在庫、売掛債権等）を担保とする「動産・債権担保融資（Asset-based Lending：ABL）」（以下、「ABL」）の普及促進が図られ、金融機関における取組みが普及してきた。

また、近年ではFinTech（フィンテック）を活用した新たな融資手法の実用化が進み、我が国の金融をとりまく環境は急速に変化しつつある。こうした取組みの普及状況を明らかにし、普及の阻害要因となっている実務面・制度面の課題整理、及びその解決のための方策を検討することも重要となっている。

本調査では、「企業の多様な資金調達手法に関する実態調査」として、ABL ならびに FinTech を活用した新たな資金調達手法等の利用実態を把握しつつ、その効果や課題を明らかにすることを目的として、金融機関等へのアンケート調査を実施した。また、実際に金融サービスを提供する金融機関に対し、アンケートだけでは明確にならない実態について直接ヒアリングを実施した。

（２）アンケート調査の実施要領

- ・ 調査名称：企業の多様な資金調達手法に関する実態調査
- ・ 調査対象：ABL の貸し手として期待される金融機関等 621 社
- ・ 調査方法：郵送送付、郵送及びメールによる回収
- ・ 調査期間：2018 年 12 月 5 日（発送）～2018 年 12 月 21 日
- ・ 有効回答：492 社（有効回答率：79.2％）

（３）アンケート調査の結果

金融機関の業態別回収機関の総数における各業態の内訳を表 1 に示す。

表 1.回答機関の業態別内訳

No.	業態	2018年		2017年	2016年
		件数(n)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)
1	都市銀行、信託銀行	9	1.8	1.2	0.8
2	地方銀行	44	8.9	9.8	6.5
3	第二地方銀行	33	6.7	6.1	6.0
4	信用金庫・信金中央金庫	234	47.6	45.7	47.5
5	信用組合	118	24.0	25.4	28.0
6	政府系金融機関	4	0.8	1.0	0.8
7	系統金融機関	43	8.7	9.8	5.8
8	その他の銀行	4	0.8	0.8	0.0
9	その他	3	0.6	0.4	4.8
	全体	492	100	100	100

1) 2016年のリース会社および商社は「9.その他」に含む

1. ABL の融資実績

Q1.ABL の実績

ABL 融資実施率の経年変化を図 1 に、また業態別の ABL 実施率比較を図 2 及び図 3 に示す。ABL 融資実施率の経年変化を見ると「2017 年度までに ABL の融資実績がある」と回答した機関は全体の 7 割を超えた。

業態別の実施率については、図 2・図 3 の通りである。地方銀行、第二地方銀行で特に高い実施率となり 97%に達した。また、信用組合や系統金融機関、信用金庫・信金中央金庫において、2017 年度中に初めて融資を実施したと回答する金融機関が見られた。

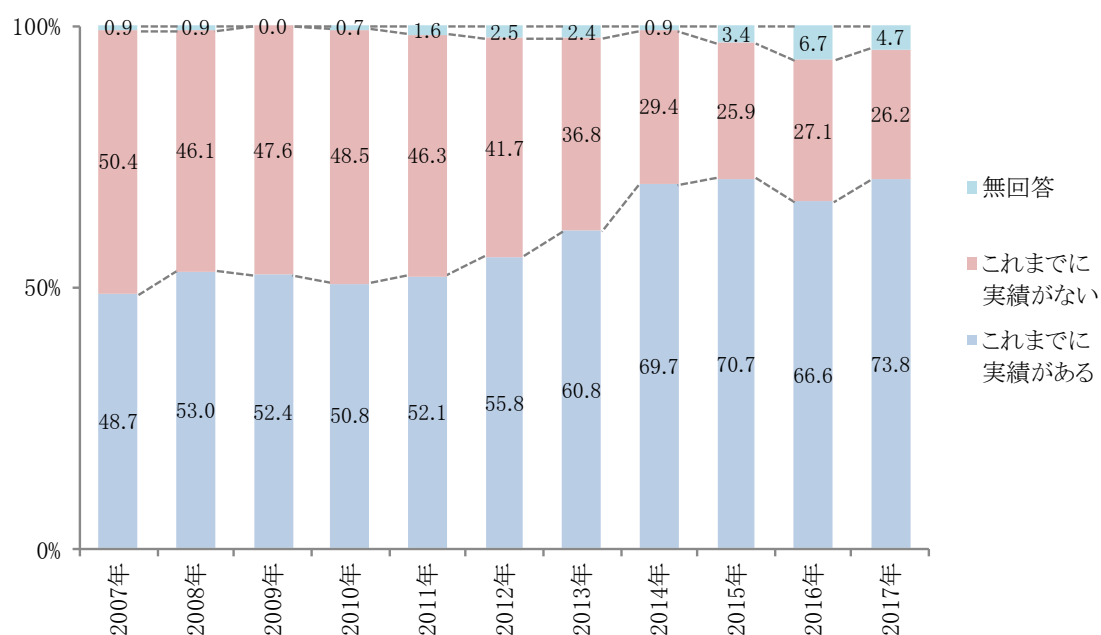


図 1.ABL 融資実施率の経年変化

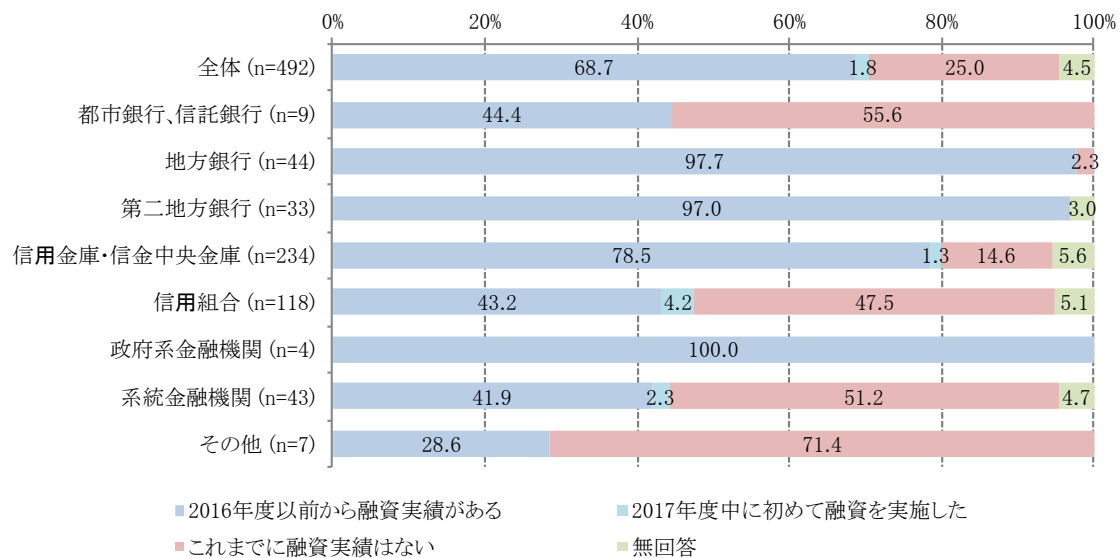


図 2. 業態別 ABL の融資実績の有無 (2017 年度)

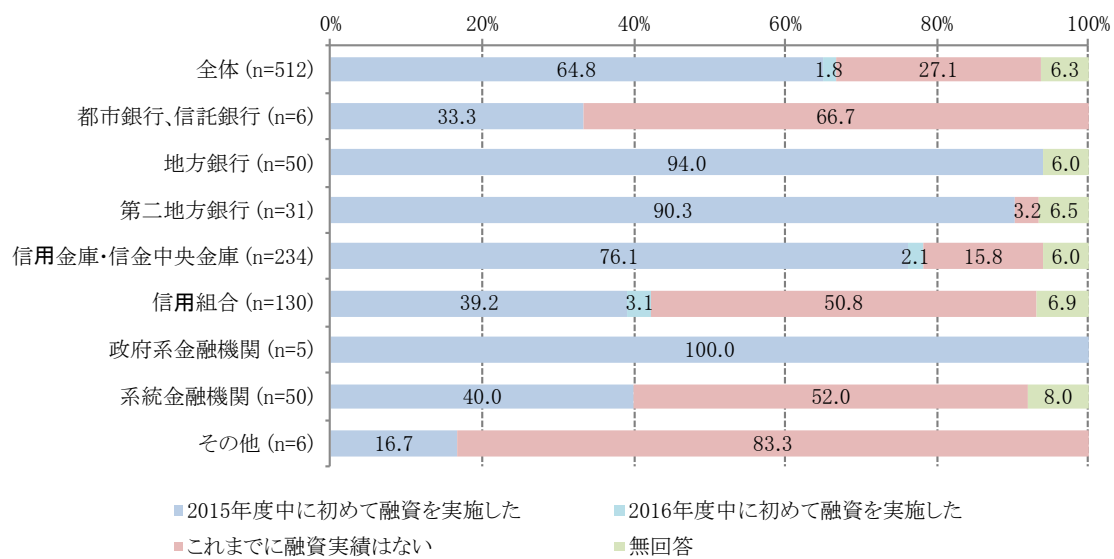


図 3. 業態別 ABL の融資実績の有無 (2016 年度)

Q2.市場規模と内訳

ABL の実績推移を図 4 に、担保種別の ABL 実行件数と実行額を図 5 に、業態別の ABL の実績について表 2 に示す。

図 4 によると、2017 年の ABL 実行件数は 10,061 件、実行総額は 814,879 百万円である。2009 年度以来減少が続いていた実行件数は、2012 年度以降大きく増加し、2015 年度は実行件数・実行総額ともに調査開始以来最大となったが、2016 年度、2017 年度は減少している。実行総額は昨年度と比較し、200 億円あまり増加している。

担保の種類別の ABL 実行件数および実行額¹について、図 5 によると、実行件数では「債権のみを担保とした融資」が最も多く、4,337 件となり、昨年度（2016 年度）と比べ 1,000 件程度増加している。続いて、「機械設備のみを担保とした融資」が 1,944 件となったが、「機械設備のみを担保とした融資」は昨年度（2016 年度）調査と比べ 900 件あまり減少している。実行額では、「債権のみを担保とした融資」（318,143 百万円）が最も多く、「機械設備と債権の両方を担保とした融資」（219,326 百万円）がそれに続いて多かった。昨年度調査との比較では、「機械設備と債権の両方を担保とした融資」が大きく減少した一方で、「債権のみを担保とした融資」が大きく増加している。「棚卸資産のみを担保とした融資」についても、実行額が増加している。

次に、2016 年度中と 2017 年度中の ABL の実績計数（業態別）を表 2 に示す。ABL 全体のうち、信用保証協会の ABL 保証を受けていない「プロパー案件」と、他行との協調融資「シンジケート案件」の実績計数も併せて示す。表 2 によると、業態別では、信用金庫・信金中央金庫の実行件数が最も多く 3,005 件であり、地方銀行が 2,274 件とそれに次いでいる。実行額では、地方銀行が 338,436 百万円で最も多い。

同じく表 2 より、プロパー案件では、実行件数 8,710 件、実行額 681,133 百万円と、件数では ABL 全体の約 87%、実行額では約 84%を占めている。業態別では、信用金庫・信金中央金庫の実行件数が 2,528 件と多く、実行額では、地方銀行（292,583 百万円）の数値が大きかった。

シンジケート案件は実行件数 384 件、実行額 145,162 百万円となっている。業態別では、地方銀行の実行件数 135 件と最も多く、実行額でも地方銀行（51,135 百万円）が最も大きくなった。昨年度（2016 年度）と比較すると、プロパー案件、シンジケート案件ともに実行件数は減少している一方、実行額は増加している。

¹実行件数及び実行額については、担保種類別をはじめとした各種内訳について未回答の機関があるため、内訳の合計が必ずしも全体の数字と一致しない（例：表 3 において「全体」の実績と「うちプロパー案件」＋「うちシンジケート案件」の合計実績は一致しない）。

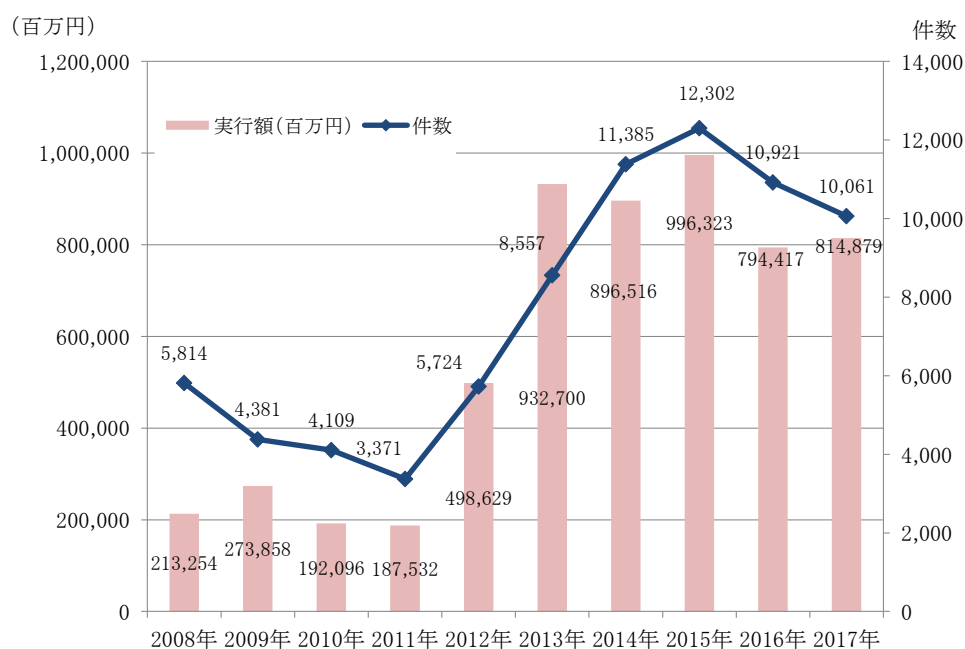
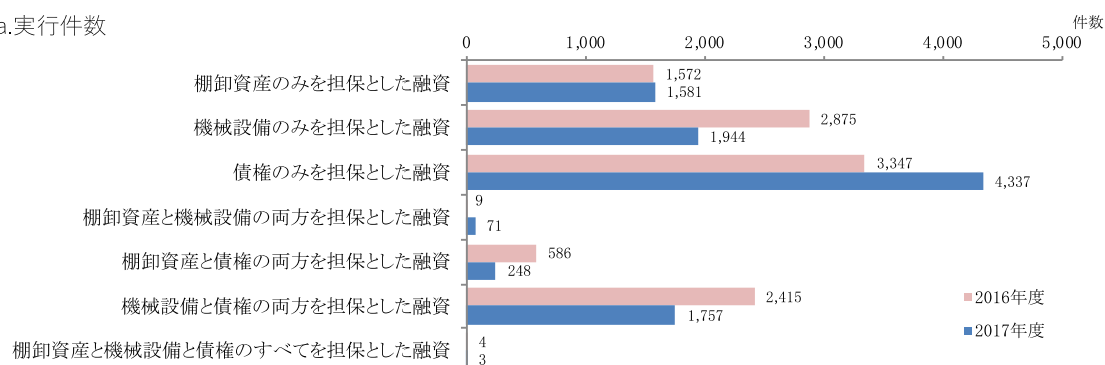


図 4 ABL の実績推移 (2008 年度～2017 年度)

a. 実行件数



b. 実行額

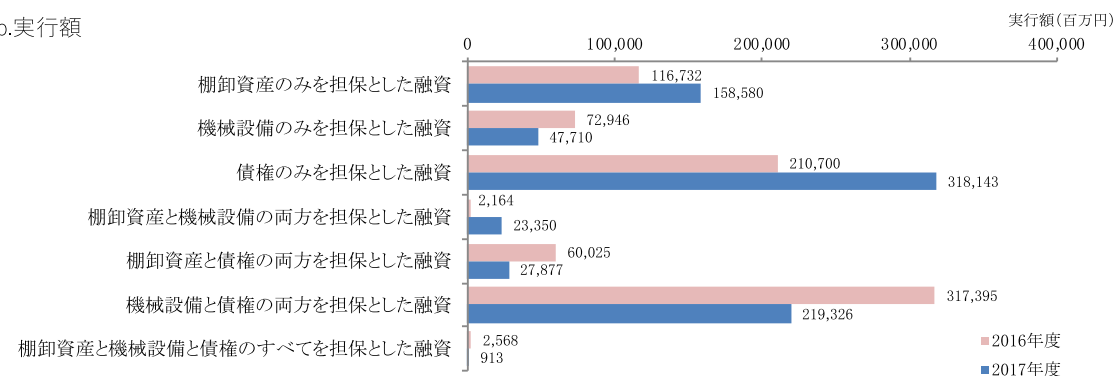


図 5. 担保種別 (大分類) の ABL 実行件数と実行額

表 2.業態別 ABL 実績件数・実行額

【2017年度】

業態	全体				うちプロパー案件				うちシンジケート案件			
	実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額	実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額	実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額
都市銀行、信託銀行	4	168	114,761	683	4	138	87,610	635	4	38	38,195	1,005
地方銀行	38	2,274	338,436	149	35	2,014	292,583	145	20	135	51,135	379
第二地方銀行	30	1,897	185,878	98	26	1,486	157,063	106	8	70	37,841	541
信用金庫・信金中央金庫	123	3,005	112,316	37	102	2,528	91,769	36	19	89	10,516	118
信用組合	39	587	23,222	40	33	466	19,287	41	6	40	3,459	86
政府系金融機関	3	1,605	21,809	14	3	1,598	19,634	12	1	7	2,175	311
系統金融機関	16	481	17,374	36	10	436	12,103	28	4	5	1,841	368
その他	2	44	1,085	25	2	44	1,085	25	0	0	0	0
全体(上記合計)	255	10,061	814,879	81	215	8,710	681,133	78	62	384	145,162	378

【2016年度】

業態	全体				うちプロパー案件				うちシンジケート案件			
	実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額	実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額	実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額
都市銀行、信託銀行	2	80	81,583	1,020	1	3	66,807	22,269	2	25	46,977	1,879
地方銀行	45	2,151	302,105	140	43	1,970	260,320	132	31	76	35,989	474
第二地方銀行	27	761	73,872	97	25	551	61,771	112	17	22	4,545	207
信用金庫・信金中央金庫	157	2,655	149,102	56	128	1,963	128,049	65	63	47	9,739	207
信用組合	52	666	34,936	52	44	636	33,788	53	20	20	1,069	53
政府系金融機関	4	3,451	106,405	31	3	3,287	85,964	26	2	147	17,481	119
系統金融機関	19	1,150	44,541	39	14	1,034	40,869	40	5	98	8,682	89
その他	1	7	1,873	268	1	7	1,873	268	0	0	0	0
全体(上記合計)	307	10,921	794,417	73	259	9,451	679,441	72	140	435	124,482	286

Q3.融資残高

ABL 融資残高を表 3 に示す。2017 年度末の ABL 融資残高は、総額 2,495,682 百万円で、業態別では、地方銀行（1,136,208 百万円）が最も大きく、ABL 全体の 45.6%を占めた。昨年度と比較しても、地方銀行が占める割合は 2.1 ポイント程度増加している。一方で、政府系金融機関の ABL 全体の融資残高が減少している。

プロパー案件は、ABL 全体の 74.2%にあたる 1,850,741 百万円、シンジケート案件は、ABL 全体の 20.0%にあたる 499,614 百万円となった。

ABL 全体の融資残高は、プロパー案件（ABL 保証なし）、シンジケート案件に加え、ABL 保証付き案件を含める為、プロパー案件とシンジケート案件の合計と一致しない。

表 3.ABL 融資残高

【2017年度】

業態	残高保有 機関数	ABL全体	うちプロパー案件 (百万円)	うちシンジケート案件 (百万円)
都市銀行、信託銀行	4	640,996	235,000	287,575
地方銀行	40	1,136,208	990,572	138,407
第二地方銀行	32	325,686	300,082	37,602
信用金庫・信金中央金庫	174	260,319	215,972	18,188
信用組合	54	59,024	53,529	4,068
政府系金融機関	1	46,813	36,840	9,973
系統金融機関	17	23,036	15,146	3,801
その他	2	3,600	3,600	0
全体(上記合計)	324	2,495,682	1,850,741	499,614

※プロパー案件とシンジケート案件の合計はABL全体と一致しない。

【2016年度】

業態	残高保有 機関数	ABL全体	うちプロパー案件 (百万円)	うちシンジケート案件 (百万円)
都市銀行、信託銀行	2	520,004	261,741	257,928
地方銀行	45	965,915	876,042	92,035
第二地方銀行	27	209,008	167,809	12,398
信用金庫・信金中央金庫	173	296,289	247,564	13,731
信用組合	51	71,986	63,354	2,065
政府系金融機関	2	111,204	95,335	15,099
系統金融機関	19	42,745	39,392	7,162
その他	1	1,668	1,668	0
全体(上記合計)	320	2,218,819	1,752,905	400,418

Q4.融資先業種別の ABL 融資件数

融資先企業の業種別の ABL 融資件数を図 6 に示す。今年度（2017 年度）調査においても、融資先の業種で最も多い業種は製造業の 2,588 件で全体の 25.6%を占める。昨年度（2016 年度）調査の結果との比較では、医療業で融資件数の増加がみられたものの、製造業や漁業など多くの業種では融資件数が減少した。

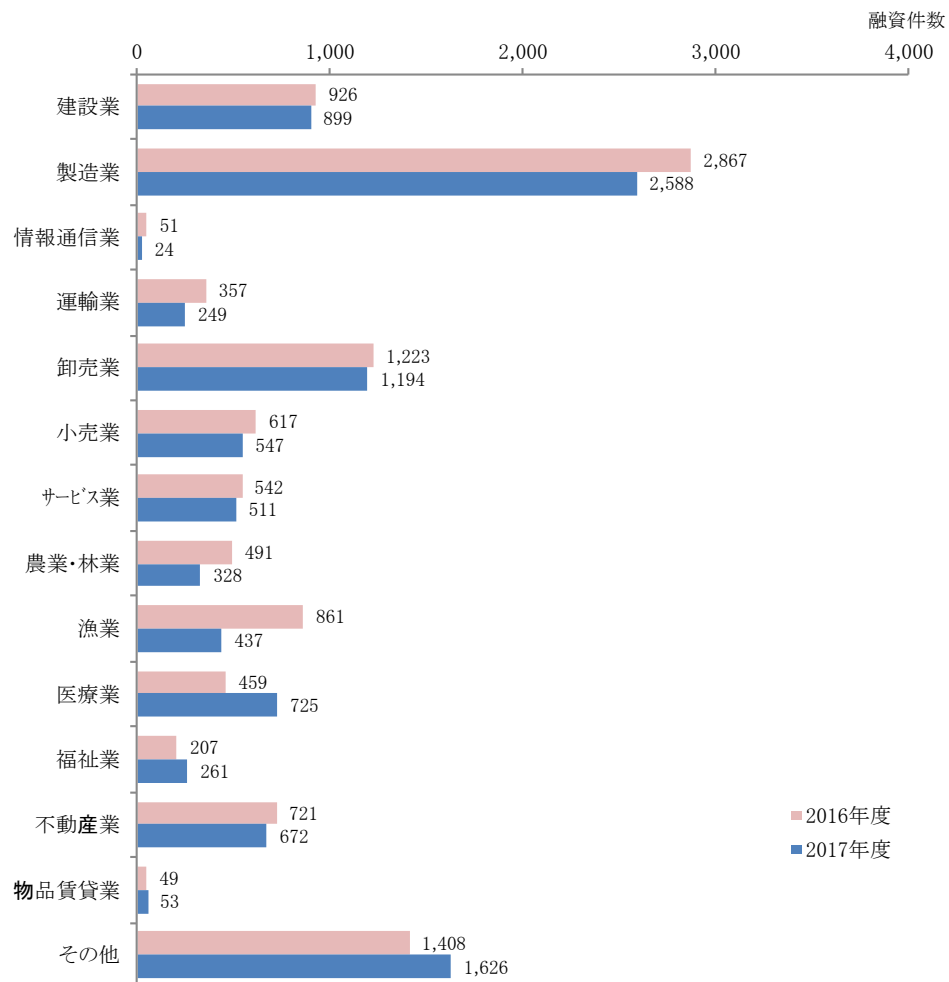


図 6.融資先業種別の ABL 融資件数

Q5.ABL の融資先規模別の融資件数

融資先の企業規模別の ABL 融資件数について、法定中小企業²への ABL 実施が 9,098 件と最も多く、全体の 95.7%を占めている。中堅企業（法定中小企業及び大企業（資本金 10 億円以上）に当てはまらないもの）への ABL 実施は 363 件、大企業への ABL 実施は 42 件となった。

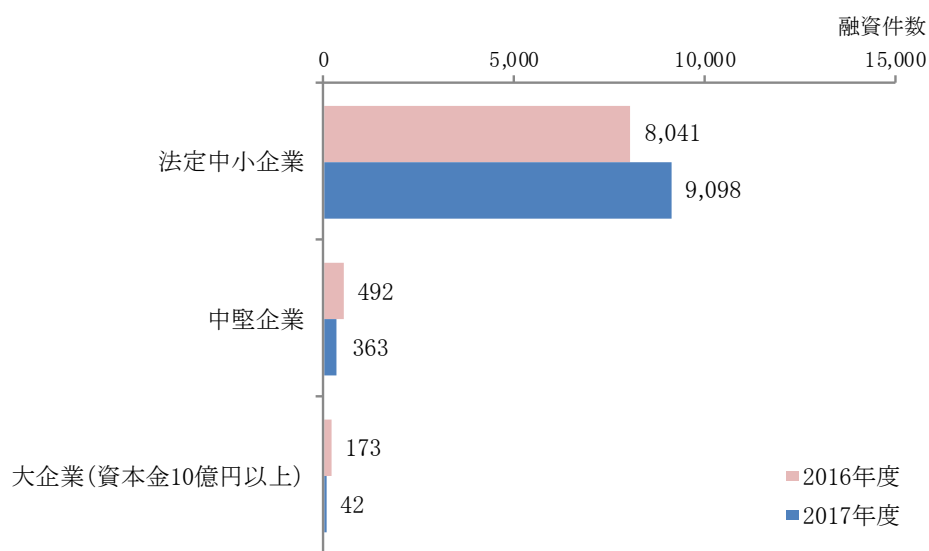


図 7.融資先規模別の融資件数

²法定中小企業とは中小企業基本法に基づき、業種別に以下の資本金に関する要件、または（常時雇用）従業員に関する要件のいずれかを満たすものをいう。

- 小売業 … 資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- サービス業 … 資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- 卸売業 … 資本金1億円以下または従業員100人以下
- その他の業種 … 資本金3億円以下または従業員300人以下

Q6.担保種類別融資件数と実行額

担保種別の融資実行件数と実行額は図 8 の通りである。実行件数・融資実行額ともに、動産では、太陽光発電設備（2,044 件、252,162 百万円）が最も多く、また債権では、太陽光発電と推測される売電債権（2,573 件、264,082 百万円）が最も多くなっており、動産及び債権とも太陽光発電に関連した融資が、昨年度比で減少しているとは言え、引き続き多くなっている。

また、「債権」項目において、売電債権の次に多いのが、実行件数では電子記録債権（1,060 件）であり、実行金額では売掛債権（100,632 百万円）となっている。

昨年度（2016 年度）の調査結果との比較では、太陽光発電設備について、件数、実行金額ともに昨年度を下回っている。総じて、実行件数は増加しているものの、実行金額は減少している。

【2017年度】

	担保の種類	実行件数	実行額(百万円)
設備	工作機械、建設機械	75	6,352
	業務用車両	24	1,609
	太陽光発電設備	2,044	252,162
	その他設備	164	9,221
機器	厨房機器	2	250
	医療機器	7	1,416
	OA機器、什器	1	120
	その他の機器	19	1,859
原材料	鉄、非鉄、貴金属	31	7,691
	天然素材(羊毛、繭、羽毛等)	16	101
	家畜(肉用牛、豚等)	2	29,363
	家畜(生産用)	33	8,330
	冷凍水産物(マグロ、エビ等)	67	19,225
	その他の原材料	307	16,465
仕掛品	-	385	8,042
製品	衣料品	61	5,548
	ブランド品(時計、バック、化粧品等)	107	7,248
	酒類(清酒、ワイン等)	44	3,698
	食品(冷凍食品、加工食品等)	233	16,533
	家電	6	271
	DIY用品	1	200
	自動車	53	10,394
	その他の製品	375	34,100
債権	売掛債権	997	100,632
	売電債権	2,573	264,082
	介護報酬債権	210	5,507
	診療報酬請求債権	756	65,250
	工事請負代金債権	258	2,807
	電子記録債権	1,060	5,481
	リース債権/割賦債権	71	47,895
	その他の債権	86	55,405

【2016年度】

	担保の種類	実行件数	実行額(百万円)
設備	工作機械、建設機械	80	9,000
	業務用車両	41	1,418
	太陽光発電設備	2,672	333,845
	その他設備	210	28,014
機器	厨房機器	0	0
	医療機器	7	2,350
	OA機器、什器等	5	800
	その他の機器	51	1,870
原材料	鉄、非鉄、貴金属	24	5,121
	天然素材	8	904
	家畜(肉用牛、豚等)	401	33,596
	家畜(生産用)	2	752
	冷凍水産物	320	19,649
	その他の原材料	90	5,498
仕掛品	仕掛品	381	6,792
製品	衣料品	39	5,434
	ブランド品	35	4,548
	酒類	29	4,982
	食品	128	12,243
	家電	4	1,930
	DIY用品	1	66
	自動車	22	6,066
	その他の製品	223	21,080
債権	売掛債権	682	48,348
	売電債権	2,969	349,469
	介護報酬債権	214	7,381
	診療報酬請求債権	417	25,414
	工事請負代金債権	54	2,189
	電子記録債権	729	2,854
	リース債権/割賦債権	19	7,064
	その他の債権	91	68,180

図 8. 動産担保種類別（小分類）の融資件数と実行額

担保種別（中分類）の融資実行額の推移は図 9 の通りである。

太陽光発電設備を担保とした融資実行額は 2015 年度をピークに 2016 年度、2017 年度は減少に転じている。

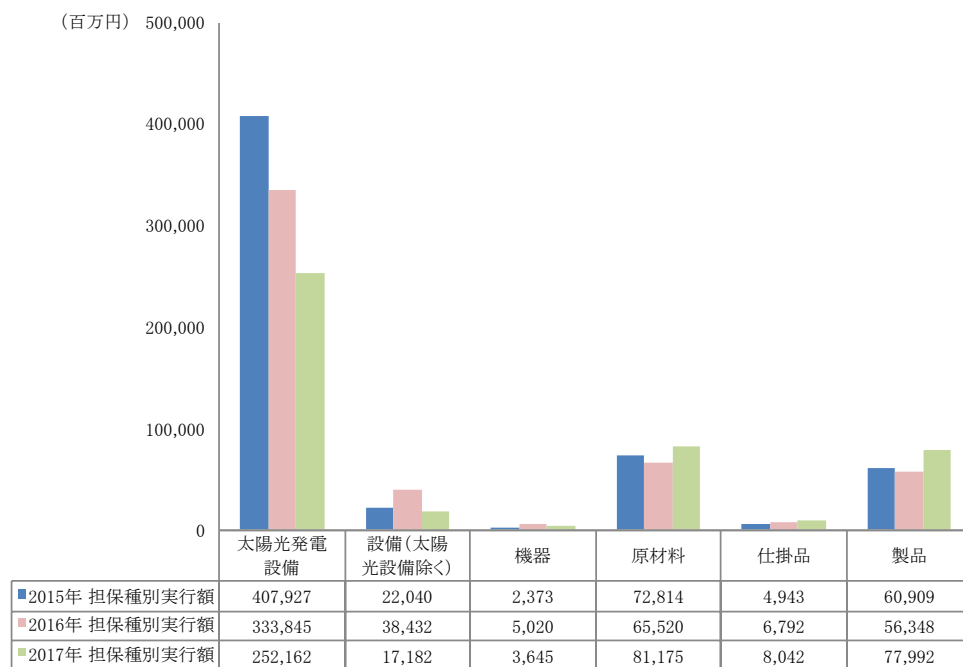
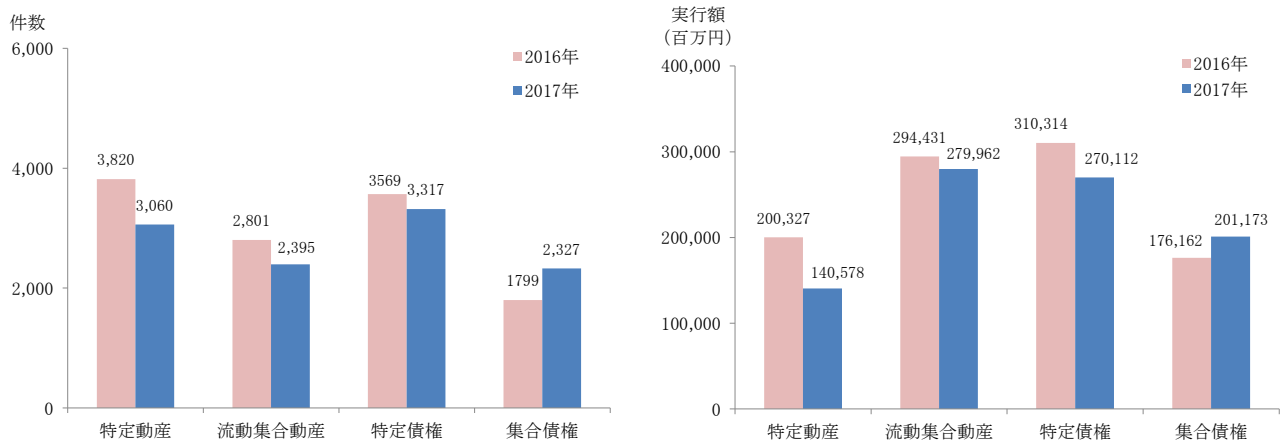


図 9. 動産担保種類別（中分類）の融資実行額の推移

Q7.ABL の対象が集合動産・債権か否かの別と融資実行件数・実行額

ABL の対象が集合動産・債権か否かで実行件数・実行額を整理したところ、実行件数では特定債権を対象とした融資（3,317 件）が最も多い一方で、実行額については、流動集合物動産を対象にした場合が 279,962 百万円となり、最も多かった。昨年度（2016 年度）調査結果との比較では、集合債権は、実行件数・実行額ともに増加したが、それ以外については実行件数・実行額ともに減少している。

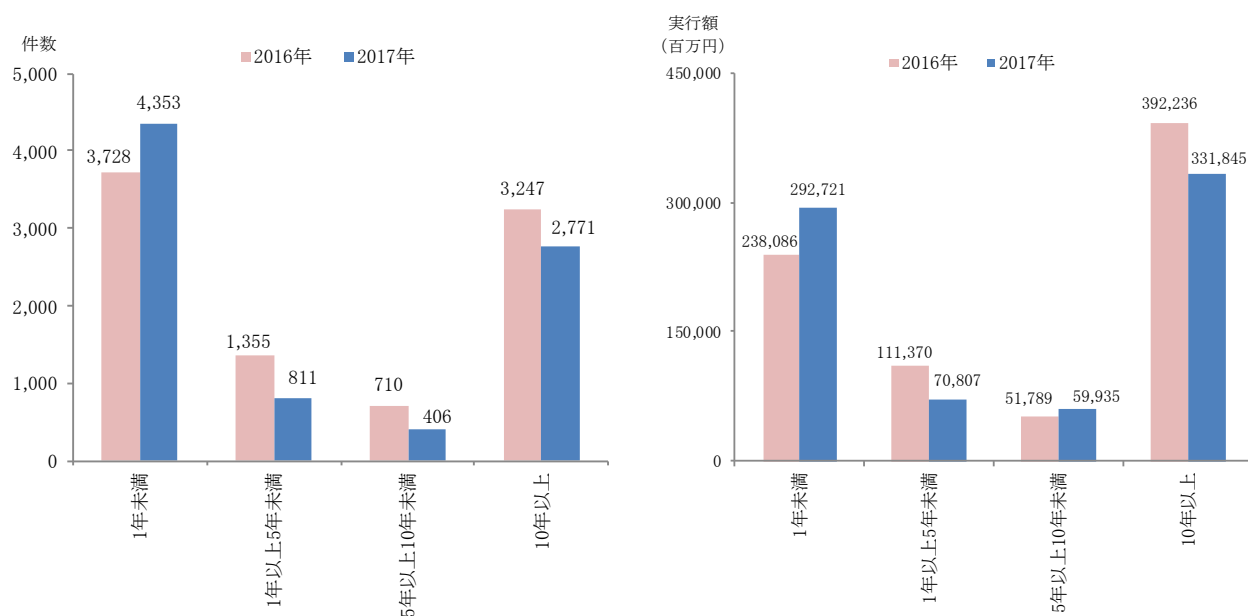


担保の特定方法	2016年度		2017年度	
	実行件数	実行額 (百万円)	実行件数	実行額 (百万円)
特定動産	3,820	200,327	3,060	140,578
流動集合動産	2,801	294,431	2,395	279,962
特定債権	3,569	310,314	3,317	270,112
集合債権	1,799	176,162	2,327	201,173

図 10. ABL の対象が集合動産・債権か否かの別と融資実行件数・実行額

Q8.融資期間別の融資件数と実行額

融資期間別の ABL 実行件数、実行額については、融資実行件数では融資期間が 1 年未満の融資が最も多く (4,353 件)、全体の 52.2%を占めた。融資実行額では融資期間が 10 年以上の融資が最も多く (331,845 百万円) 全体の 43.9%を占めている。長期と短期の二極化傾向にあることが見て取れる。昨年度 (2016 年度) の調査結果と比較すると、融資件数では、10 年以上の融資の件数が減少し、1 年未満の融資の件数が増加している。融資実行額においても、10 年以上の融資実行額は減少し、1 年未満の融資実行額は増加している。



融資期間	2016年度		2017年度	
	実行件数	実行額 (百万円)	実行件数	実行額 (百万円)
1年未満	3,728	238,086	4,353	292,721
1年以上5年未満	1,355	111,370	811	70,807
5年以上10年未満	710	51,789	406	59,935
10年以上	3,247	392,236	2,771	331,845

図 11. 融資期間別の融資件数と実行額

Q9.融資先の信用状況の傾向

取引先企業の信用状況については、「債務者区分でおおむね正常先に相当する企業が多い」と回答している機関が73.1%と最も多く、次いで「おおむね要注意先に相当する企業が多い」と回答した機関が22.2%となっている。2016年度調査と比較しても大きな変化は見られなかった。また、業態別（図13）では、その他以外の機関においては「おおむね正常先に相当する企業が多い」と回答する機関が多いことがわかる。信用金庫・信金中央金庫で「おおむね要注意先に相当する企業が多い」と回答した機関が比較的多くなっている。

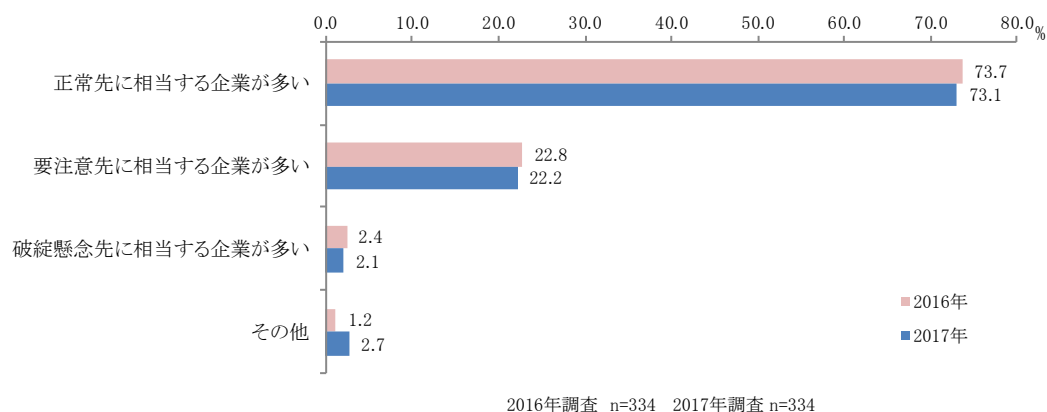


図12.取引先企業の信用状況

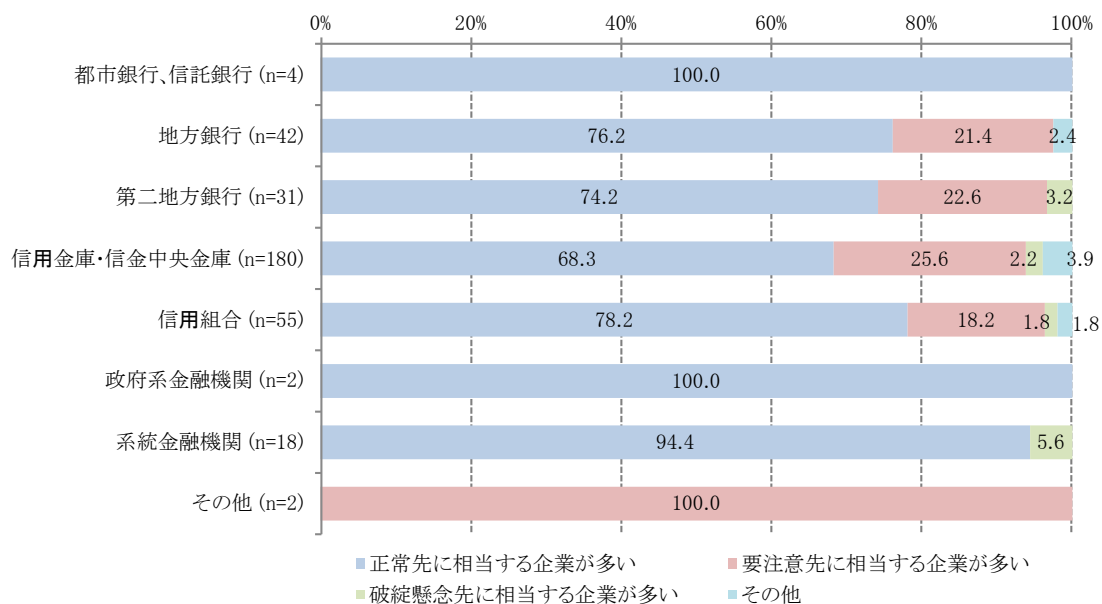


図13.取引先企業の信用状況（業態別）

Q10.融資先の借入状況の傾向

ABL 実施前の融資先の借入状況の傾向について、図 14 によると、ABL 以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が不十分だった事例の方が多く、と回答している機関が全体の 41.2%を占めている。昨年度（2016 年度）調査と比較し、「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が不十分だった事例の方が多くと回答する機関が 23.3 ポイント減少し、融資先の借入状況に比較的大きな変化がみられた。

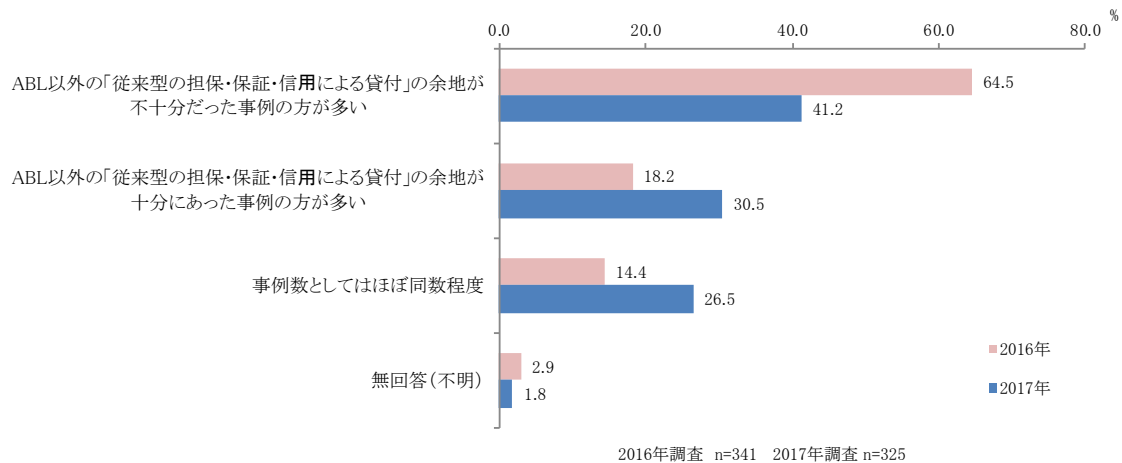


図 14.ABL を実施した融資先の借入状況

Q11.取引先企業のイメージ

取引先企業のレベル（複数回答）について、「成熟期にある企業」と回答する機関が最も多く（全体の64.1%）、次に「発展期にある企業」が多い。創業期、衰退期、再生期にある企業へのABL実施は他の企業レベルの実施率に比べて低く、ある程度リスクが抑えられる企業でなければ、多くの金融機関はABLを実施していないと推察される。

昨年度（2016年度）の調査結果と比較すると、「創業期にある企業」、「成熟期にある企業」、「衰退期にある企業」、「再生期にある企業」と回答する機関がそれぞれ増加しているのに対して、「発展期にある企業」と回答した機関は減少しているのが特徴的である。

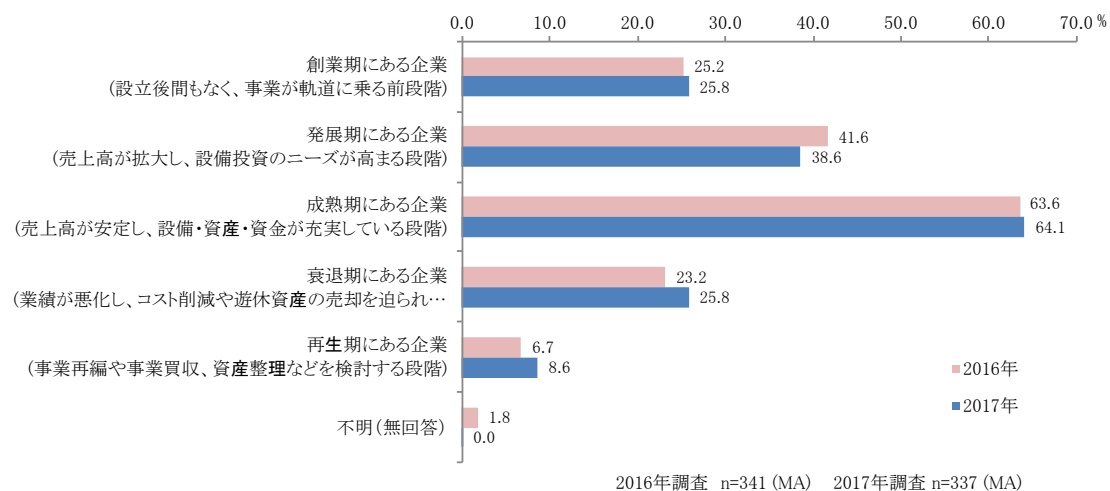


図 15.ABL を実施した主な取引先企業レベルのイメージ

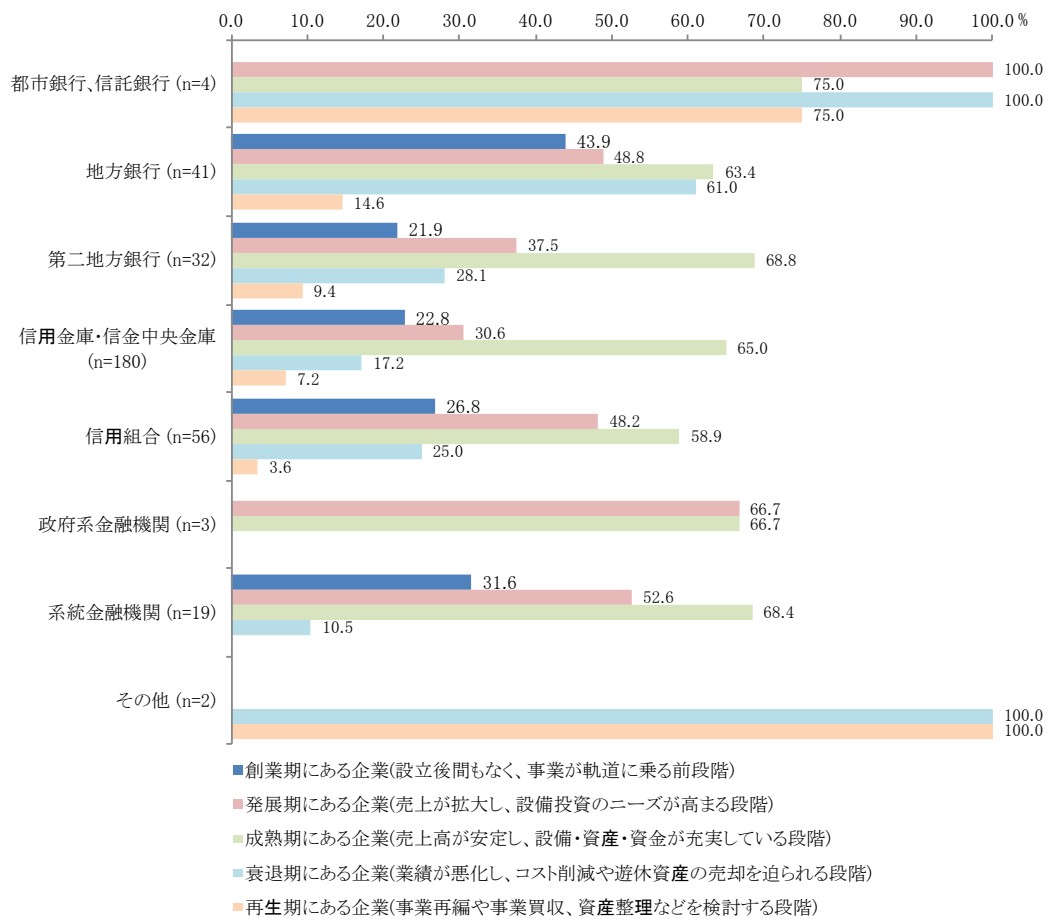


図 16.ABL を実施した主な取引先企業レベルのイメージ（業態別）

2. ABL の実施方針・体制

Q12.ABL の実施方針

ABL の実施方針については、「一般担保とならなくても取り組むが、原則、対抗要件を具備した担保設定を行う」との回答が 55.1%と最も多くなった。昨年度調査と比較しても概ね同じ傾向であった。業態別で見ると、地方銀行、第二地方銀行において「一般担保とならなくても取り組むが、原則、対抗要件を具備した担保設定を行う」が比較的高い値となった。

また、系統金融機関や信用組合では「対象動産・債権が一般担保となる場合に取り組む」の割合が半数以上であった。

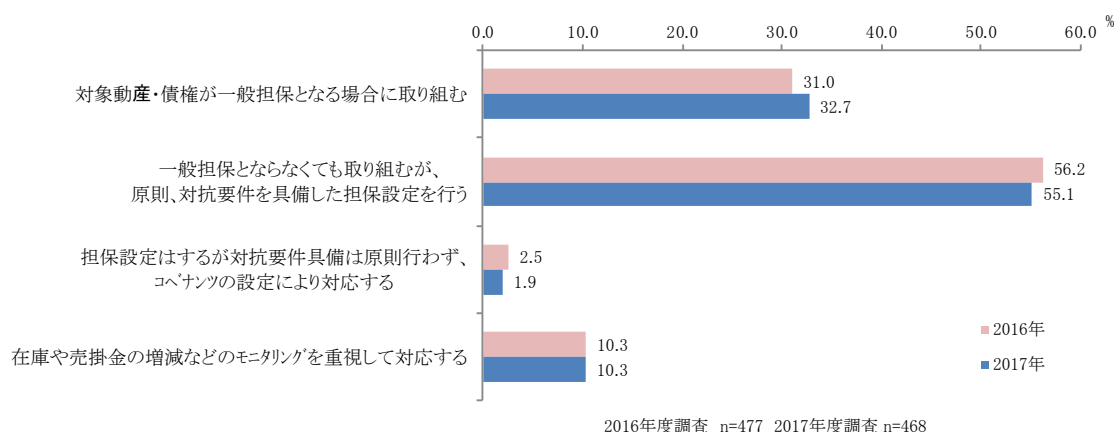


図 17.ABL の実施方針

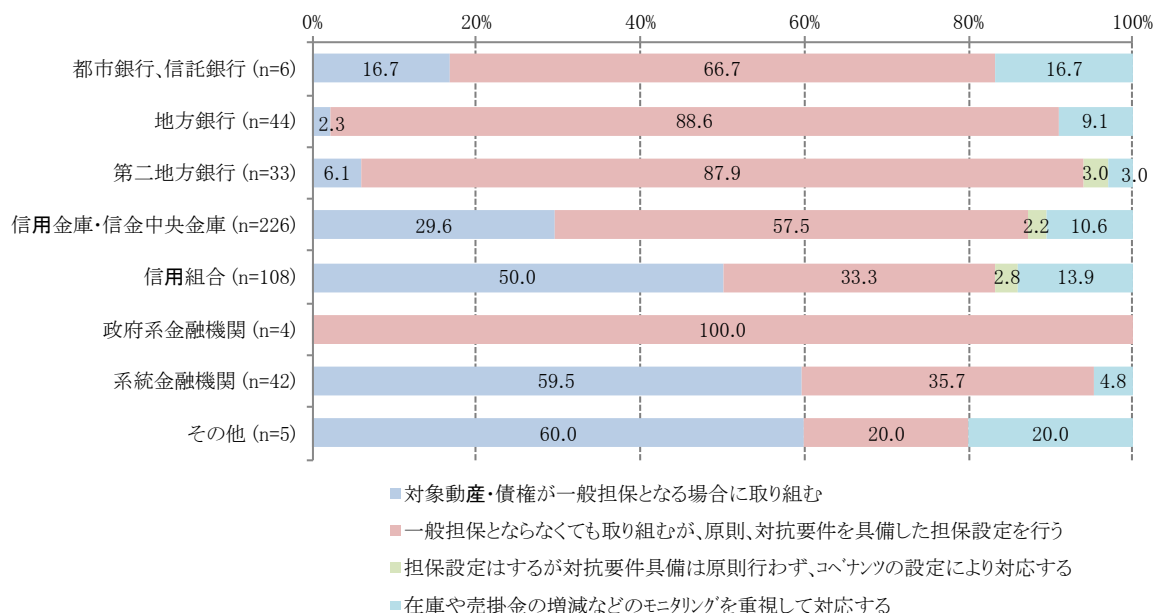


図 18.ABL 実施方針（業態別）

Q13.今後の ABL の実施方針

今後の ABL 実施方針については、ABL の実績がある先において「現状を維持する」と回答した機関が 77.1%と最も多くなった。昨年度（2016 年度）の調査結果との比較では、「現状を維持する」と回答した機関の割合が 4 ポイント近く増加している。また、ABL の実績がない先においては、「ABL の取り組みを予定していない」と回答した機関が 79.3%と一番多い。

【ABL の実績がある機関】

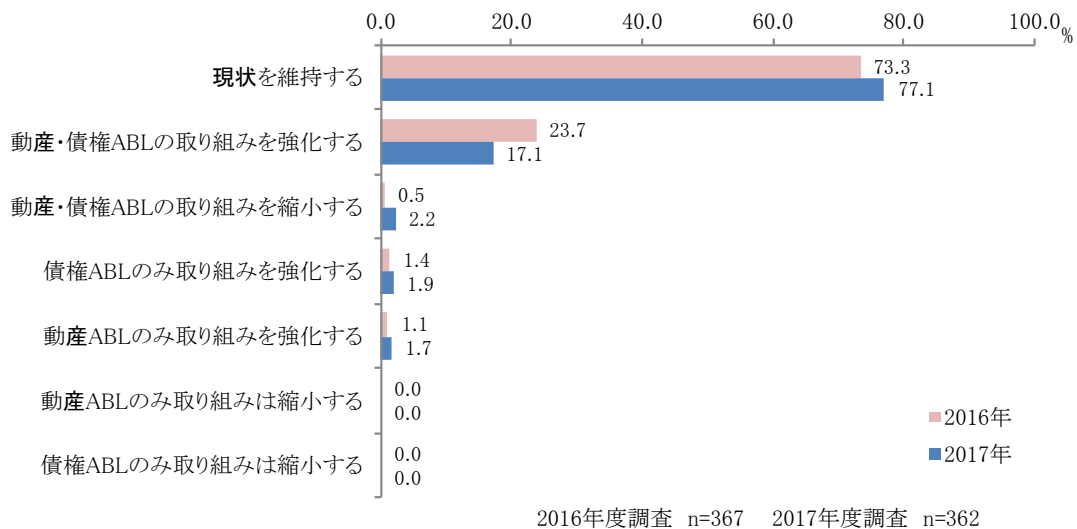


図 19.今後の ABL 実施方針（ABL 実績あり）

【ABL の実績がない機関】

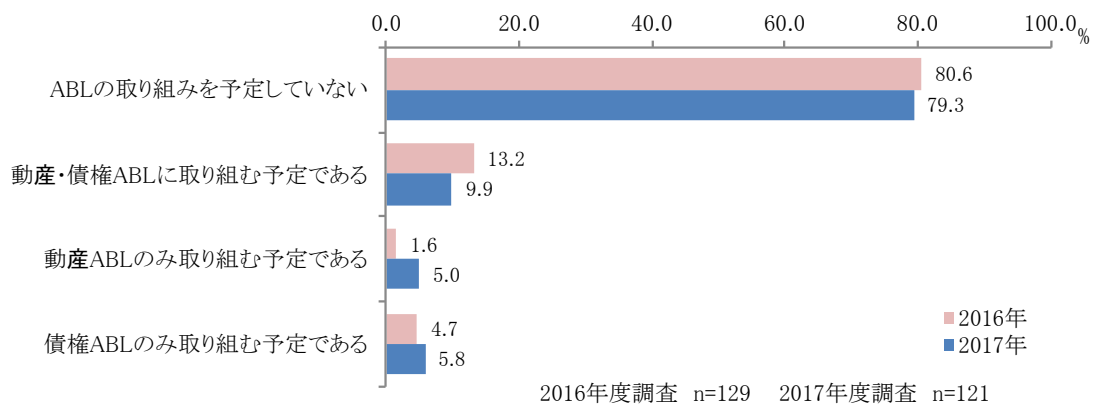


図 20.今後の ABL 実施方針（ABL 実績なし）

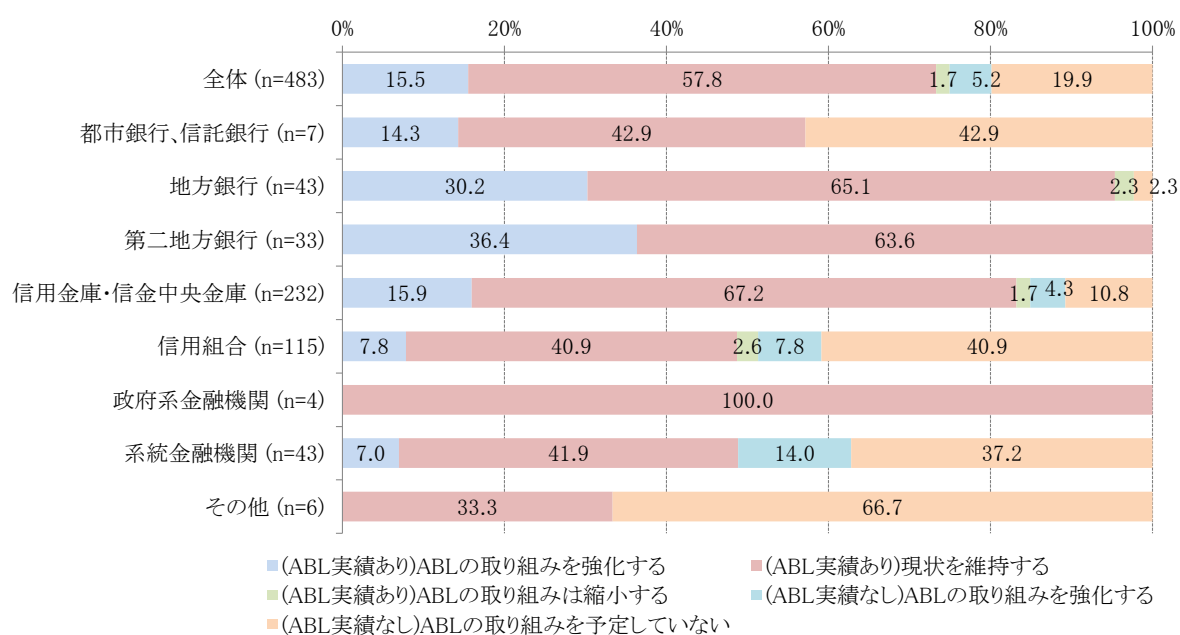


図 21.今後の ABL の実施方針（業態別） 2017 年度

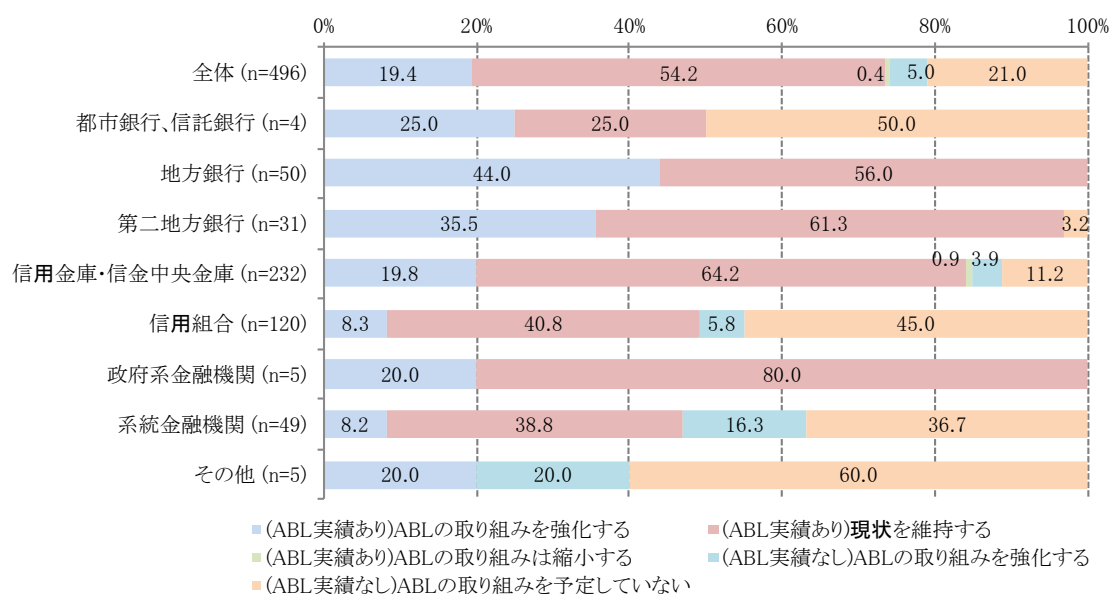


図 22.今後の ABL の実施方針（業態別） 2016 年度

Q14.今後、ABL の取組を維持、強化の方針をとる理由

今後「ABL の取り組みを強化する」、「現状を維持する」の方針をとる理由（複数回答）については、昨年度調査に引き続き、「取引先の取引状況をモニタリングできるから」（48.8）が最も多くなった。次いで、「取引先のニーズに合った融資スキームだから」（43.3%）、「信用力が低い取引先への取引拡充ができるから」（36.1%）、となった。

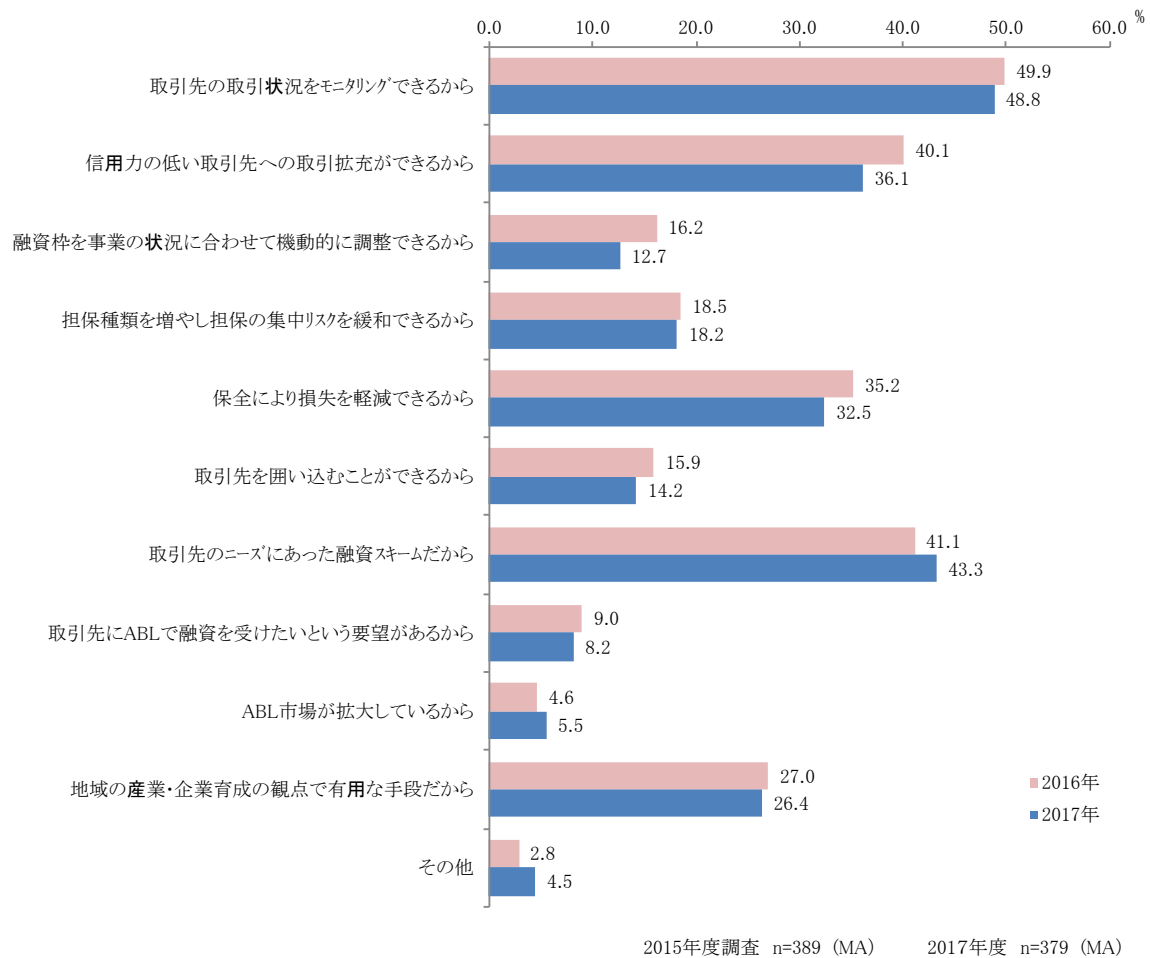


図 23. ABL の取組の維持、強化の方針をとる理由

Q15.ABL 取組を予定していない、もしくは縮小する方針をとる理由

今後、「ABL の取り組みは縮小する」、もしくは「ABL の取り組みを予定していない」理由（複数回答）については、「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」（50.5%）となり、昨年度調査に引き続き最も多くなった。続いて「ABL の融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから」（30.1%）、「客観的・合理的な評価を得ることが困難だから」（30.1%）、「ABL の推進にあたり、人員を割く余裕がないから」（25.2%）となった。

昨年度（2016 年度）調査の結果との比較を行ったところ、「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」という理由が昨年よりその比率が減少している。

業態別に確認すると、信用金庫及び信用組合、系統金融機関において「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」が比較的高い結果となった。

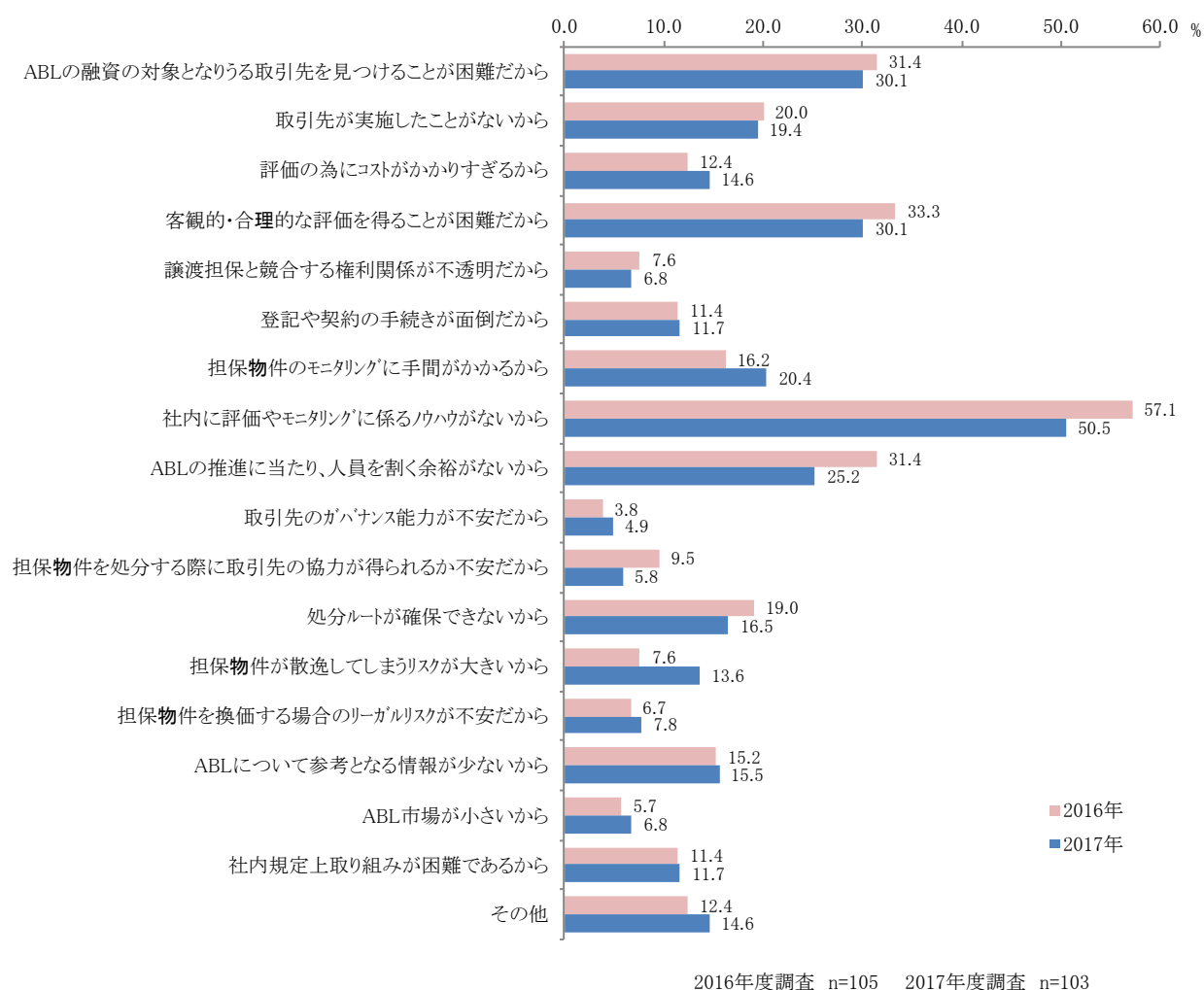


図 24.ABL 取組を予定していない、もしくは縮小する理由

表 4.ABL 取組を予定していない、もしくは縮小する理由（業態別）

取り組みを予定していない、縮小する理由	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから	0.0	0.0	0.0	27.6	40.8	0.0	18.8	0.0
取引先が実施したことがないから	0.0	0.0	0.0	24.1	18.4	0.0	25.0	0.0
評価の為にコストがゆかりすぎるから	0.0	0.0	0.0	10.3	16.3	0.0	25.0	0.0
客観的・合理的な評価を得ることが困難だから	0.0	0.0	0.0	27.6	24.5	0.0	68.8	0.0
譲渡担保と競合する権利関係が不透明だから	0.0	0.0	0.0	6.9	6.1	0.0	12.5	0.0
登記や契約の手続きが面倒だから	0.0	0.0	0.0	13.8	12.2	0.0	12.5	0.0
担保物件のモニタリングに手間がゆかりすぎるから	0.0	0.0	0.0	17.2	22.4	0.0	25.0	25.0
社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから	0.0	50.0	0.0	51.7	53.1	0.0	56.3	25.0
ABLの推進に当たり、人員を割く余裕がないから	33.3	0.0	0.0	27.6	22.4	0.0	31.3	25.0
取引先のカバレッジ能力が不安だから	0.0	0.0	0.0	0.0	8.2	0.0	6.3	0.0
担保物件を処分する際に取引先の協力が得られるか不安だから	0.0	0.0	0.0	3.4	6.1	0.0	12.5	0.0
処分ルートが確保できないから	0.0	0.0	0.0	24.1	12.2	0.0	25.0	0.0
担保物件が散逸してしまうリスクが大きいから	0.0	0.0	0.0	17.2	12.2	0.0	18.8	0.0
担保物件を換価する場合のリーガルリスクが不安だから	0.0	0.0	0.0	10.3	6.1	0.0	12.5	0.0
ABLについて参考となる情報が少ないから	0.0	0.0	0.0	6.9	16.3	0.0	37.5	0.0
ABL市場が小さいから	0.0	0.0	0.0	13.8	4.1	0.0	6.3	0.0
社内規定上取り組みが困難であるから	33.3	0.0	0.0	6.9	10.2	0.0	18.8	25.0
その他	2	1		3	7			2
回答機関数合計	66.7	50.0	0.0	10.3	14.3	0.0	0.0	50.0
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0

※第二地方銀行、政府系金融機関は該当する金融機関がなかった。

3. ABL の推進に向けた取り組み

Q16.ABL 案件発掘時の課題

ABL 案件発掘時についての課題（複数回答）について ABL を実施した機関の約半数程度が、「物件の担保としての適性について判断ができないこと」（48.0%）「資産の管理状態について 把握ができていないこと」（49.4%）、を挙げている。

業態別では、表 5 の通りであり、第二地方銀行において「資産の管理状態について把握できないこと」を課題としてあげる割合がやや高かった。

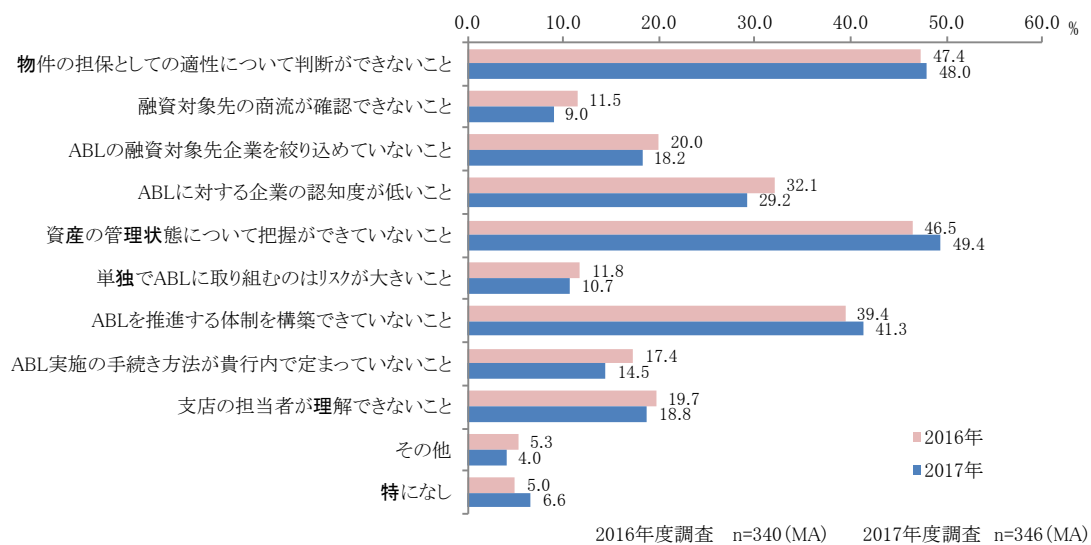


図 25.ABL 案件発掘時の課題

表 5.ABL 案件発掘時の課題（業態別）

案件発掘時の課題	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
物件の担保としての適性について判断ができないこと	0.0	16 37.2	16 50.0	95 51.1	31 55.4	2 50.0	6 31.6	0.0
融資対象先の商流が確認できないこと	0.0	2 4.7	6 18.8	14 7.5	7 12.5	0.0	2 10.5	0.0
ABLの融資対象先企業を絞り込めていないこと	0.0	5 11.6	6 18.8	37 19.9	13 23.2	0.0	2 10.5	0.0
ABLに対する企業の認知度が低いこと	1 25.0	19 44.2	13 40.6	53 28.5	14 25.0	0.0	0.0	1 50.0
資産の管理状態について把握ができていないこと	2 50.0	18 41.9	21 65.6	88 47.3	30 53.6	2 50.0	10 52.6	0.0
単独でABLに取り組むのはリスクが大きいこと	0.0	2 4.7	5 15.6	20 10.8	9 16.1	0.0	1 5.3	0.0
ABLを推進する体制を構築できていないこと	0.0	12 27.9	8 25.0	95 51.1	24 42.9	0.0	4 21.1	0.0
ABL実施の手続き方法が自内定で定まっていないこと	0.0	3 7.0	0.0	33 17.7	11 19.6	0.0	3 15.8	0.0
支店の担当者が理解できないこと	0.0	12 27.9	10 31.3	31 16.7	12 21.4	0.0	0.0	0.0
その他	2 50.0	4 9.3	0.0	5 2.7	1 1.8	0.0	2 10.5	0.0
特になし	1 25.0	3 7.0	0.0	8 4.3	4 7.1	2 50.0	4 21.1	1 50.0
回答機関数合計	4 100.0	43 100.0	32 100.0	186 100.0	56 100.0	4 100.0	19 100.0	2 100.0

Q17.担保価値評価時の課題

担保価値評価時の課題（n=346）（複数回答）については、「自行（庫・社）内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと」（72.0%）、「業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと」（35.3%）「外部評価会社の依頼費用が高いこと」（32.4%）が比較的多くあげられた。昨年度（2016年度）との比較では、5 ポイント以上の変化がある項目はなく、特筆すべき項目はみられなかった。

業態別では、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫で「自行（庫・社）内で評価する体制・ノウハウが確立されていないこと」をあげる比率が高くなっている。また、地方銀行、第二地方銀行で「外部評価会社の評価費用が高いこと」を課題にあげる割合がやや高くなっている。

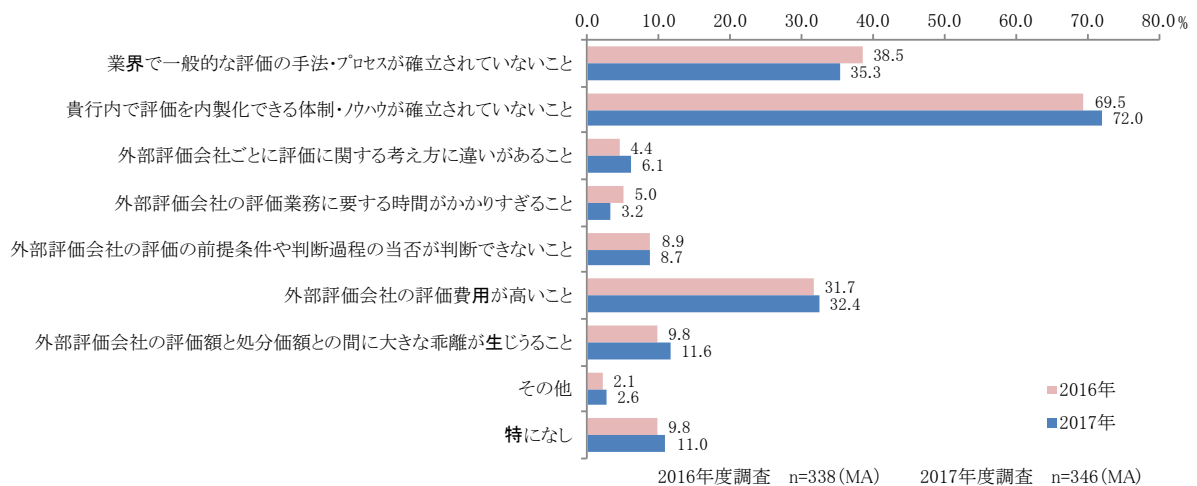


図 26.担保価値評価時の課題

表 6.担保評価時の課題（業態別）

担保評価時の課題	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと	0.0	16	13	58	24	3	8	0.0
自行内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと	0.0	37.2	40.6	31.2	42.9	75.0	42.1	0.0
外部評価会社ごとに評価に関する考え方に違いがあること	1	4	4	11			1	
外部評価会社の評価業務に要する時間がかかりすぎること	25.0	9.3	12.5	5.9	0.0	0.0	5.3	0.0
外部評価会社の評価の前提条件や判断過程の当否が判断できないこと	0.0	20.9	6.3	9.7	1.8	0.0	0.0	0.0
外部評価会社の評価費用が高いこと	4	30	20	46	8	1	3	
外部評価会社の評価額と処分価額との間に大きな乖離が生じること	3	9	7	17	2		2	
その他	0.0	0.0	0.0	3.2	1.8	0.0	5.3	50.0
特になし	0.0	2.3	0.0	10.2	17.9	25.0	31.6	50.0
回答機関数	4	43	32	186	56	4	19	2
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Q18.担保設定時の課題

担保設定時の課題（n=341）（複数回答）について、「譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること」（36.1%）となっており、昨年度(2016 年度)調査に引き続き課題と感じている。次に多いのが「動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと」（23.2%）、「債権に譲渡禁止特約が付いてくることが多く、これを解除できないこと」（20.2%）となった。昨年度（2016 年度）調査結果と比べると、各項目においてその割合が減少しており、「特になし」が増加している。業態別では、「譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること」の項目で地方銀行、第二地方銀行において課題としてあげる割合が半数を超えた。

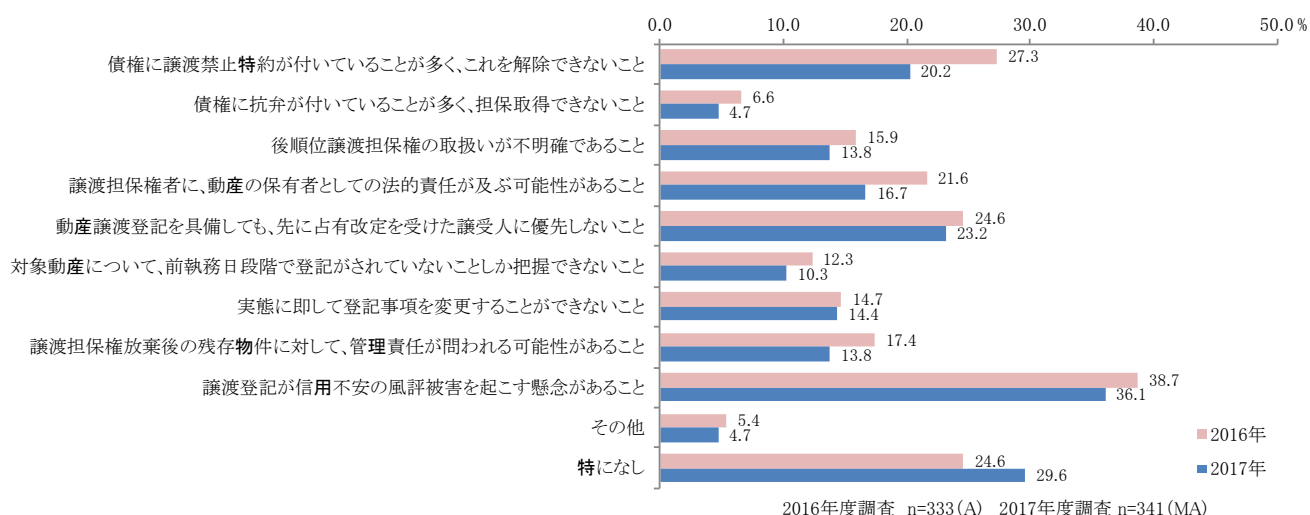


図 27.担保設定時の課題

表 7.担保設定時の課題（業態別）

	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	農業系統 金融機関	その他
債権に譲渡禁止特約が付いていることが多く、これを解除できないこと	3 75.0	15 34.9	6 18.8	33 18.1	7 12.5		3 16.7	2 100.0
債権に抗弁が付いていることが多く、担保取得できないこと	1 25.0	3 7.0		7 3.8	2 3.6		3 16.7	0.0
後順位譲渡担保権の取扱いが不明確であること		8 18.6	6 18.8	18 9.9	9 16.1	2 50.0	4 22.2	0.0
譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること	1 25.0	9 20.9	7 21.9	30 16.5	6 10.7	1 25.0	3 16.7	0.0
動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと	3 75.0	15 34.9	10 31.3	34 18.7	13 23.2	1 25.0	3 16.7	0.0
対象動産について、前執務日段階で登記がされていないことしか把握できないこと	1 25.0	8 18.6	4 12.5	17 9.3	1 1.8		4 22.2	0.0
実態に即して登記事項を変更することができないこと	2 50.0	13 30.2	8 25.0	16 8.8	6 10.7	1 25.0	3 16.7	0.0
譲渡担保権放棄後の残存物件に対して、管理責任が問われる可能性があること	1 25.0	7 16.3	6 18.8	22 12.1	6 10.7	2 50.0	3 16.7	0.0
譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること	2 50.0	23 53.5	18 56.3	61 33.5	13 23.2		5 27.8	1 50.0
その他	1 25.0		1 3.1	7 3.8	5 8.9	1 25.0	1 5.6	0.0
特になし		5 11.6	5 15.6	63 34.6	19 33.9	1 25.0	8 44.4	0.0
回答機関数	4 100.0	43 100.0	32 100.0	182 100.0	56 100.0	4 100.0	18 100.0	2 100.0

Q19.一般担保として取り扱うに当たっての課題

ABL による動産・債権担保を一般担保として取り扱うに当たっての課題として解決困難なもの(n=344) (複数回答) については、「動産につき適切な換価手段を確保すること」(56.7%) が 最も多く、「動産の数量及び品質等を継続的にモニタリングすること」(43.0%)、「客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際

に実施(外部から取得)すること」(36.0%)と続いた。昨年度(2016 年度)調査結果と比較すると、「動産につき適切な換価手段を確保すること」の割合が 6.0 ポイント減少している。

業態別では、昨年度調査に引き続き、「動産につき適切な換価手段を確保すること」が地方銀行、第二地方銀行でやや高い比率となった。

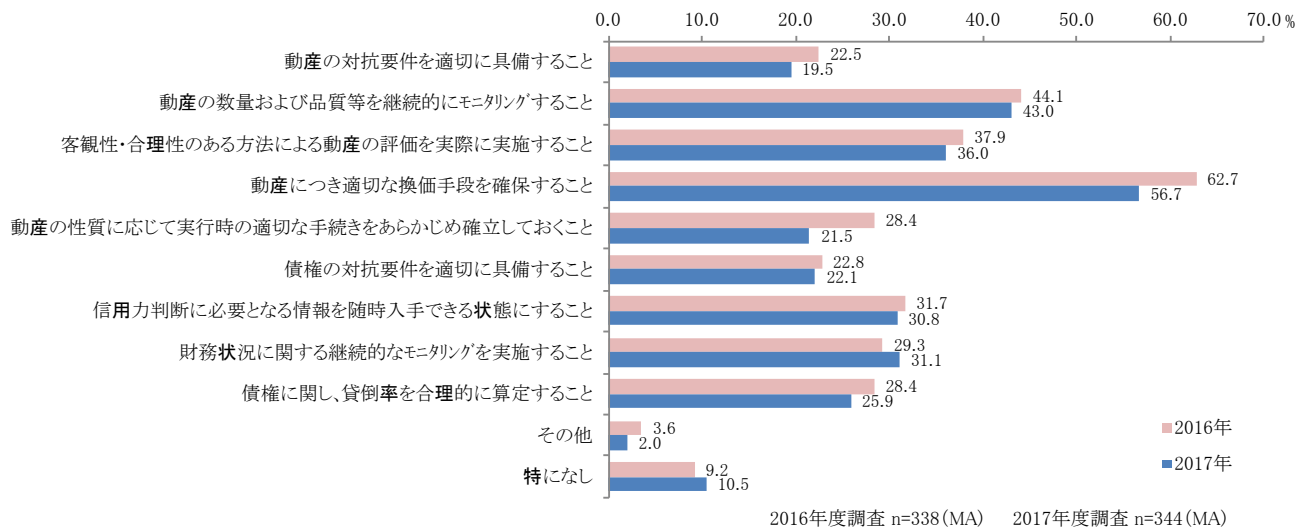


図 28.一般担保として取り扱うに当たっての課題として解決困難なもの

表 8.一般担保として取り扱うに当たっての課題として解決困難なもの(業態別)

一般担保として取り扱う要件としての課題	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
動産の対抗要件を適切に具備すること	2 50.0	1 2.4	7 21.9	41 22.0	8 14.3	2 50.0	6 33.3	0.0
動産の数量および品質等を継続的にモニタリングすること	1 25.0	17 40.5	11 34.4	88 47.3	22 39.3	2 50.0	7 38.9	0.0
客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施すること	1 25.0	18 42.9	6 18.8	74 39.8	19 33.9	0.0	6 33.3	0.0
動産につき適切な換価手段を確保すること	2 50.0	35 83.3	24 75.0	102 54.8	24 42.9	1 25.0	7 38.9	0.0
動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと	2 50.0	20 47.6	12 37.5	28 15.1	8 14.3	0.0	4 22.2	0.0
債権の対抗要件を適切に具備すること	1 25.0	2 4.8	8 25.0	46 24.7	14 25.0	1 25.0	4 22.2	0.0
債権に関し、第三債務者の信用力判断に必要となる情報を随時入手できる状態にすること	0.0	15 35.7	12 37.5	62 33.3	13 23.2	0.0	4 22.2	0.0
債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること	0.0	19 45.2	13 40.6	58 31.2	14 25.0	0.0	3 16.7	0.0
債権に関し、貸倒率を合理的に算定すること	1 25.0	19 45.2	11 34.4	44 23.7	9 16.1	0.0	5 27.8	0.0
その他	0.0	3 7.1	0.0	3 1.6	1 1.8	0.0	0.0	0.0
特になし	0.0	0.0	0.0	18 9.7	12 21.4	2 50.0	2 11.1	2 100.0
回答機関数	4 100.0	42 100.0	32 100.0	186 100.0	56 100.0	4 100.0	18 100.0	2 100.0

Q20.ABL の管理・モニタリングに関する課題

ABL の管理・モニタリングに関する課題について、昨年度に続き「体制・ノウハウが確立されていないこと」(57.2%) が最も多くあげられた。次いで、「モニタリングの業務負荷が大きいこと」(48.6%)、「管理業務に時間・手間がかかりすぎること」(43.1%) となっている。

業態別では、信用金庫・信金中央金庫、信用組合において「行内の体制・ノウハウが確立されていないこと」を課題としてあげる比率が高く、地方銀行、第二地方銀行は「モニタリングの業務負荷が大きいこと」を課題としてあげる比率が高い。

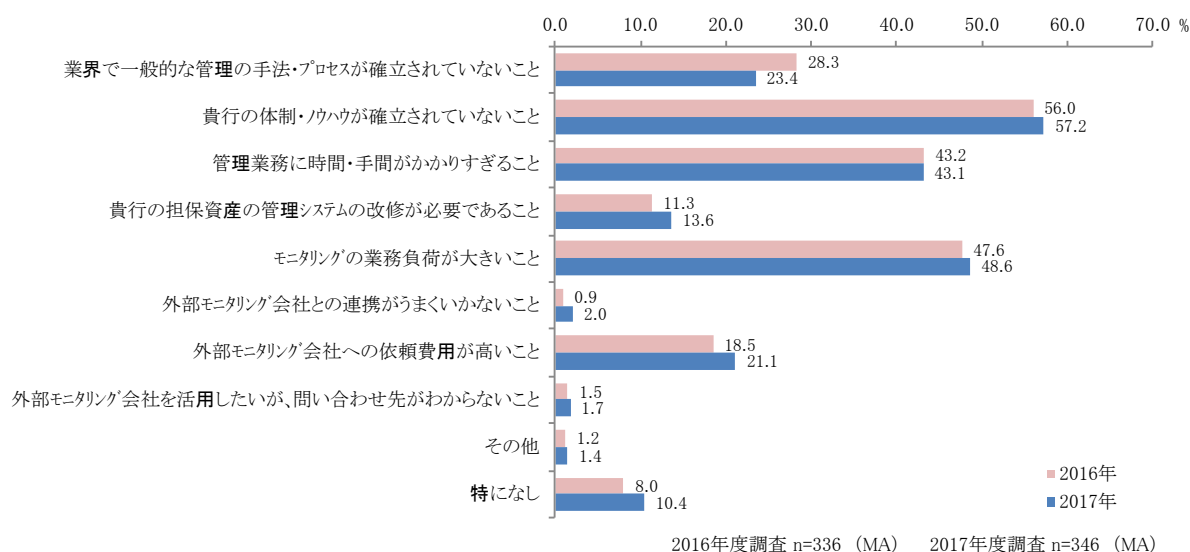


図 29.ABL の管理・モニタリングに関する課題

表 9.ABL の管理・モニタリングに関する課題（業態別）

管理・モニタリングに関する課題	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと	1 25.0	9 20.9	6 18.8	40 21.5	21 37.5	2 50.0	2 10.5	0.0
自行の体制・ノウハウが確立されていないこと	1 25.0	16 37.2	10 31.3	125 67.2	37 66.1	1 25.0	8 42.1	0.0
管理業務に時間・手間がかかりすぎること	4 100.0	24 55.8	23 71.9	75 40.3	14 25.0	3 75.0	6 31.6	0.0
自行の担保資産の管理システムの改修が必要であること	0.0 0.0	6 14.0	5 15.6	25 13.4	9 16.1	0.0 0.0	2 10.5	0.0
モニタリングの業務負荷が大きいこと	4 100.0	29 67.4	24 75.0	82 44.1	18 32.1	2 50.0	8 42.1	1 50.0
外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと	0.0 0.0	0.0 0.0	2 6.3	3 1.6	1 1.8	0.0 0.0	1 5.3	0.0
外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと	3 75.0	14 32.6	13 40.6	32 17.2	7 12.5	1 25.0	3 15.8	0.0
外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	6 3.2	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0
その他	1 25.0	0.0 0.0	0.0 0.0	2 1.1	1 1.8	0.0 0.0	0.0 0.0	1 50.0
特になし	0.0 0.0	1 2.3	0.0 0.0	19 10.2	9 16.1	1 25.0	5 26.3	1 50.0
回答機関数	4 100.0	43 100.0	32 100.0	186 100.0	56 100.0	4 100.0	19 100.0	2 100.0

Q21.担保物件の換価処分に関する課題

担保物件の換価処分に関する課題（n=344）（複数回答）について、昨年度（2016年調査）に続き「処分業務のプロセスが確立されていないこと」（64.5%）が最も多く、「取引先が勝手に処分してしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること」（42.2%）、「適切な処分業者を見つけるのが困難であること」（38.7%）が続いた。業態別では、「処分業務のプロセスが確立されていないこと」の項目は、政府系金融機関、信用金庫・信金中央金庫でその比率が高かった。

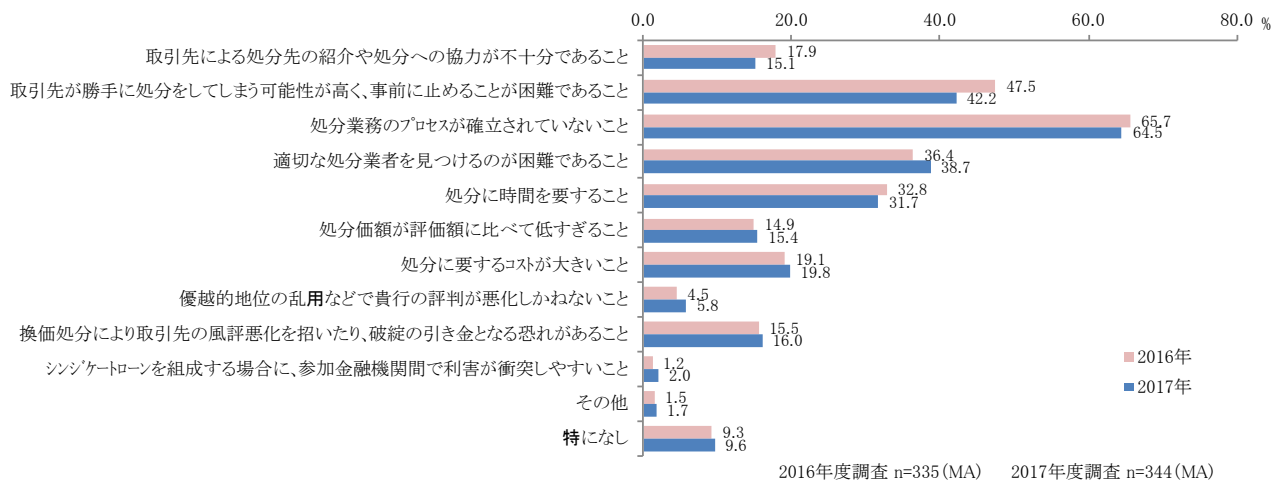


図 30.担保物件の換価処分に関する課題

表 10.担保物件の換価処分に関する課題（業態別）

担保物件の換価処分に関する課題	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
取引先による処分先の紹介や処分への協力が不十分であること		4	6	28	8	1	5	
取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、 事前に止めることが困難であること	0.0	9.3	18.8	15.1	14.3	25.0	26.3	0.0
処分業務のプロセスが確立されていないこと	4	16	22	69	21	2	11	
適切な処分業者を見つけるのが困難であること	100.0	37.2	68.8	37.3	37.5	50.0	57.9	0.0
処分に時間を要すること	2	29	16	126	33	3	12	
処分価額が評価額に比べて低すぎること	50.0	67.4	50.0	68.1	58.9	75.0	63.2	0.0
処分に要するコストが大きいこと		21	13	68	19	2	9	
優越的地位の乱用などで貴行の評判が悪化しかねないこと	0.0	48.8	40.6	36.8	33.9	50.0	47.4	0.0
換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、 破綻の引き金となる恐れがあること	1	18	13	47	20	1	9	
シンジケートロンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が 衝突しやすいこと	25.0	41.9	40.6	25.4	35.7	25.0	47.4	0.0
その他	4	10	7	22	4		6	
特になし	100.0	23.3	21.9	11.9	7.1	0.0	31.6	0.0
取引先による処分先の紹介や処分への協力が不十分であること	3	12	8	32	7	2	4	
取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、 事前に止めることが困難であること	75.0	27.9	25.0	17.3	12.5	50.0	21.1	0.0
処分業務のプロセスが確立されていないこと	2	2	2	8	2	1	3	
適切な処分業者を見つけるのが困難であること	50.0	4.7	6.3	4.3	3.6	25.0	15.8	0.0
処分に時間を要すること	2	11	6	27	5	1	3	
処分価額が評価額に比べて低すぎること	50.0	25.6	18.8	14.6	8.9	25.0	15.8	0.0
処分に要するコストが大きいこと	2			2	1		2	
優越的地位の乱用などで貴行の評判が悪化しかねないこと	50.0	0.0	0.0	1.1	1.8	0.0	10.5	0.0
換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、 破綻の引き金となる恐れがあること				5	1			
シンジケートロンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が 衝突しやすいこと	0.0	0.0	0.0	2.7	1.8	0.0	0.0	0.0
その他		4		18	8	1	1	1
特になし	0.0	9.3	0.0	9.7	14.3	25.0	5.3	100.0
回答機関数	4	43	32	185	56	4	19	1
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Q22.民法改正を受けての債権を担保とした取組み方針

民法改正を踏まえての、譲渡制限特約付き債権を担保とした ABL の取組み方針（n=340）（単一回答）については、「譲渡制限特約付き債権を担保に ABL を行っておらず、民法改正後の対応は未定」（65.6%）が最も多かった。

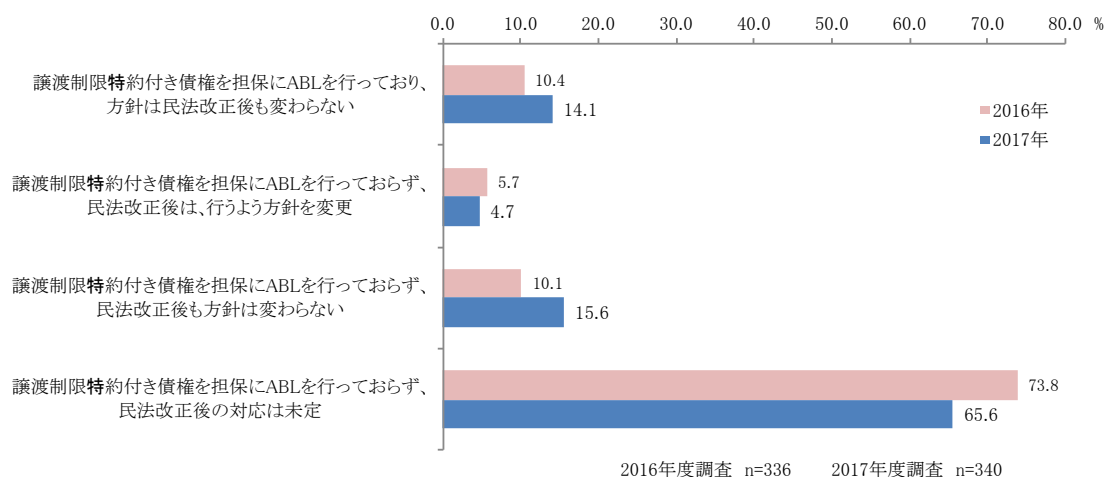


図 31.民法改正後の ABL の取組み方針

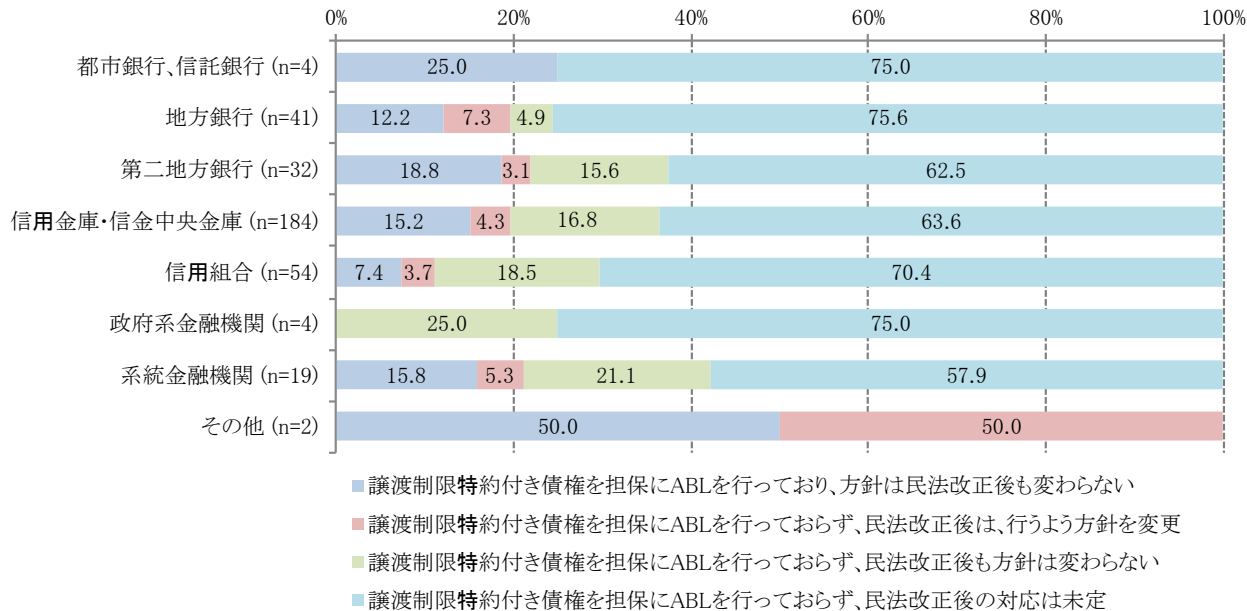


図 32.民法改正後の ABL の取組み方針（業態別）

<「Q22.民法改正を受けての債権を担保とした取組み方針」につき金融機関の声>

A 銀行

譲渡制限特約付債権に関しては、改正民法施行後も債務者と第三債務者との間の譲渡制限特約自体は有効であるので、それを勘案せずに譲渡制限特約付債権を担保取得することは、問題が多いと考えている。特に率先して譲渡制限特約付債権を有する先に ABL を推進していく方針ではない。

課題としては売掛債権を担保とする場合債権譲渡登記をするが、債権譲渡登記の一般的な認知としてマイナス評価のイメージがあり、推進が難しい場合がある。

B 銀行

民法改正後の債権譲渡制限特約付担保の対応については、取引先間での債権譲渡禁止特約が存在する中で、取引先間における信頼関係悪化懸念が払拭されない為、積極的に進めるという事にはならないと思う。

C 銀行

譲渡制限特約付債権を ABL の対象として取り扱うか否かはリスクを検証した上で、今後検討予定。公共工事では譲渡制限特約が付いていることが多く、取り組みやすい可能性がある。

D 信用金庫

以前債権譲渡担保を設定しようとした企業があったが、大手上場企業の譲渡制限特約付債権であった為、断念した。改正民法施行後は、基本的には債務者にとっても不利益はないという解釈となっている為、対応は可能と考えている。また、施行後も債務者によっては抵抗がある場合もあるため、譲渡登記で対応するなどして慎重に進めなければならないと考える。

Q23.民法改正を受けて方針が変わらない、未定の理由

民法改正を踏まえての、譲渡制限特約付き債権を担保とした ABL の取組み方針で、担保に ABL を行っておらず方針は変わらない、または対応は未定とする理由については、(n=273:Q22 において「ABL を行っておらず、民法改正後も方針は変わらない、対応は未定」と回答した機関) (複数回答) 「当事者間の契約が解除・更新見送りされる懸念が払拭されていないから」(41.0%) が昨年度調査に続き最も多くなった。

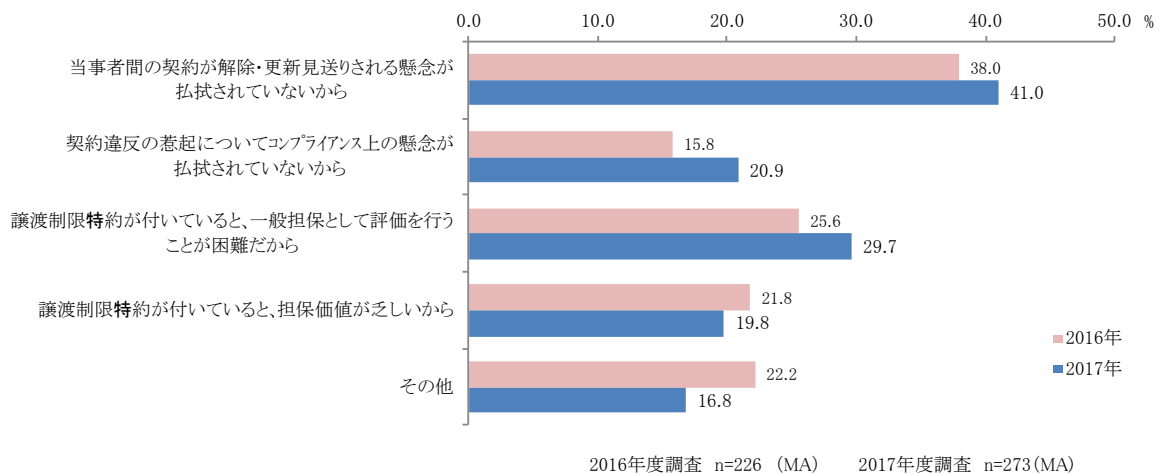


図 33.民法改正を受けて方針が変わらない、未定の理由

表 11.民法改正を受けて方針が変わらない、未定の理由（業態別）

方針を取る理由	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関
当事者間の契約が解除・更新見送りされる懸念が払拭されていないから	2	16	13	61	17	1	2
	66.7	48.5	52.0	42.1	35.4	25.0	13.3
契約違反の惹起についてコンプライアンス上の懸念が払拭されていないから	3	10	5	29	6	2	2
	100.0	30.3	20.0	20.0	12.5	50.0	13.3
譲渡制限特約が付いていると、一般担保として評価を行うことが困難だから		7	4	49	18		3
	0.0	21.2	16.0	33.8	37.5	0.0	20.0
譲渡制限特約が付いていると、担保価値が乏しいから		7	6	25	14		2
	0.0	21.2	24.0	17.2	29.2	0.0	13.3
その他		5	5	22	6	1	7
	0.0	15.2	20.0	15.2	12.5	25.0	46.7
回答機関数	3	33	25	145	48	4	15
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

4. ローカルベンチマークについて

<ローカルベンチマークとは？>

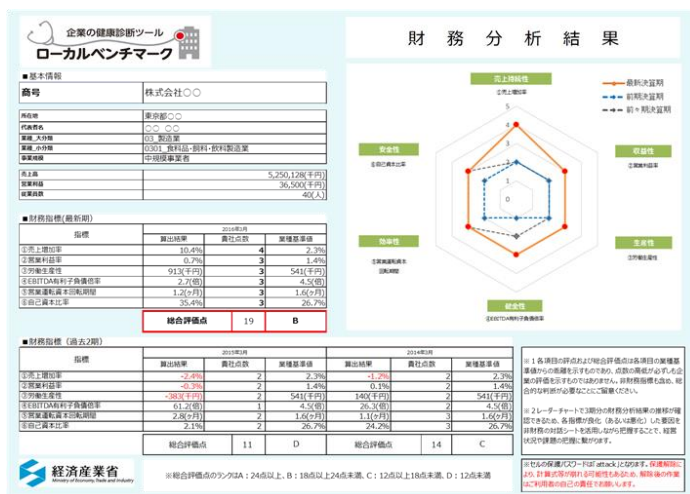
2016年3月4日、経済産業省は「ローカルベンチマーク」を策定しました。

ローカルベンチマークは、「企業の健康診断ツール」として、企業経営者や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されます。具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標※1）と「非財務情報」（4つの視点※2）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気付き、早期の対話や支援につなげていくものです。

（※1）6つの指標：①売上増加率（売上持続性）、②営業利益率（収益性）、③労働生産性（生産性）、

④EBITDA有利子負債倍率（健全性）、⑤営業運転資本回転期間（効率性）、⑥自己資本比率（安全性）

（※2）4つの視点：①経営者への着目、②事業への着目、③関係者への着目、④内部管理体制への着目



**企業の健康診断ツール
ローカルベンチマーク**

■ 非財務情報 (過去2期)
指標: 2015年度
売上増加率: 10.4% (4) 2.3%
営業利益率: 0.7% (3) 1.4%
労働生産性: 91.3(千円) (3) 54(千円)
EBITDA有利子負債倍率: 2.2(倍) (3) 4.5(倍)
営業運転資本回転期間: 1.2(日) (3) 1.6(日)
自己資本比率: 35.4% (3) 26.7%
総合評価点: 19 B

■ 非財務情報 (過去2期)
指標: 2014年度
売上増加率: -2.4% (2) 2.3%
営業利益率: -0.3% (2) 1.4%
労働生産性: 38.2(千円) (2) 54(千円)
EBITDA有利子負債倍率: 61.2(倍) (1) 4.5(倍)
営業運転資本回転期間: 2.6(日) (2) 1.6(日)
自己資本比率: 2.1% (2) 26.7%
総合評価点: 11 D

■ 非財務情報 (過去2期)
指標: 2013年度
売上増加率: -1.2% (2) 2.3%
営業利益率: 0.1% (2) 1.4%
労働生産性: 140(千円) (2) 54(千円)
EBITDA有利子負債倍率: 26.4(倍) (2) 4.5(倍)
営業運転資本回転期間: 1.1(日) (2) 1.6(日)
自己資本比率: 24.2% (2) 26.7%
総合評価点: 14 C

※ 総合評価点のランクA: 24点以上, B: 18点以上24点未満, C: 12点以上18点未満, D: 12点未満

http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

Q24.ローカルベンチマークの認知度

ローカルベンチマークの認知度については、「内容をよく知っている」(74.1%)と回答した企業が全体の7割を超えた。昨年度(2017年度)調査と比較しても、2.5ポイント増加し、認知度の高まりがうかがえる。

業態別では、昨年度調査に引き続き、地方銀行や第二地方銀行でローカルベンチマークの認知度が高く9割を超える。

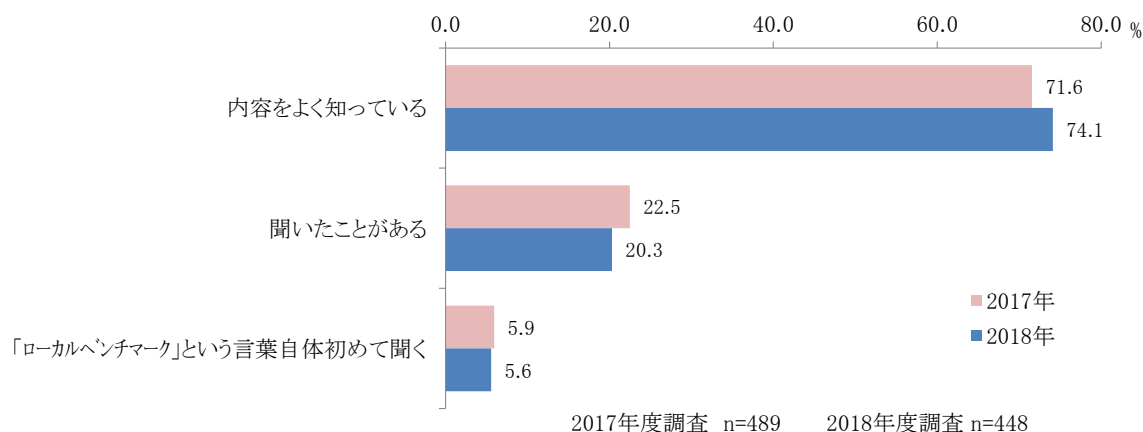


図 34.ローカルベンチマークの認知度

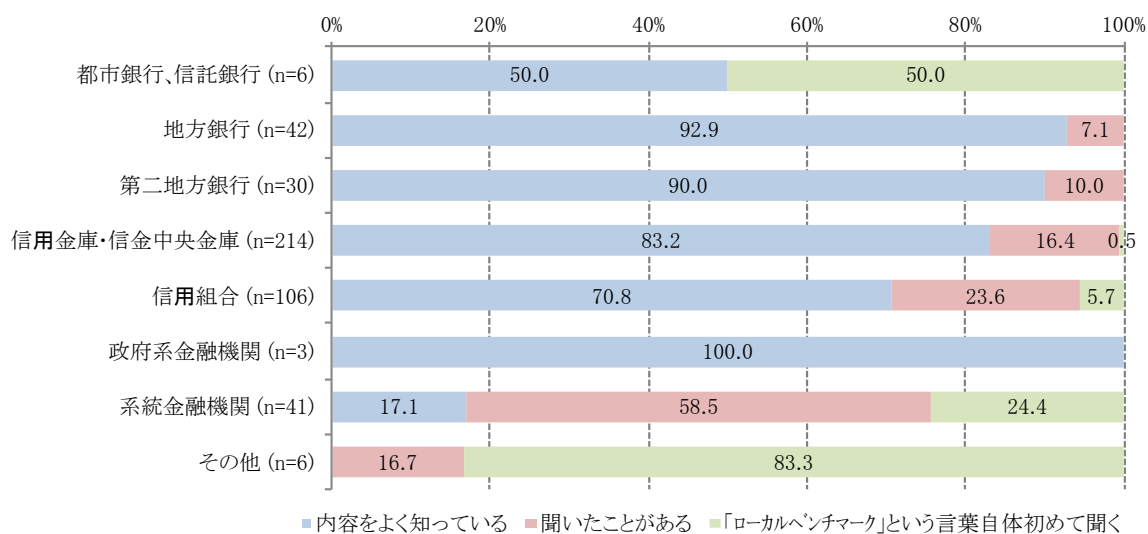


図 35.ローカルベンチマークの認知度

Q25.ローカルベンチマークの活用状況

ローカルベンチマークの活用状況については（n=420: Q24 においてローカルベンチマークの「内容をよく知っている」、「聞いたことがある」と回答した機関）、「活用している」と回答した機関は約 4 割程度ある。昨年度（2017 年度）調査と比較すると「活用を検討している」と回答する機関の割合が大きく減少しており、「活用している」、「活用しない」の二極化傾向が更に強まった。ローカルベンチマークの開始時期は、2017 年が 69 先と最も多く、総活用件数の合計は 65,514 件であり、件数別にみると「100 件以上 500 件未満」が約 3 割程度と最も多い。

業態別では、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫において「活用している」が 4 割超となった。

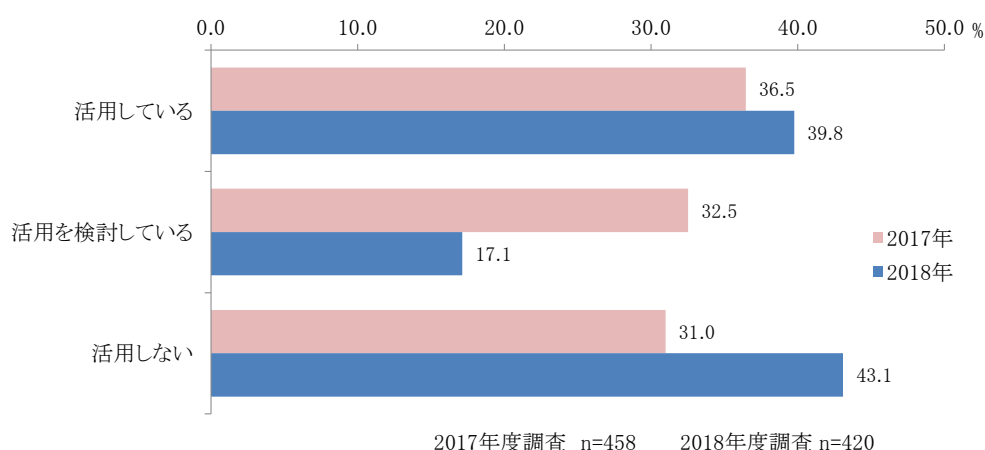


図 36.ローカルベンチマークの活用状況

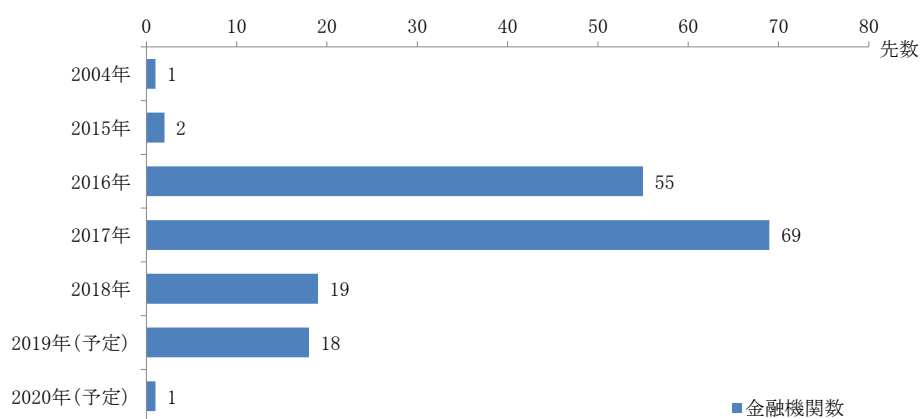


図 37.ローカルベンチマークの活用開始時期

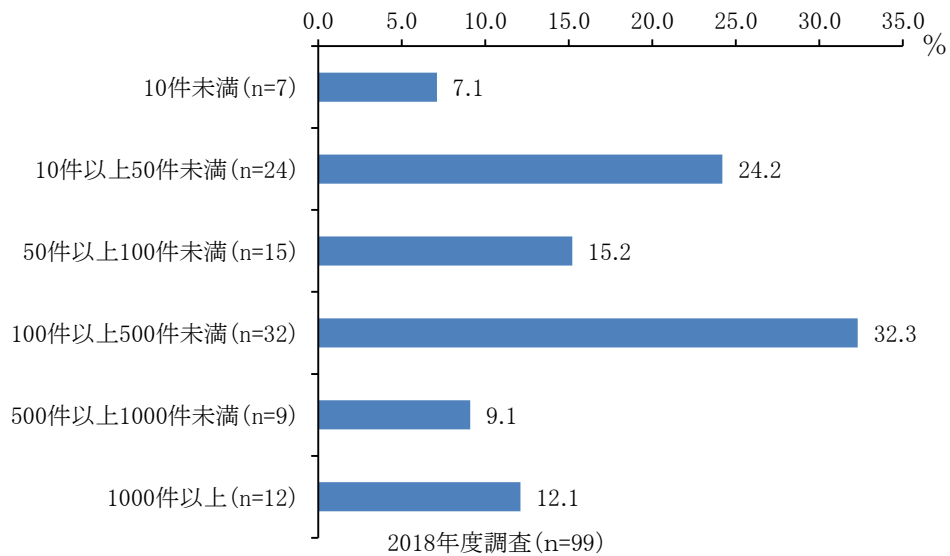


図 38.ローカルベンチマークの活用状況（件数別） 2018 年度

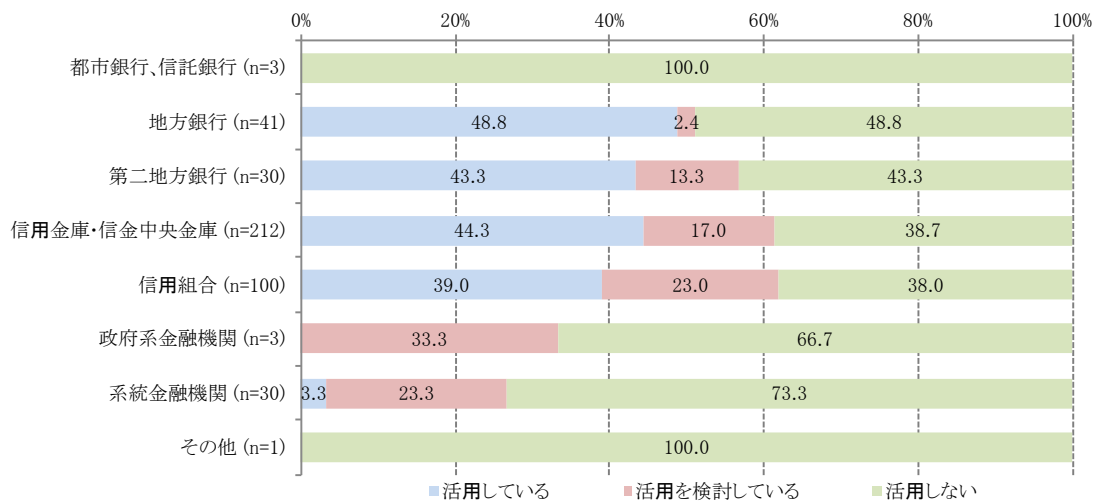


図 39.ローカルベンチマークの活用状況（業態別） 2018 年度

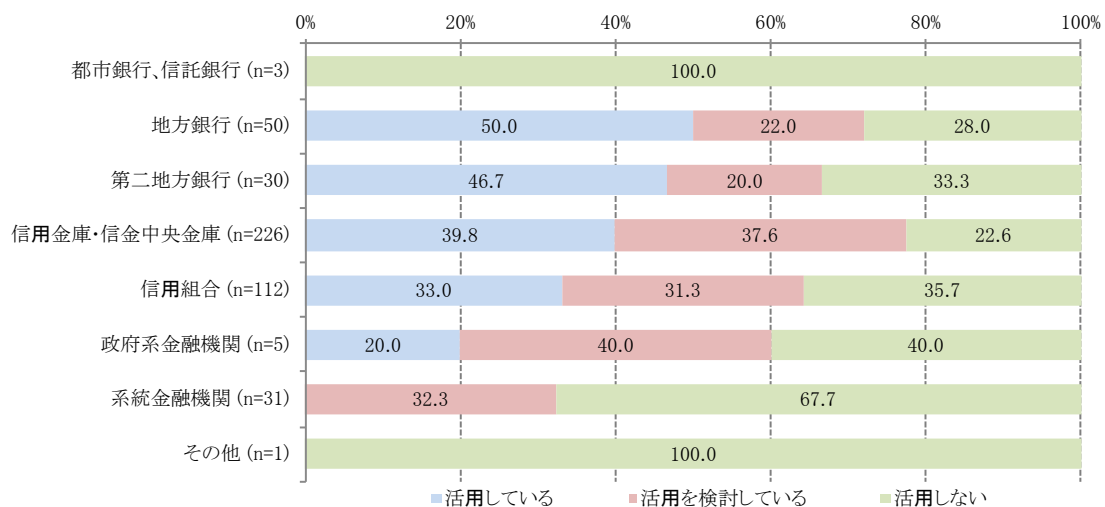


図 40.ローカルベンチマークの活用状況（業態別） 2017 年度

Q26.ローカルベンチマークの活用目的

ローカルベンチマークの活用目的については（n=259: Q25においてローカルベンチマークを「活用している」、「活用を検討している」と回答した機関）（複数回答）、「事業性評価の入口として活用している（あるいは活用を検討している）」が81.6%であり、最も多くなった。次いで、「企業との対話ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）」（69.9%）、であった。

※「企業の企業価値向上や生産性向上支援のきっかけとして活用している」、「業績評価項目の一部に組み入れている」の2項目は2018年度調査より追加した新設項目。

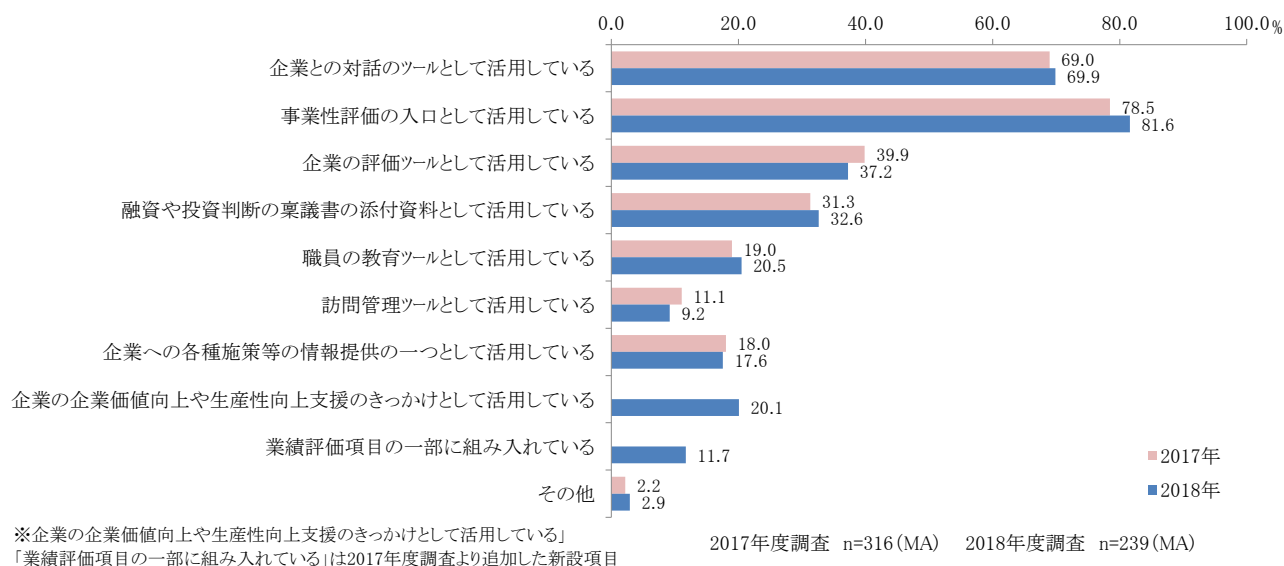


図 41.ローカルベンチマークの活用目的

Q27.ローカルベンチマークの活用状況

ローカルベンチマークの活用方法については（n=238: Q25においてローカルベンチマークを「活用している」、「活用を検討している」と回答した機関、不明1件除く）（複数回答）、「ローカルベンチマークをそのまま活用（を検討）している」が61.8%であり、最も多くなった。

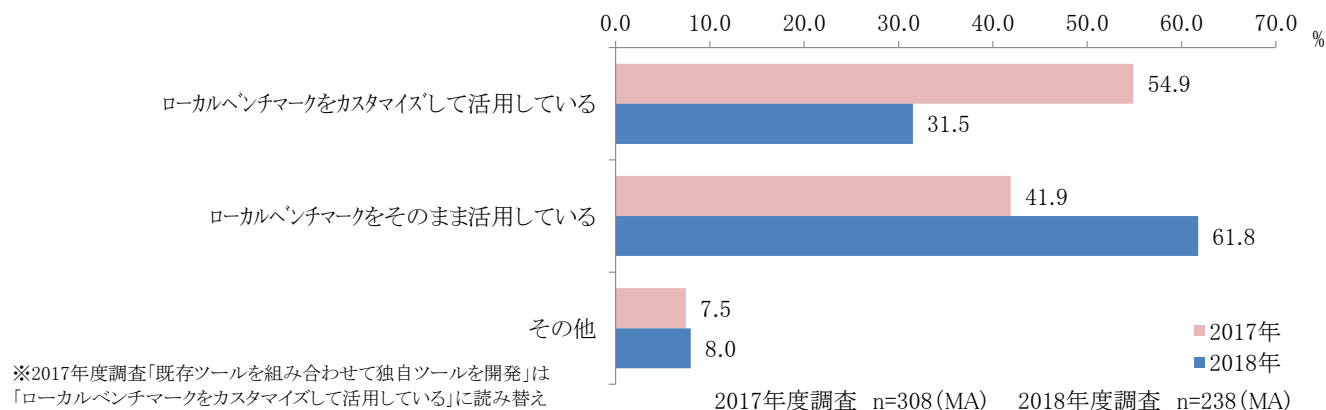


図 42.ローカルベンチマークの活用方法

Q28.ローカルベンチマークの支援機関との共有状況

ローカルベンチマークの支援機関（企業の顧問税理士や診断士、経営指導員）との共有状況については（n=157: Q25においてローカルベンチマークを「活用している」と回答した機関）、「共有されていない」（60.5%）が最も多くなった。共有されているのは、ローカルベンチマークを活用している金融機関のうち、1割程度にとどまった。

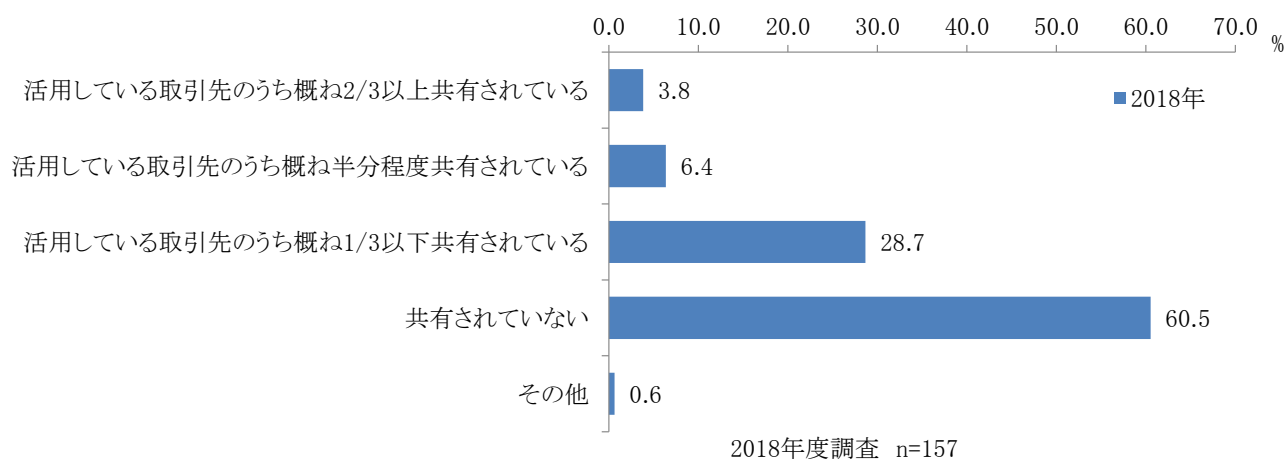


図 43.ローカルベンチマークの支援機関との共有状況

Q29.ローカルベンチマークを活用後の顧客企業の効果

ローカルベンチマークを活用後の顧客企業の効果については（n=163: Q25 においてローカルベンチマークを「活用している」と回答した機関、不明4件除く）（複数回答）、「まだわからない」（33.1%）が最も多くなった。次いで、「顧客企業の事業計画の作成に繋がった」（27.0%）、「顧客企業の資金調達が円滑になった」（24.5%）の順に回答が多かった。

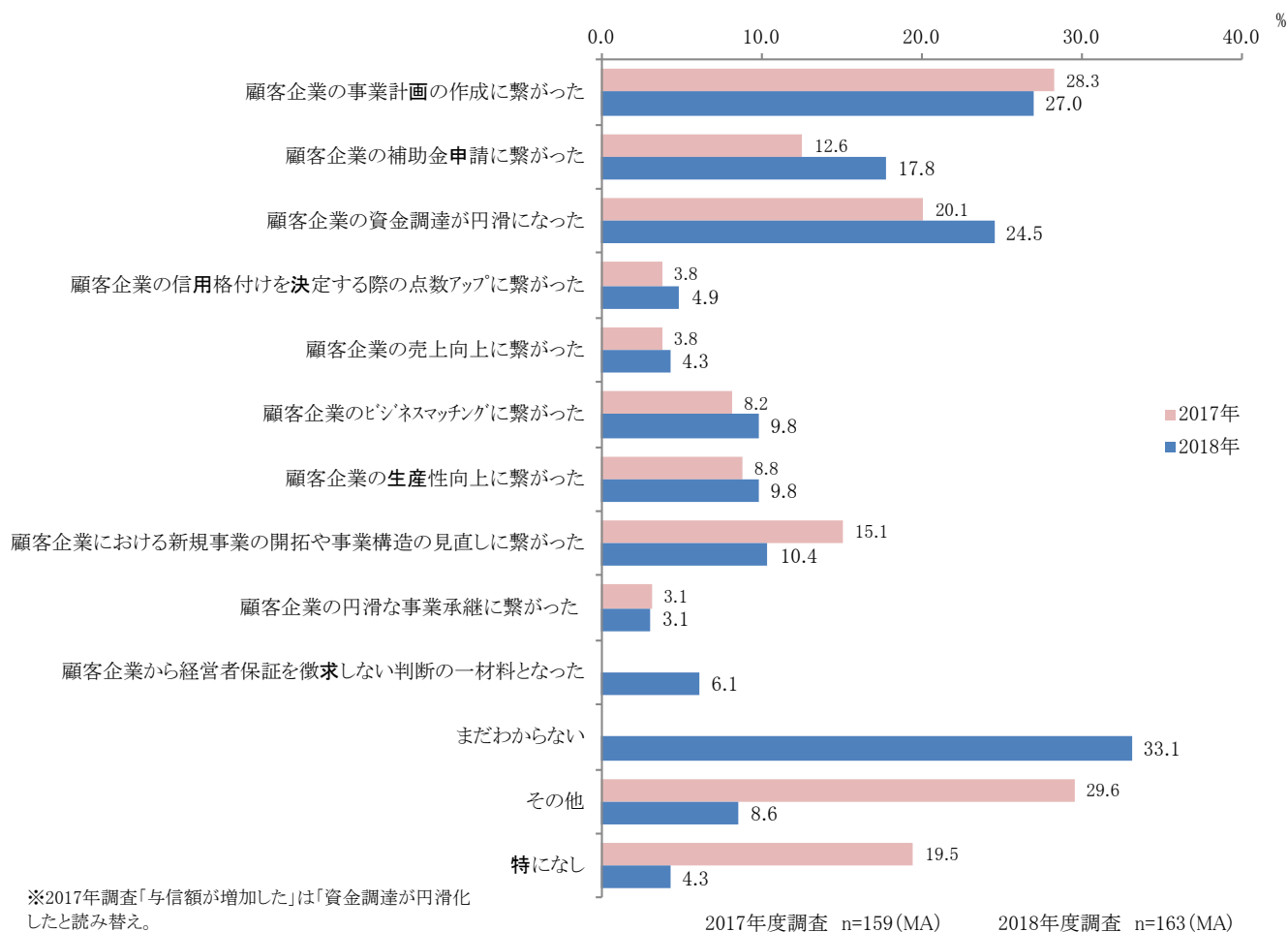


図 44.ローカルベンチマーク活用後の顧客企業の効果

Q30.ローカルベンチマーク活用後の各金融機関の効果

ローカルベンチマーク活用後の各金融機関の効果については（n=163: Q25においてローカルベンチマークを「活用している」と回答した機関、不明4件を除く）、「まだわからない」（55.2%）が最も多くなった。融資額が増加したと回答する金融機関も2割弱あるなど、ローカルベンチマークを活用している金融機関の中には、具体的な効果を実感している先もあることが分かる。

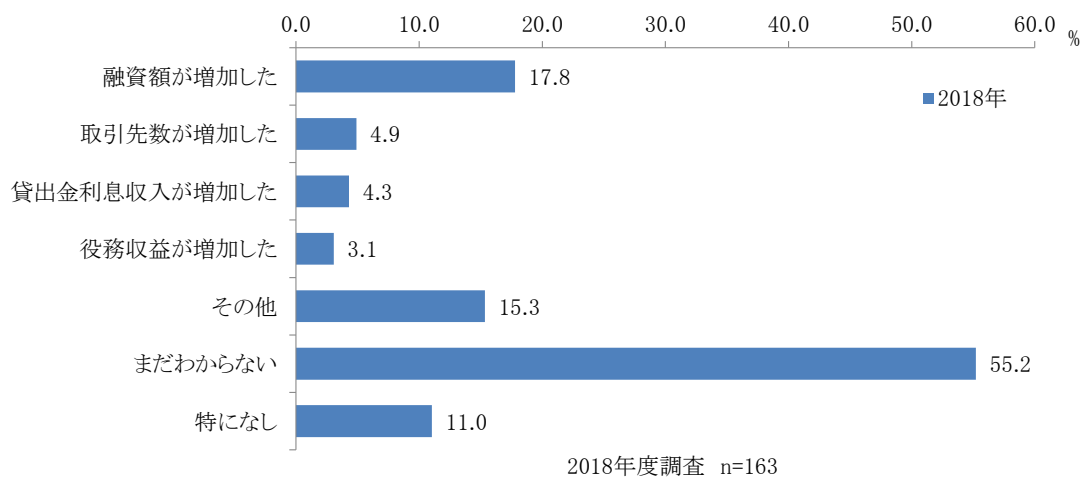


図 45.ローカルベンチマーク活用後の金融機関の効果

Q31.ローカルベンチマークを活用しない理由

ローカルベンチマークを活用しない理由については（n=181: Q25においてローカルベンチマークを「活用しない」と回答した機関（複数回答））、「既存のツールを活用すれば問題ないため」（60.2%）が最も多い。同項目は、昨年度（2017年度）の調査結果と比べて、5ポイント近くその割合が増加している。次いで、「ツールを活用しなくても、十分に企業との対話ができているため」（25.4%）、「他の金融機関や支援機関でどれくらい活用されているか不明なため」（19.9%）となった。

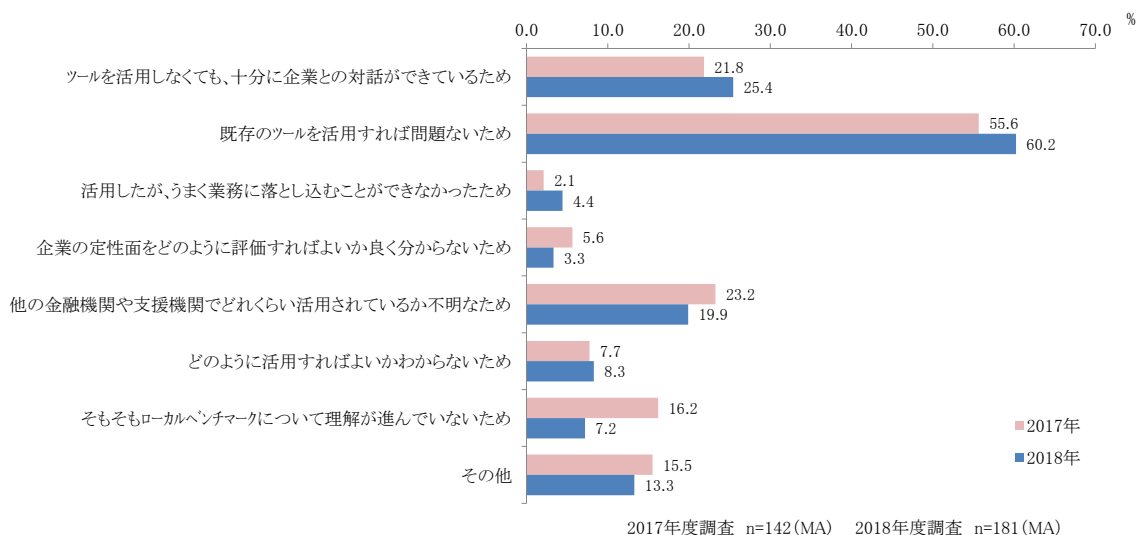


図 46.ローカルベンチマークを活用しない理由

Q32.事業性評価シートの活用状況

金融機関独自の事業性評価シートの活用状況については、「活用している」(68.3%) が最も多くなった。また、事業性評価シートの活用開始した年は、2017 年、2016 年が比較的多かった。活用している金融機関の内、総活用件数の中央値は 287.5 件（最大値：26,764 件、最小値：1 件）であり、総活用件数の合計は 267,651 件であった。

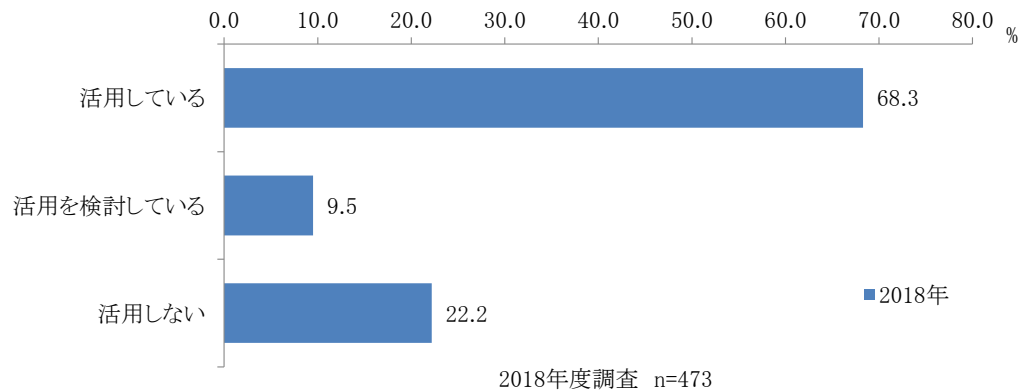


図 47.事業性評価シートの活用状況

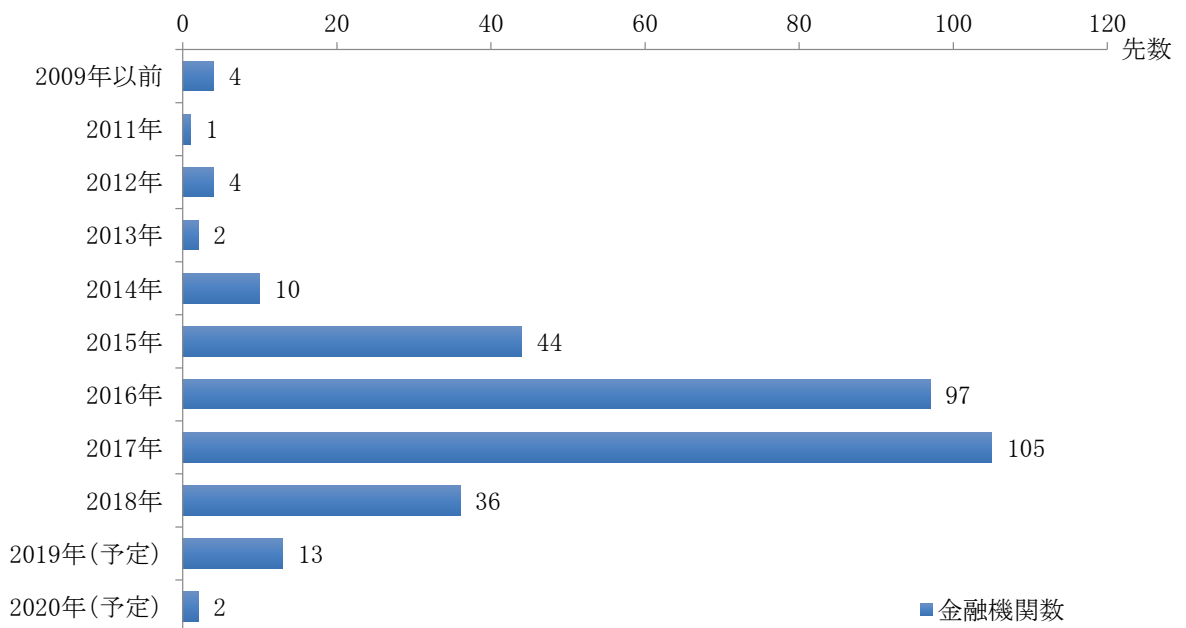


図 48.事業性評価シートの活用開始年

Q33.事業性評価シートの提示状況

金融機関独自の事業性評価シートの企業への提示状況については（n=321: Q32 において事業性評価シートを「活用している」と回答した機関、不明2件）、「企業には提示していない」（54.2%）と回答した機関が最も多くなった。次いで、「企業に提示している」（24.0%）であった。

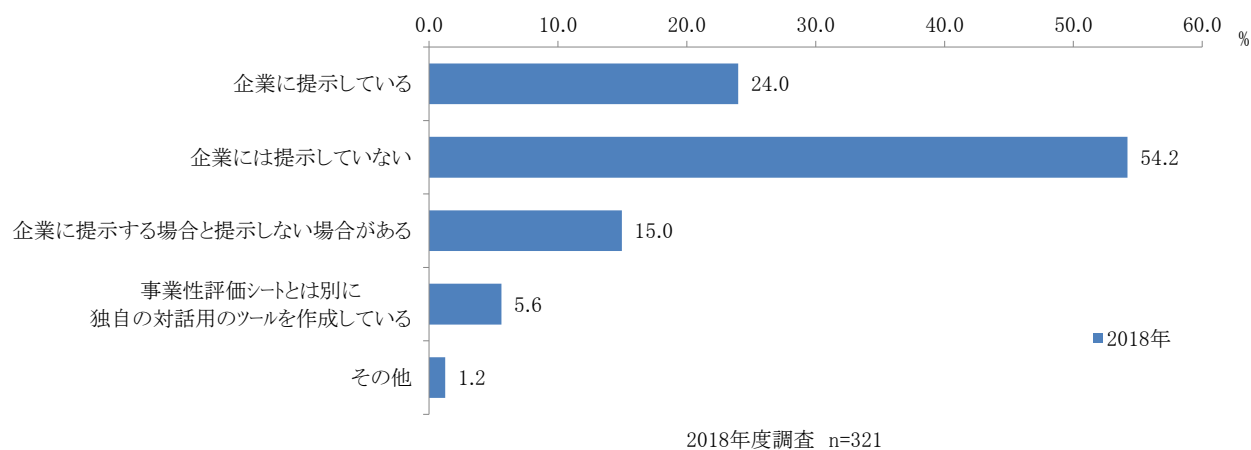


図 49.事業性評価シートの提示状況

5. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用

Q34. FinTech(フィンテック)の融資・審査活用に向けた取組み

FinTech(フィンテック)の融資・審査活用に向けた取組みについては、「検討したことがないが、今後検討したい」(49.8%)が最も多くなった。「既に取り組んでいる」と回答した機関は、本格実施、実証実験段階の両方を含めて、4%程度にとどまり、昨年度調査との比較からも FinTech の融資・審査活用が進んでいないことがわかる。

業態別では、信用組合で、「検討したことがなく、今後も検討したいと思わない」の割合が半数を超えた。

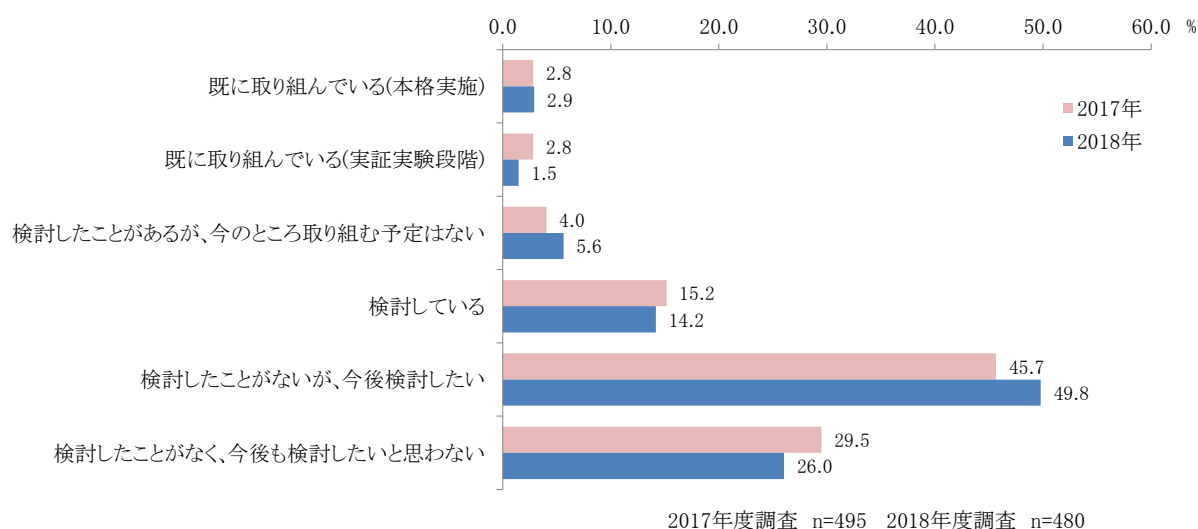


図 50. FinTech の融資・審査活用に向けた取組み

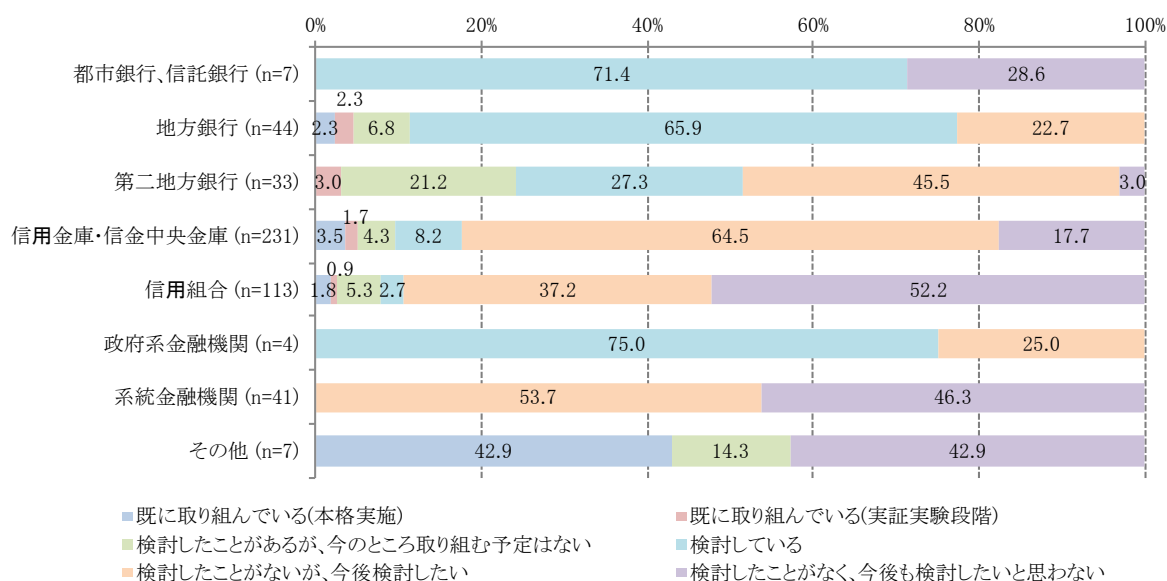


図 51. FinTech の融資・審査活用に向けた取組み（業態別）

Q35. FinTech (フィンテック)の活用に向けた取り組み体制

FinTech(フィンテック)の活用に向けた取り組み体制については (n=87: Q34 において「既に取り組んでいる」、「検討している」と回答した機関、不明2件)、「非金融事業者と連携して取り組んでいる」(57.5%)と回答した機関が最も多くなった。

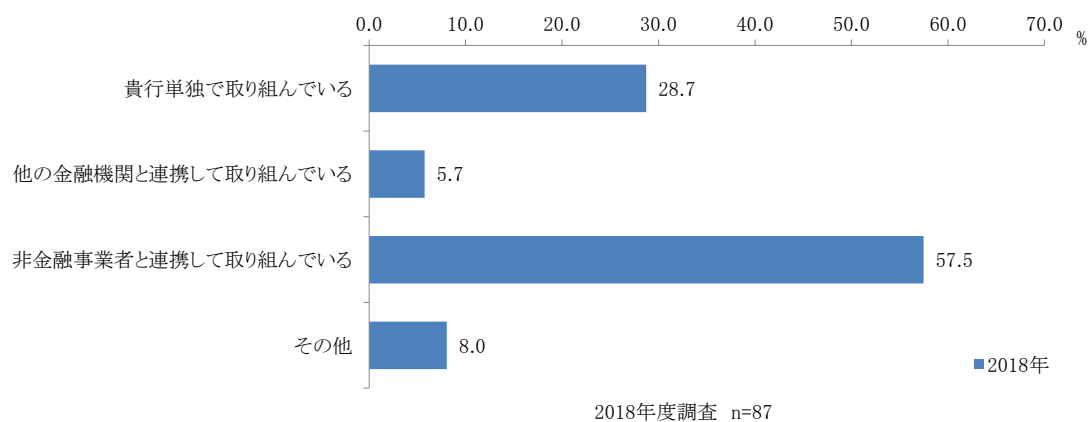


図 52. FinTech の取り組み体制

Q36. FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用状況

FinTech(フィンテック)の融資・審査への各種データの活用状況については、(n=89: Q34 において「既に取り組んでいる」「検討している」と回答した機関)「取引データ (口座・為替)」、「クラウド会計データ」、「格付会社、調査会社等による属性データ」がそれぞれ2割超、活用状況が確認された。

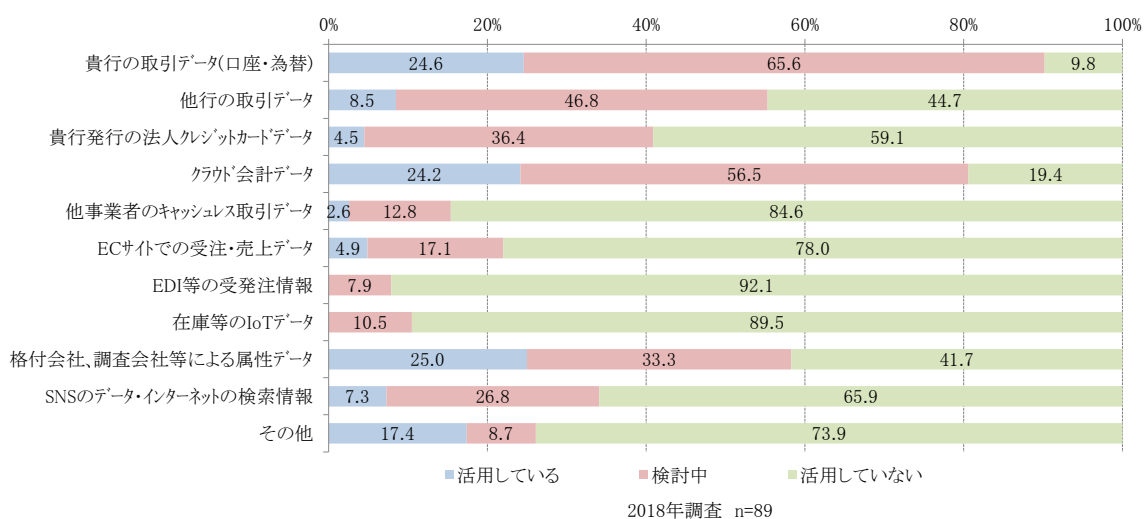


図 53.各種データの活用状況

Q37. FinTech(フィンテック)の融資・審査活用への課題

FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用における課題については (n=114: Q34 において「既に取り組んでいる」、「検討したことがあるが今のところ取り組む予定はない」、「検討している」と回答した機関)、「貴行の体制が確立されていない」(54.4%) が最も高く、「企業のクラウド会計の導入が進んでいないため、データ量が十分でない」(45.6%)、「分析のためのデータ整備のノウハウが不足している」(38.6%)の順に続いた。

なお、回答は複数回答で5つまでとした。

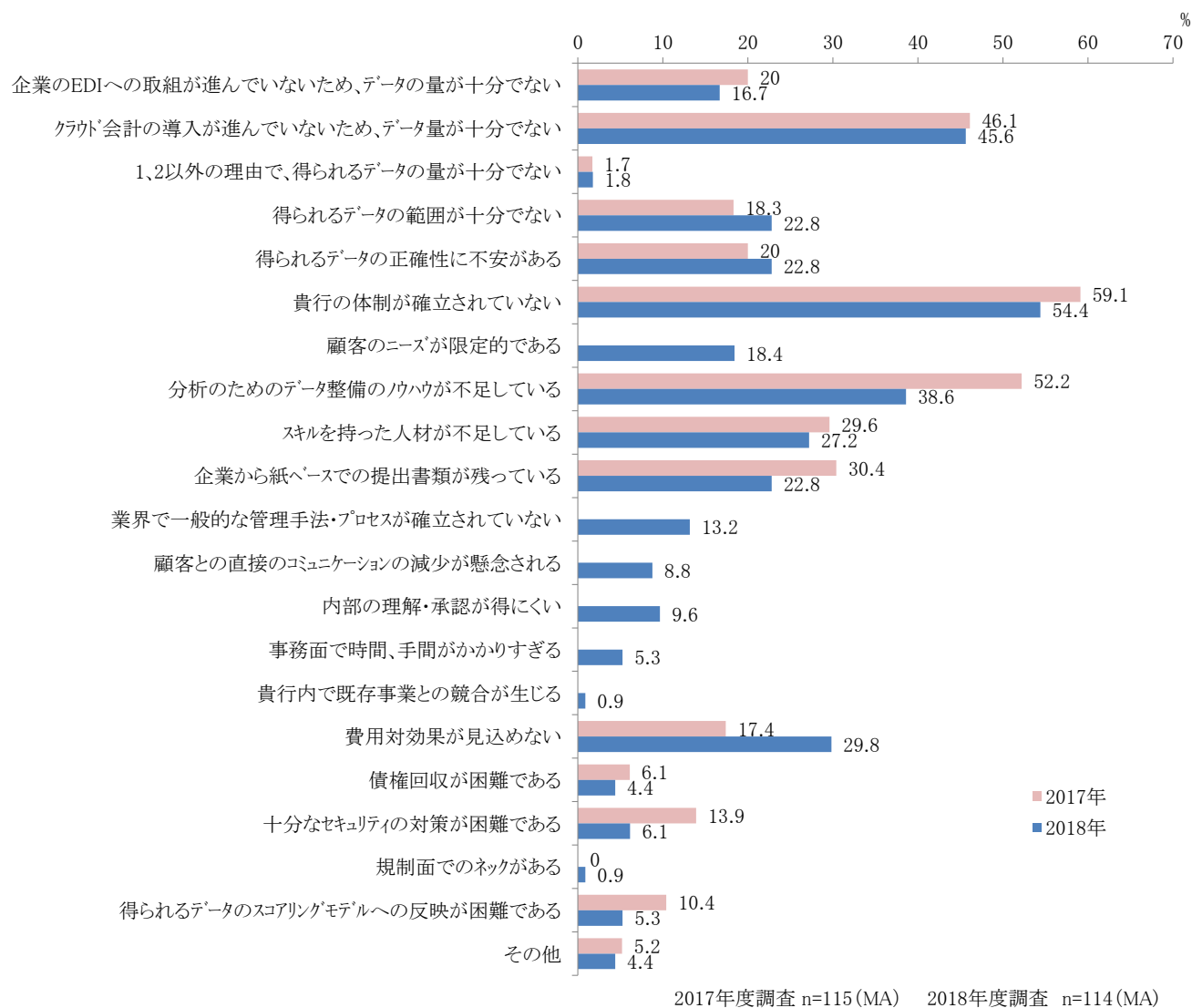


図 54. FinTech 活用への課題

Q38. FinTech(フィンテック)の融資・審査活用時に期待する効果

FinTech(フィンテック)の融資・審査活用時に期待する効果については、(n=328:Q34において「既に取り組んでいる」、「検討したことあるが、今のところ取り組む予定はない」、「検討している」、「検討したことがないが、今後検討したい」と回答した機関、不明21件を除く)(複数回答、3つまで)「融資に至る時間の短縮」(73.7%)が最も多く、「融資判断の精緻化」(44.2%)、「融資後の業況確認の効率化」(40.6%)が続く。2017年のデータがない項目は2018年度調査で新たに設けた項目。

業態別では、昨年度と同じく地方銀行や第二地方銀行で「融資に至る時間の短縮」を期待する効果としてあげる比率が高くなっている。

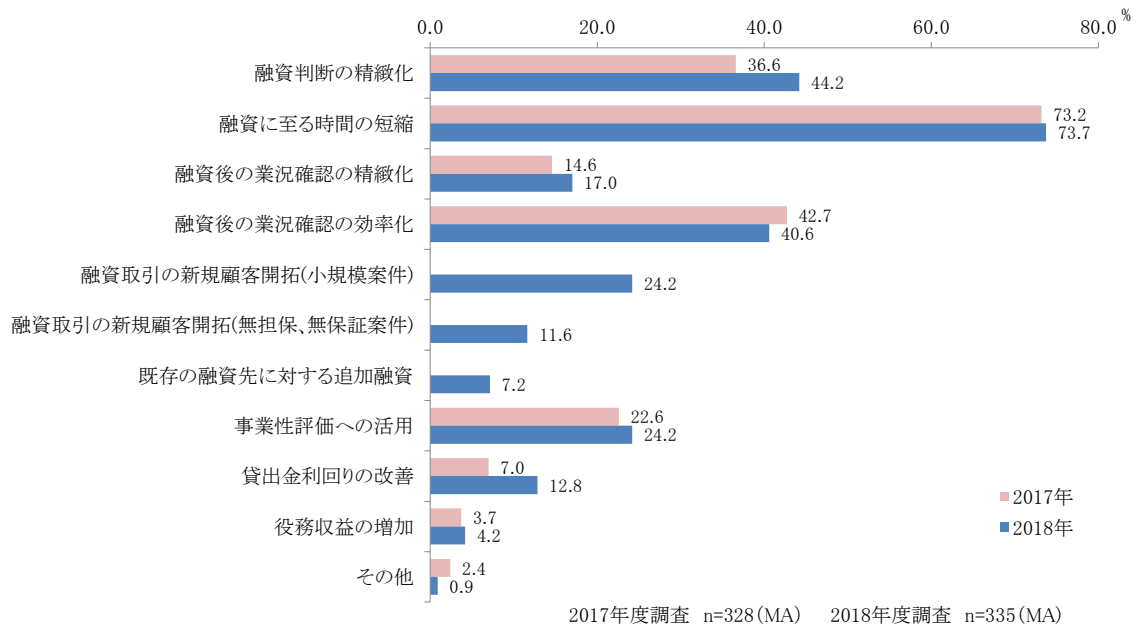


図 55. FinTech の融資・審査活用時に期待する効果

表 12. FinTech の融資・審査活用時に期待する効果（業態別）

FinTechの融資・審査への活用で期待する効果	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府 金融機関	系統 金融機関	その他
融資判断の精緻化	3	12	14	82	24	2	10	1
	60.0	29.3	43.8	46.1	46.2	50.0	50.0	33.3
融資に至る時間の短縮	4	34	25	131	32	3	16	2
	80.0	82.9	78.1	73.6	61.5	75.0	80.0	66.7
融資後の業況確認の精緻化	1	7	4	34	7		4	
	20.0	17.1	12.5	19.1	13.5	0.0	20.0	0.0
融資後の業況確認の効率化	2	20	10	71	17	3	12	1
	40.0	48.8	31.3	39.9	32.7	75.0	60.0	33.3
融資取引の新規顧客開拓(小規模案件)	3	21	11	31	10		3	2
	60.0	51.2	34.4	17.4	19.2	0.0	15.0	66.7
融資取引の新規顧客開拓(無担保、無保証案件)	1	9	2	18	7		1	1
	20.0	22.0	6.3	10.1	13.5	0.0	5.0	33.3
既存の融資先に対する追加融資		5	3	12	2		2	
	0.0	12.2	9.4	6.7	3.8	0.0	10.0	0.0
事業性評価への活用	1	5	7	46	19	1	2	
	20.0	12.2	21.9	25.8	36.5	25.0	10.0	0.0
貸出金利回りの改善		4	7	27	5			
	0.0	9.8	21.9	15.2	9.6	0.0	0.0	0.0
役務収益の増加		4		8	1			1
	0.0	9.8	0.0	4.5	1.9	0.0	0.0	33.3
その他				1	1		1	
	0.0	0.0	0.0	0.6	1.9	0.0	5.0	0.0
回答機関数	5	41	32	178	52	4	20	3
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Q39. FinTech(フィンテック)の融資・審査を検討しない理由

FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用時の課題については (n=330: Q34 において「検討したことがないが、今後検討したい」、「検討したことがなく、今後も検討したいと思わない」と回答した機関、不明 34 件除く) (複数回答、上位 5 つまで)、「スキルを持った人材が不足している」(44.2%) が最も多くなった。次いで、「分析のためのデータ整備のノウハウが不足している」(39.4%)、「FinTech についてよく知らない、何ができるかわからない」(32.4%) となった。昨年度との比較では、「費用対効果が見込めない(採算が取れない)」の比率が高くなっている。

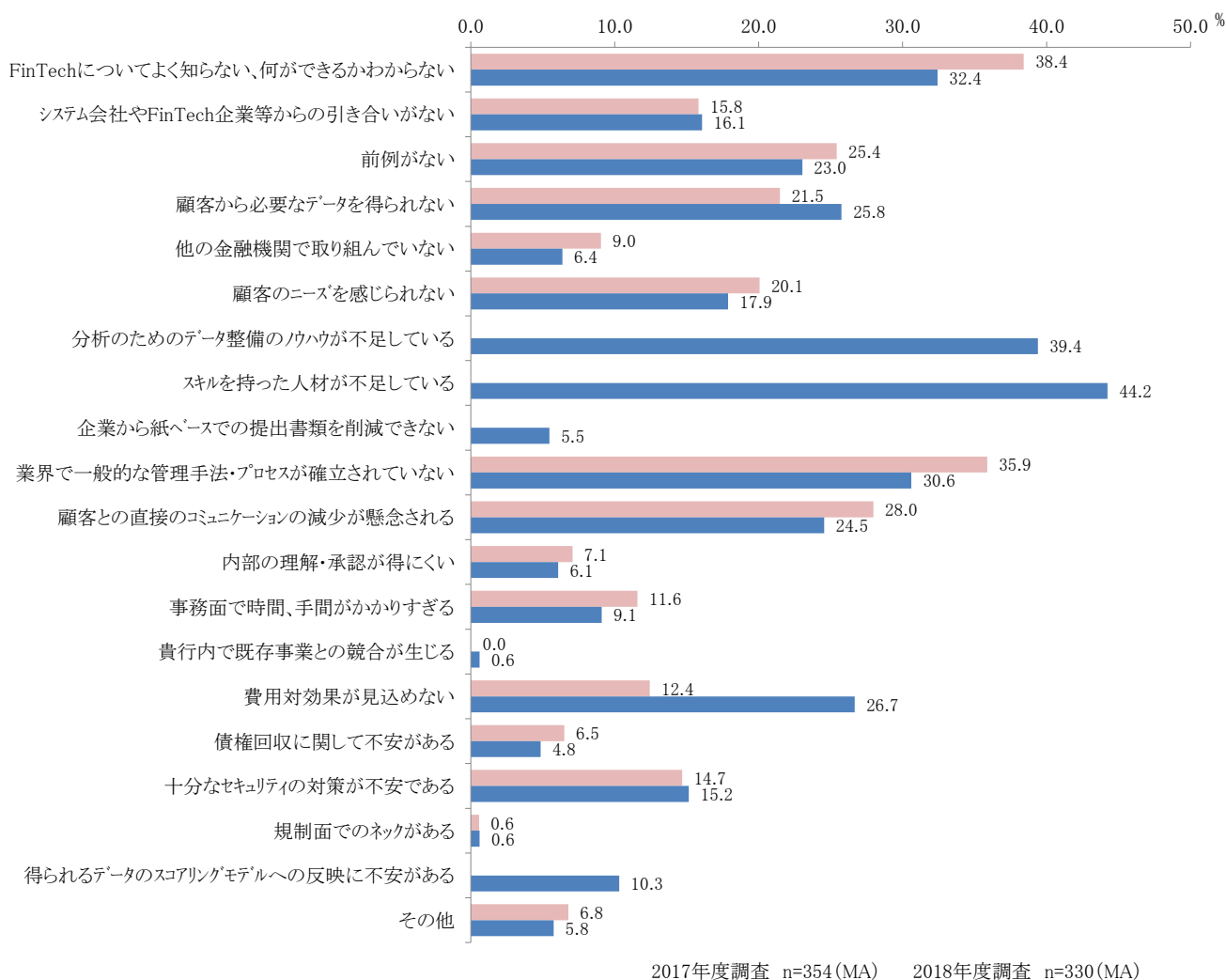


図 56. FinTech の融資・審査を検討しない理由

6. オープン API に関する取り組み

Q40.参照系 API の公開状況

個人向け参照系 API の公開状況については、「検討していない」(41.8%) が一番多く、次いで「公開に向けて準備中」(24.4%)、「公開済」(13.4%) となった。

一方、法人向け参照系 API の公開状況も「検討していない」(42.0%) が一番多く、次いで「公開に向けて準備中」(27.2%)、「公開済」(8.6%) となった。

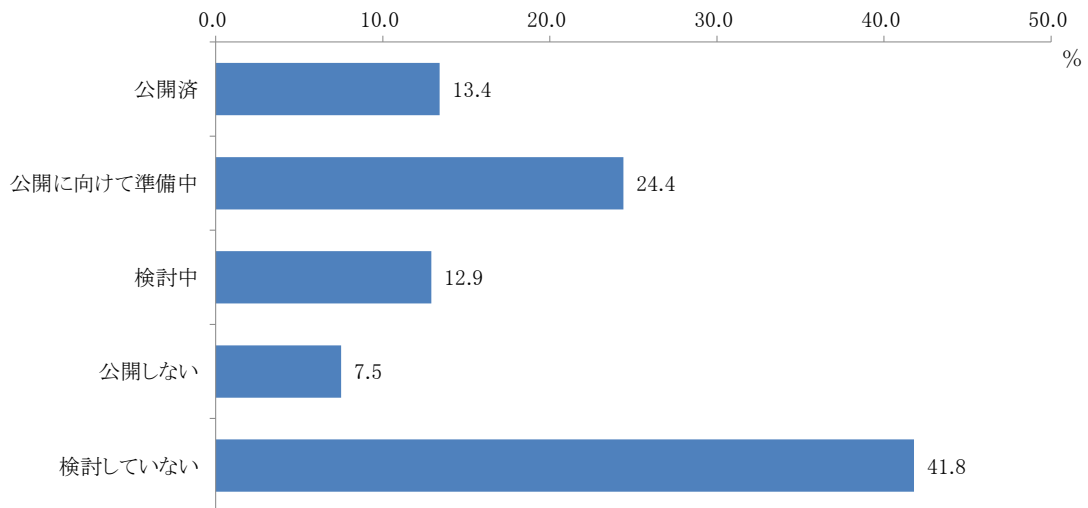


図 57.参照系 API の公開状況（個人）³

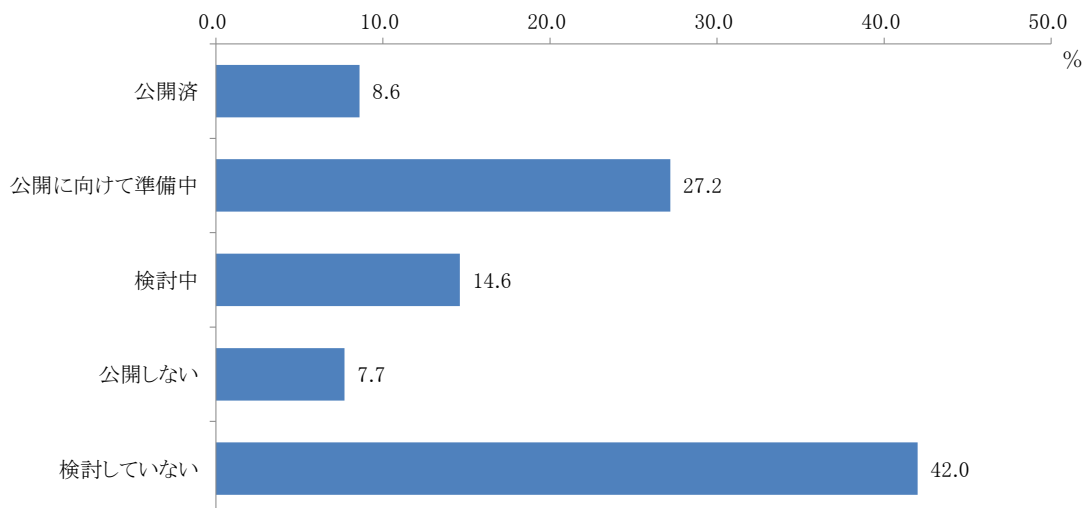


図 58.参照系 API の公開状況（法人）³

³各選択肢の個人又は法人の区分に対し未記載の場合は、個人、法人ともに同一の回答であるとみなし、集計。

業態別にみると、個人向けはその他銀行、都市銀行（信託銀行）、地方銀行の順で「公開済み」の割合が高かった。

法人向けはその他銀行、都市銀行（信託銀行）、地方銀行の順で「公開済み」の割合が高いが、個人向けよりも「公開に向けて準備中」、「検討中」の割合の方が高くなっている。

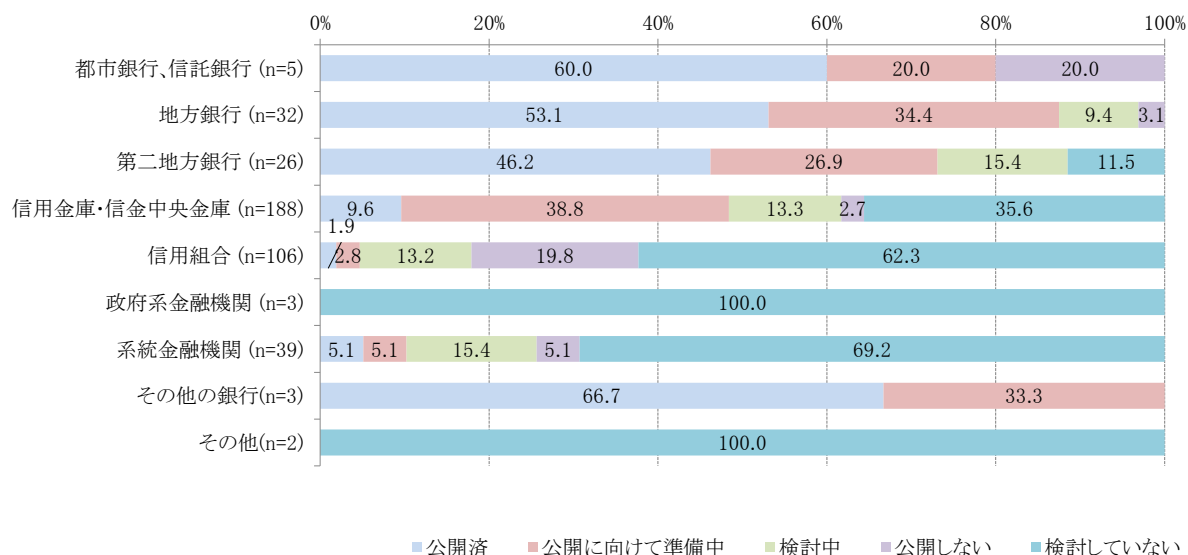


図 59.個人向け参照系 API の公開状況（業態別）⁴

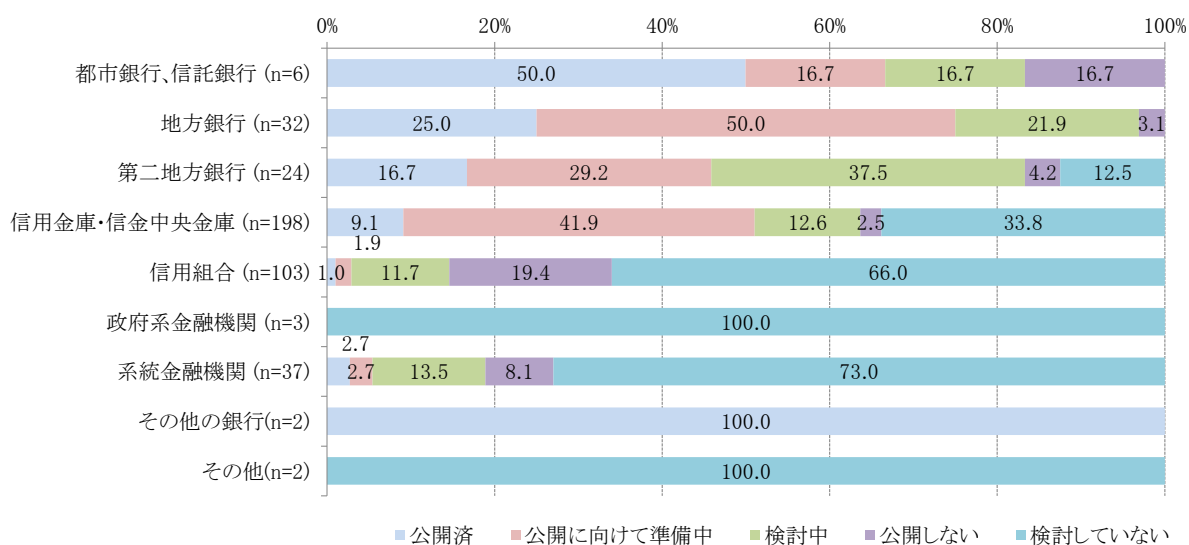


図 60.法人向け参照系 API の公開状況（業態別）⁴

⁴各選択肢の個人又は法人の区分に対し未記載の場合は、個人、法人ともに同一の回答であるとみなし、集計。

Q41.参照系 API 開放に伴う課題

参照系 API 開放を行い、接続先を増やす上での課題については（n=208: Q40 において「公開済」、「公開に向けて準備中」と回答した機関、無回答 1 件除く）（複数回答）、「参照系 API 開放による収益モデルを描くのが難しい」が 58.2%で最も多かった。同設問項目のみが、全体の半数を超えていることからもとりわけ課題と認識されていると言えよう。

次に、「接続事業者の審査事務の負担が重い」（23.6%）、「自行の顧客基盤を考えると、ニーズが限定的だと考えられる」（17.3%）の順で多くなった。

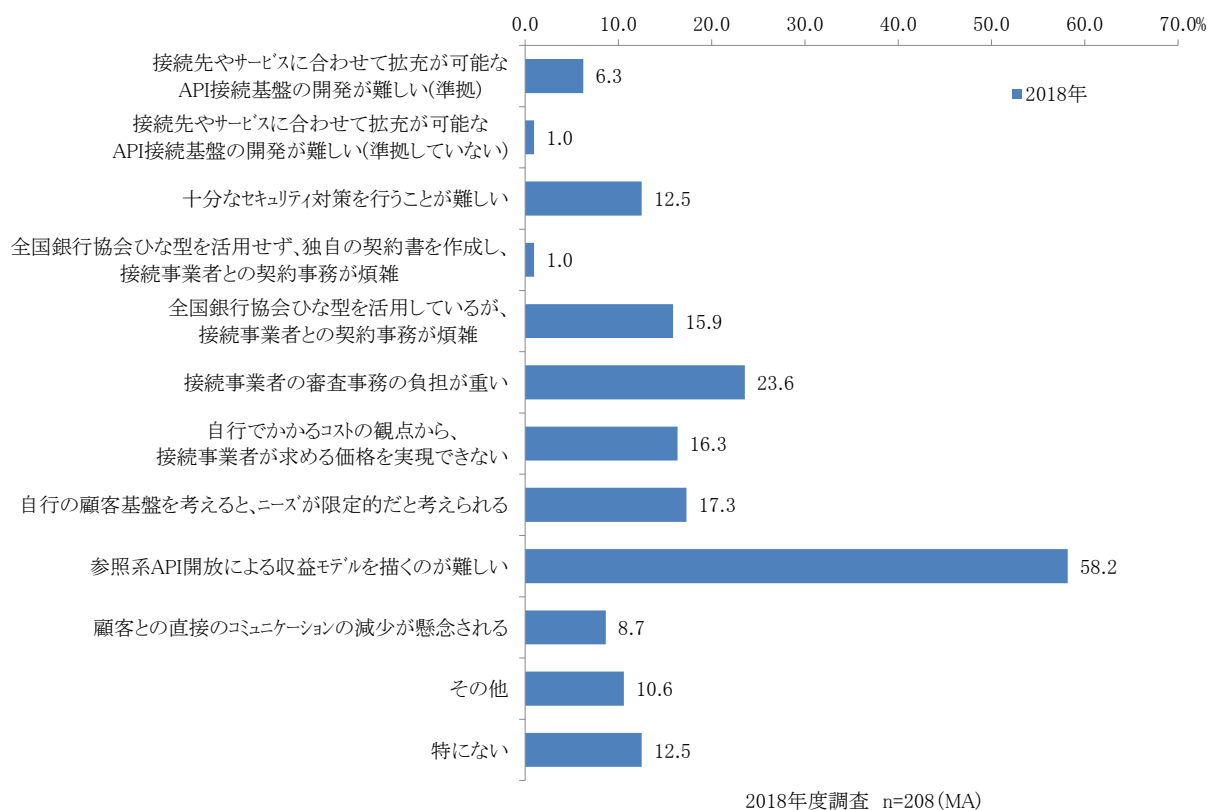


図 61. 参照系 API 開放に伴う課題

<「Q41.参照系 API 開放に伴う課題」につき金融機関の声>

A 銀行

接続先を増やす上での課題として、契約事務が煩雑という点が挙げられる。全国銀行協会のな形を活用しているが、FinTech 事業者ごとに補償やモニタリング、API の利用停止等に関する条項で修正が発生し、契約書のやり取りだけで 2 ヶ月程度を要している。

Q42.参照系 API 接続基盤の構築方法

参照系 API 接続基盤の構築方法については（n=202: Q40 において「公開済」、「公開に向けて準備中」と回答した機関、無回答 7 件除く）、「IB 経由」（87.1%）が最も多く、「勘定系直結」は 1 割に満たなかった。

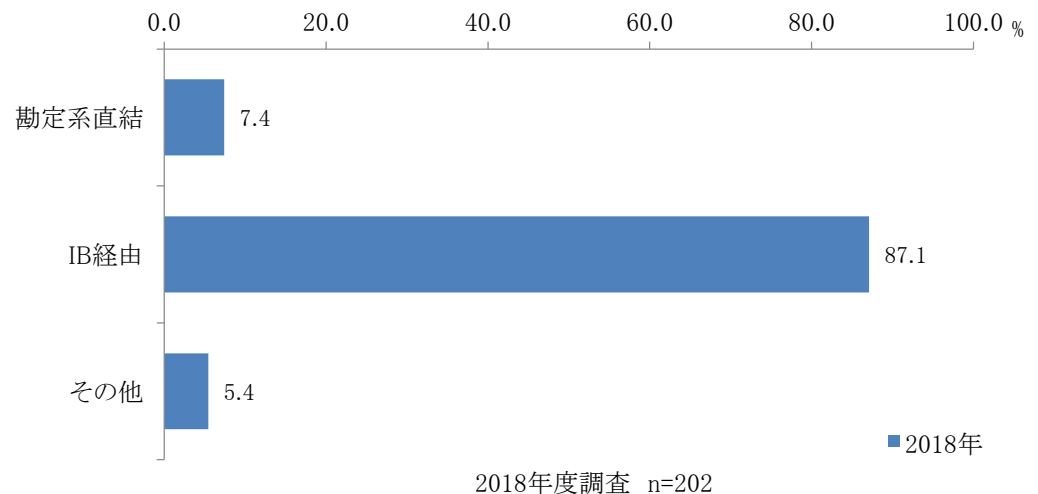


図 62.参照系 API 接続基盤の構築方法

<「Q42.参照系 API 接続基盤の構築方法」につき金融機関の声>

A 銀行

API の接続基盤としてベンダーX社のインターネットバンキングシステムを使用している。当行の勘定系システムと直接連携させる場合には、勘定系システムの開発が必要となるが、既にインターネットバンキングで当行が利用しているX社のシステムを活用することで、勘定系の開発は不要となり、接続基盤構築にかかる費用を安く抑えることが可能となる。

また、X社のインターネットバンキングシステムを利用している金融機関は非常に多く、FinTech 事業者側にとっても基本的には同じ API 仕様となるため、接続時の対応が少なくなるというメリットがある。

Q43.参照系 API 接続料金体系

参照系 API 接続料金体系については（n=208: Q40 において「公開済」、「公開に向けて準備中」と回答した機関、無回答 1 件除く、複数回答）、「無料」（47.6%）が最も多くなった。「その他」（39.4%の内訳は、「未定」や「検討中」の回答が大半であるが、次いで「上部機関が交渉」や「接続事業者毎に交渉」という回答もあった。図 63 の割合の合計値が 100%を超える理由は、個人向けと法人向けで対応が異なる場合、複数回答として処理したためである

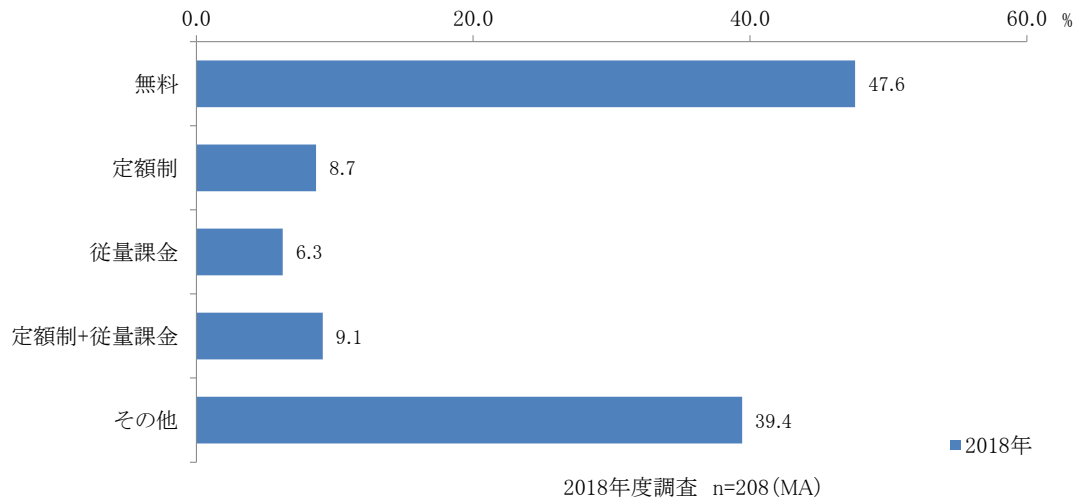


図 63.参照系 API 接続料金体系

<「Q43.参照系 API 接続料金体系」につき金融機関の声>

A 銀行

これまで FinTech 事業者はスクレイピングにより無料で金融機関の口座残高を取得しており、金融機関が API の手数料を徴求すると毎月提携金融機関に多額の手数料支払が発生することになり、FinTech 事業者のビジネスモデルが破綻し、サービスを継続することは困難になる。一方、個人の参照系 API では銀行からベンダーにはトランザクション毎に従量課金されるようになっているため収益化ができていない。FinTech 事業者との連携を断るとお客様の利便性が低下してしまう問題が発生する為、現段階では個人向けは FinTech 事業者から手数料（初期手数料・月額手数料）を徴求しない方針である。

法人向け API については FinTech 事業者から手数料（初期・月額手数料）を徴求する予定である。また、利用者は API を利用するためには IB の利用が必須であるため、法人については IB の月額手数料はかかる。

Q44.参照系 API 接続基盤提供にあたってのコスト

参照系 API 接続基盤提供にあたってのコストについては（n=206: Q40 において「公開済」、「公開に向けて準備中」と回答した機関、無回答 3 件除く）、「定額制+従量課金」（30.6%）が最も多くなった。「その他」の内訳は、公開に向けて準備中の機関が本設問項目の回答対象となっていたため、「未定」や「検討中」の回答が大半であるが、「上部機関が交渉」や「IB システム料金を適応」、「初期導入費用のみ」もみられた。

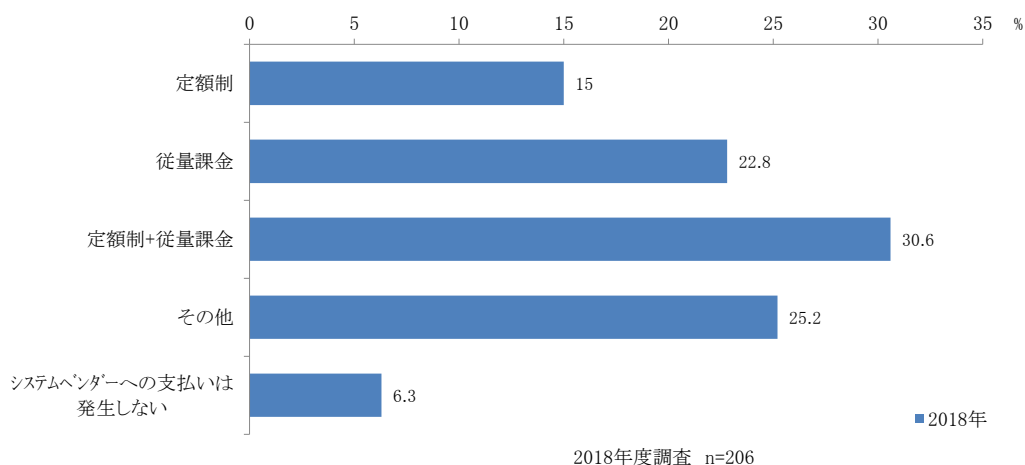


図 64.参照系 API 接続基盤提供コスト

Q45.参照系 API 開放を行わない理由

参照系 API 開放を行わない理由については（n=271: Q40 において「検討中」、「公開しない」、「特に貴行（庫・社）内で検討していない」と回答した機関、無回答 2 件除く）、「十分なセキュリティ対策を行うことが難しい」（40.6%）、「ニーズが限定的だと考えられる」（39.9%）の 2 項目が全体の 4 割程度となった。

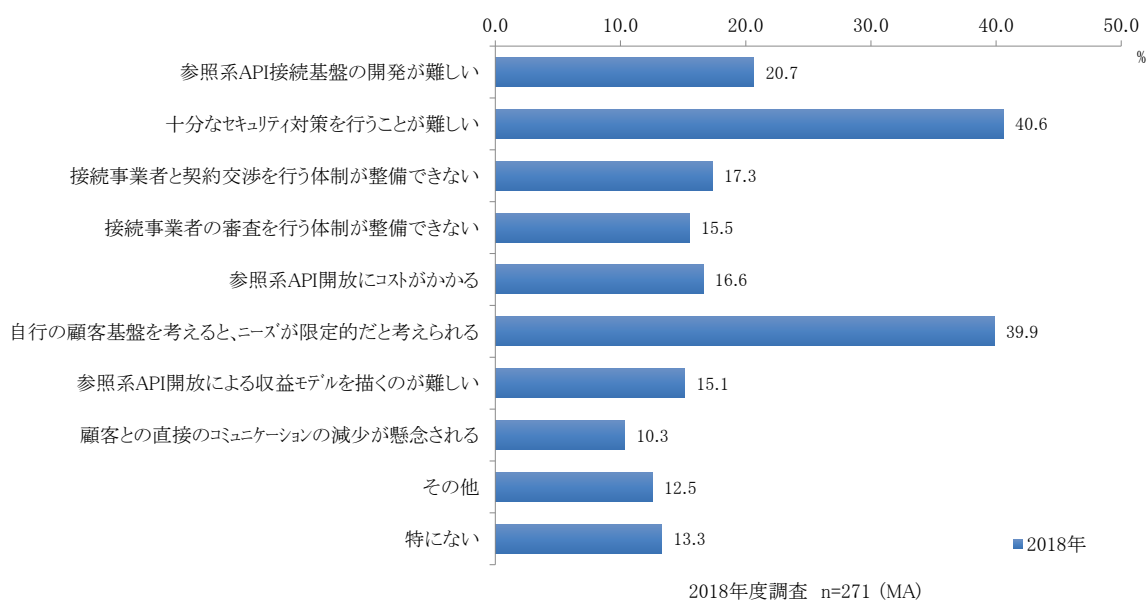


図 65.参照系 API 開放を行わない理由

Q46.更新系 API の公開状況

個人向け更新系 API の公開状況については、「検討していない」(49.8%) が一番多く、次いで「検討中」(25.1%)、「公開しない」(14.6%) となった。

一方、法人向け更新系 API の公開状況も「検討していない」(50.6%) が一番多く、次いで「検討中」(26.5%)、「公開しない」(15.0%) となった。

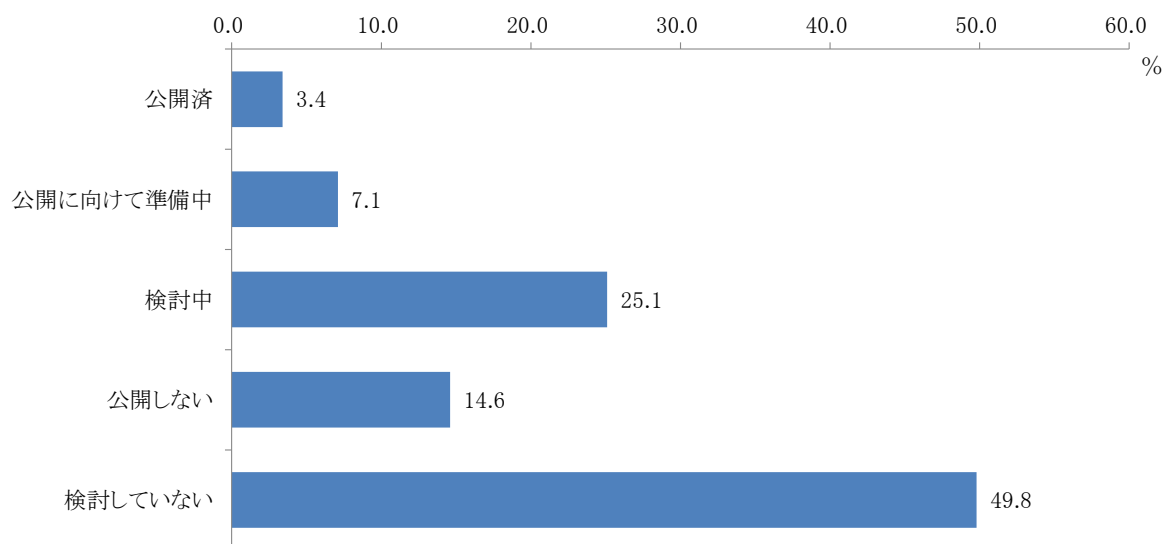


図 66.個人向け更新系 API の公開状況⁵

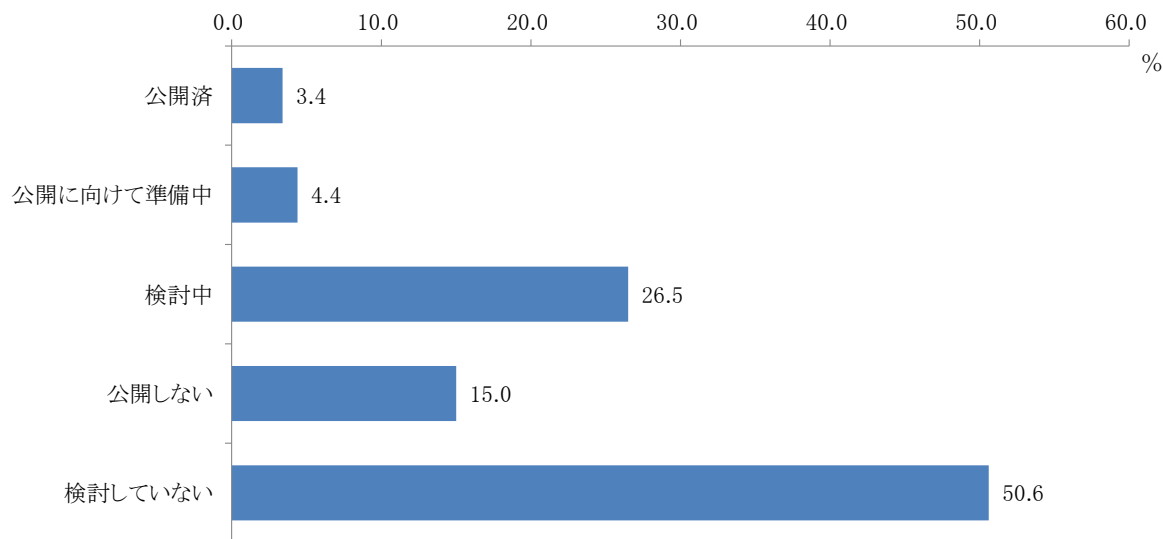


図 67.法人向け更新系 API の公開状況⁵

⁵ 各選択肢の個人又は法人の区分に対し未記載の場合は、個人、法人ともに同一の回答であるとみなし、集計。

業態別にみると、個人向けはその他の銀行、都市銀行（信託銀行）、地方銀行の順で「公開済み」の割合が高かった。

法人向けもその他の銀行、都市銀行（信託銀行）、地方銀行の順で「公開済み」の割合が高かった。

図 68 と図 69 について、個人又は法人の区分の設問に対し無回答の場合は個人、法人の両方にカウントしている。

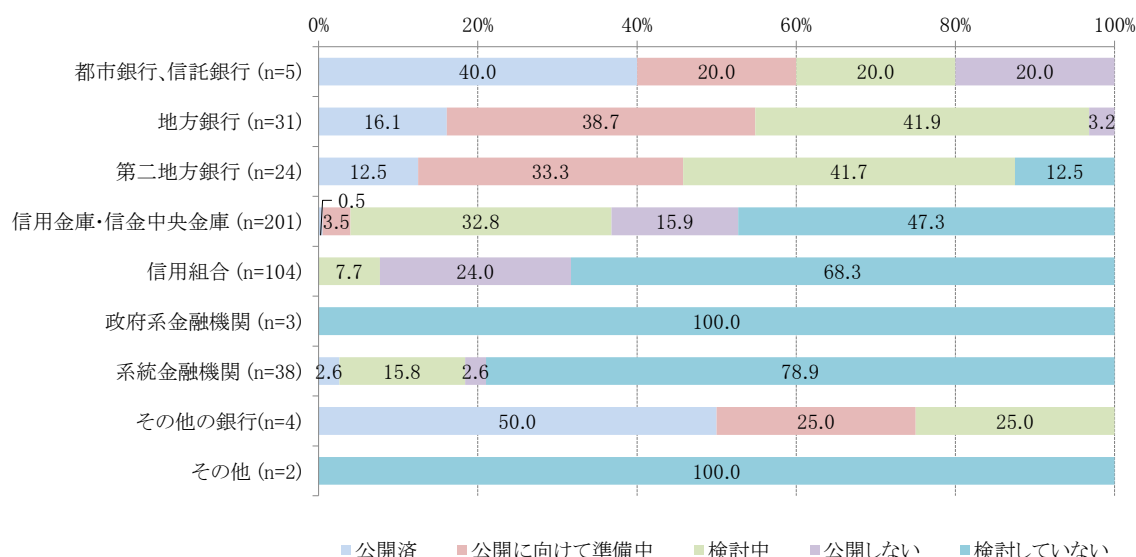


図 68.個人向け更新系 API の公開状況（業態別）⁶

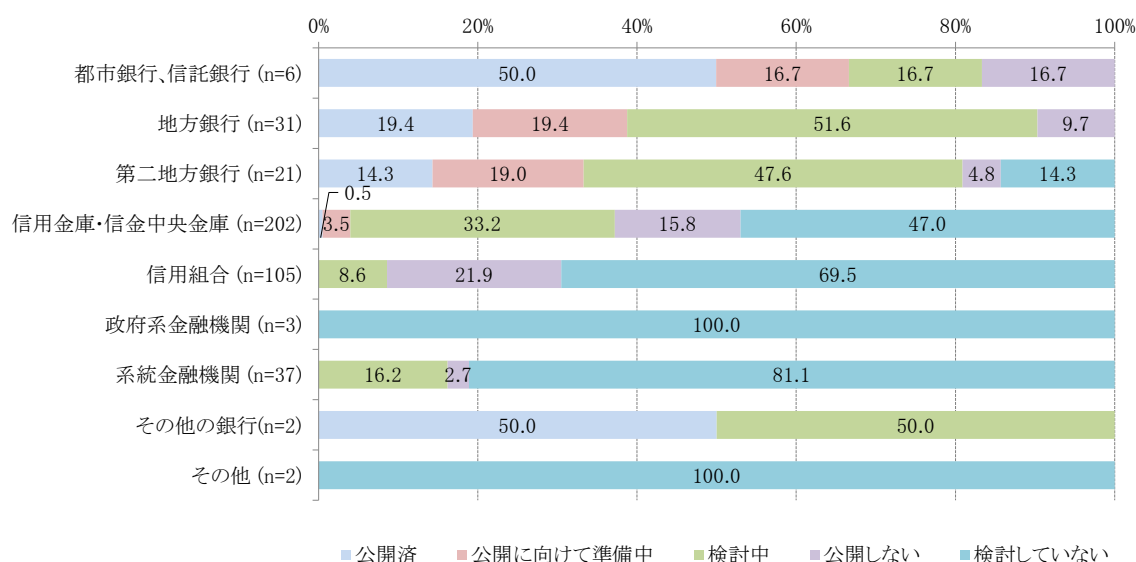


図 69.法人向け更新系 API の公開状況（業態別）⁶

⁶各選択肢の個人又は法人の区分に対し未記載の場合は、個人、法人ともに同一の回答であるとみなし、集計。

Q47.更新系 API 開放に伴う課題

更新系 API 開放を行い、接続先を増やす上での課題については（n=63: Q46 で公開済、公開に向けて準備中と回答した機関）（複数回答）、「更新系 API 開放による収益モデルを描くのが難しい」が 63.5%で最も多かった。参照系 API 開放に伴う接続先を増やす上での課題（Q41）と同様の結果であった。

次に、「接続事業者の審査事務の負担が重い」（41.3%）、「十分なセキュリティ対策を行うことが難しい」（38.1%）の順で多くなった。

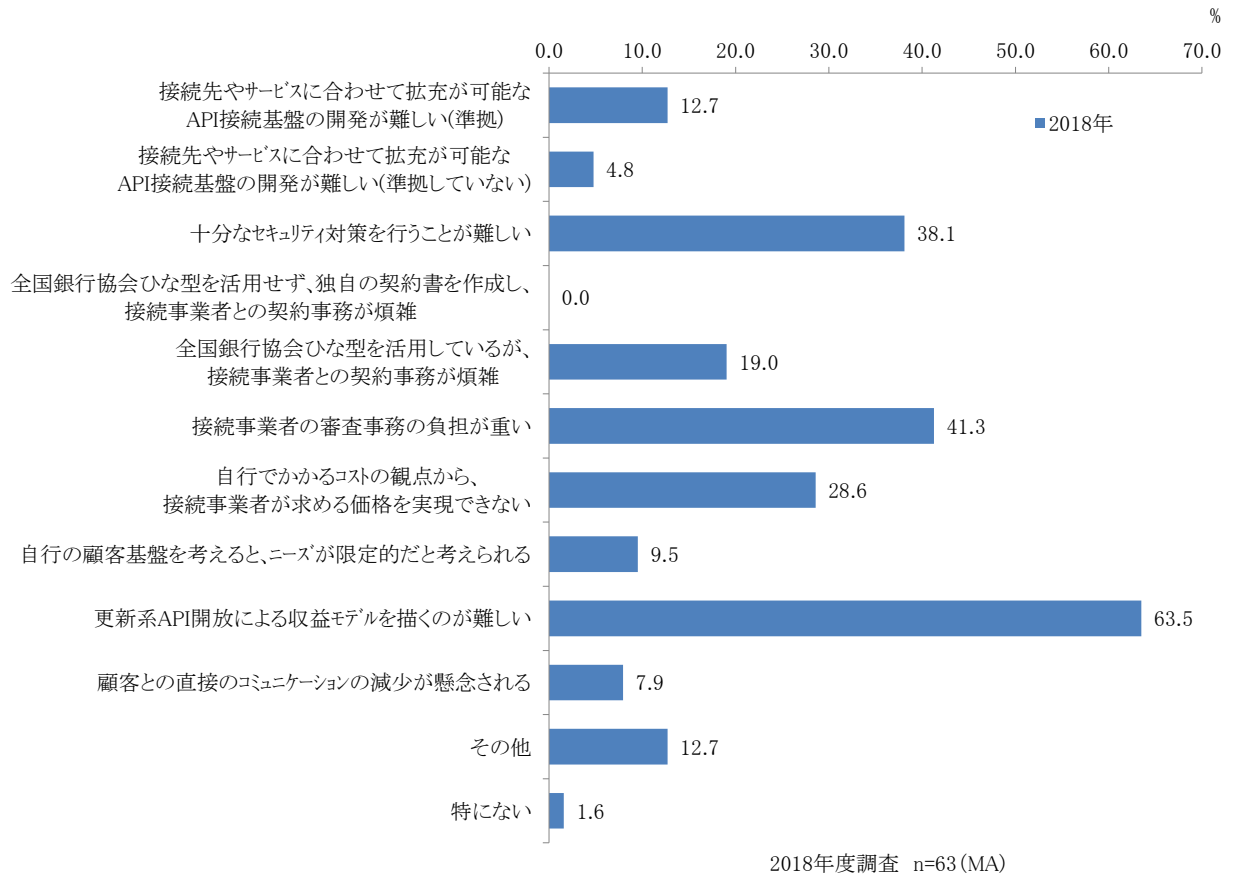


図 70.更新系 API 開放に伴う課題

< 「Q47.更新系 API 開放に伴う課題」につき金融機関の声 >

A 銀行

X 社のインターネットバンキングシステムにおいて、更新系 API（個人向け）はまだ自分宛て振替（同一名義、同一支店の口座間の振込）に留まっている。不正送金のリスクが発生する第三者宛てへの振り込みが安全に可能となるシステムが開発されないと更新系 API の活用ができないと思う。最初は自分の電子マネーにチャージするというサービス等から着手していくことになるのではないかと。更新系 API（法人向け）は現在第三者宛ての振り込みも可能となっているが、振込データを送っただけでは振り込み完了とはならず、その後インターネットバンキングにログインして承認する必要があるため、利便性が良いと言にくい。

Q48.更新系 API 接続基盤の構築方法

更新系 API 接続基盤の構築方法については（n=63: Q46 において「公開済」、「公開に向けて準備中」と回答した機関）、「IB 経由」（69.8%）が最も多く、「勘定系直結」は 2 割程度となった。

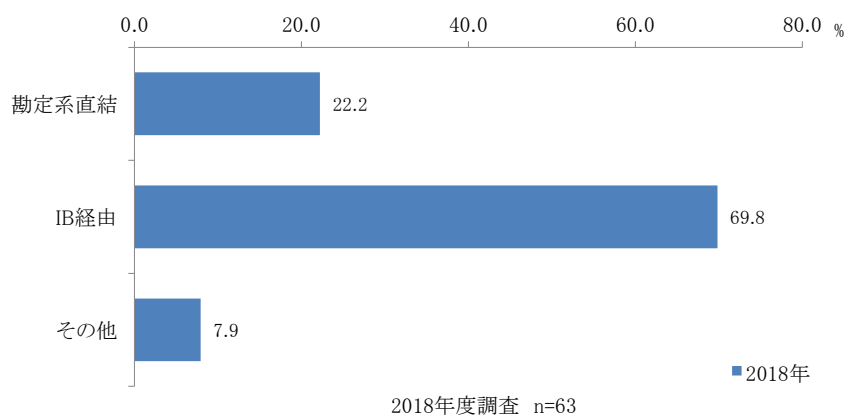


図 71.更新系 API 接続基盤の構築方法

Q49.更新系 API 接続料金体系

更新系 API 接続料金体系については（n=63: Q46 において「公開済」、「公開に向けて準備中」と回答した機関、複数回答）、その他（50.8%）が最も多くなった。「その他」の内訳は、公開に向けて準備中の機関が本設問項目の回答対象となっていたため、「未定」や「検討中」の回答が大半であった。次いで、「無料」（25.4%）が多かった。

図 72 の割合の合計値が 100%を超える理由は、個人向けと法人向けで対応が異なる場合、複数回答として処理したためである

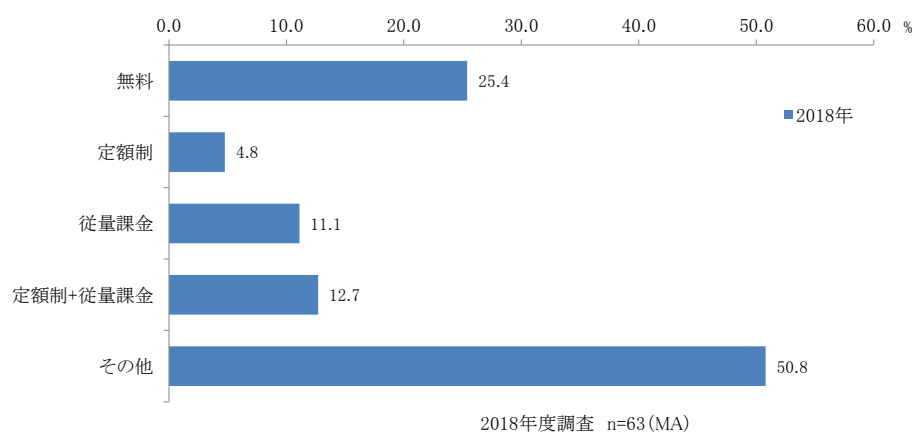


図 72.更新系 API 接続料金体系

Q50.更新系 API 接続基盤提供にあたってのコスト

更新系 API 接続基盤提供にあたってのコストについては（n=62: Q46 において「公開済」、「公開に向けて準備中」と回答した機関）、「定額制」（32.3%）が最も多く、次いで、「定額制+従量課金」（30.6%）が多くなった。「その他」の内訳は、公開に向けて準備中の機関が本設問項目の回答対象となっていたため、「未定」や「検討中」の回答が大半であった。

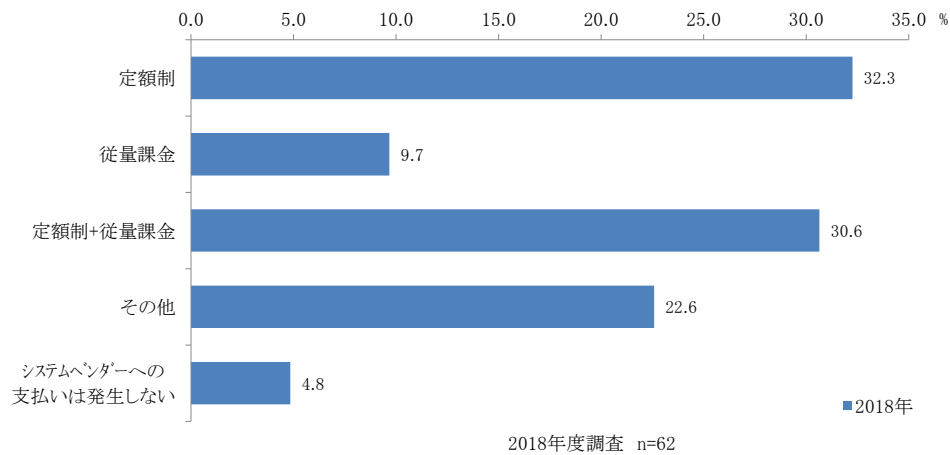


図 73.更新系 API 接続基盤提供コスト

Q51.更新系 API 開放を行わない理由

更新系 API 開放を行わない理由については（n=413: Q46 において「検討中」、「公開しない」、「検討していない」と回答した機関、無回答 6 件除く）、「十分なセキュリティ対策を行うことが難しい」（39.7%）、「ニーズが限定的だと考えられる」（31.2%）が上位となり、概ね参照系 API 開放を行わない理由（Q45）と類似した結果となった。

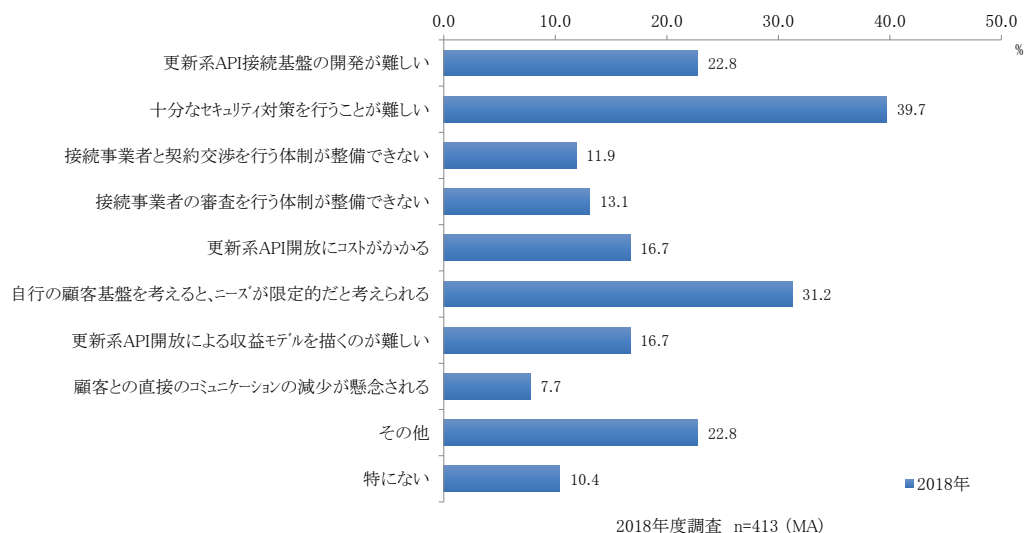


図 74.更新系 API 開放を行わない理由

7. インターネットバンキングの普及・推進状況

Q52.インターネットバンキングの利用状況

インターネットバンキングの利用状況（金融機関数⁷）については、各金融機関の法人顧客におけるインターネットバンキング契約率を算出した。まず、契約率の単純平均⁸を行ったところ、FBを除いた単純平均は8.68%、FBを含んだ単純平均は9.77%となった。法人顧客数による重みづけ（加重平均⁹）を行った場合、FBを除いた加重平均は8.67%、FBを含んだ加重平均は10.14%であった。

図75、76からは、FBを含む、FBを除く、いずれの場合においても、契約率が5%未満の金融機関の割合が高い様子が見て取れる。

※FB（ファームバンキング）：インターネット回線を利用したデータ通信サービス

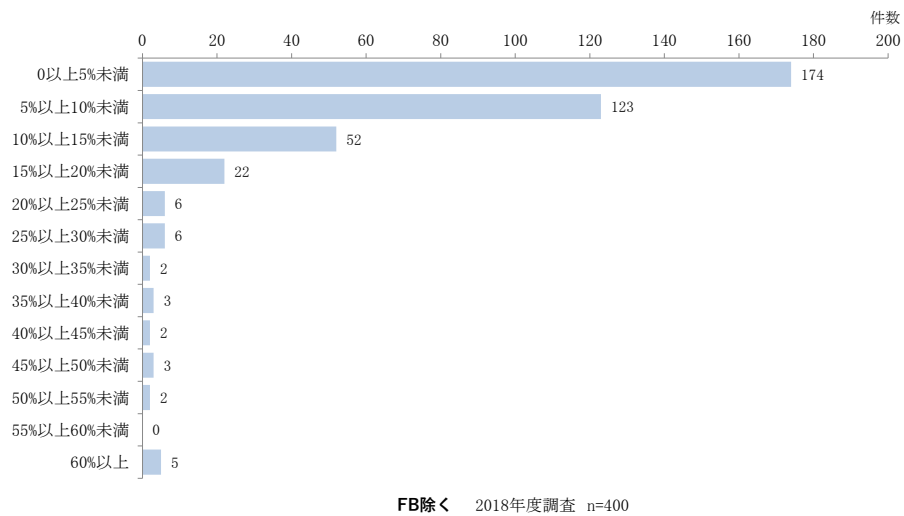


図75.法人顧客におけるインターネットバンキングの契約率（FB 除く）

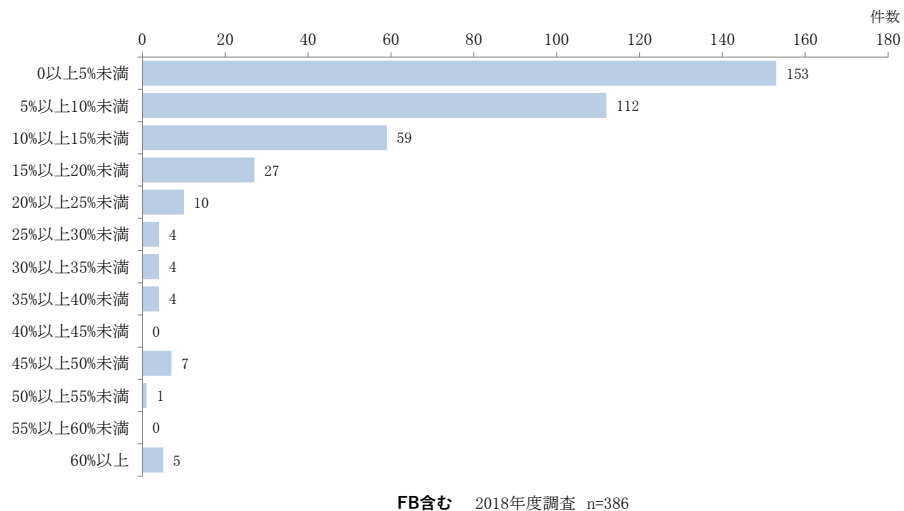


図76. 法人顧客におけるインターネットバンキングの契約率（FB 含む）

⁷ 金融機関毎の調査の為、契約企業の重複がある点、留意が必要。

⁸ 各金融機関の契約率の合計 ÷ 金融機関数 × 100（%）で算出。

⁹ （各金融機関の契約顧客数の合計） ÷ （各金融機関の法人顧客数の合計） × 100（%）で算出。

Q53.法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策

法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策（複数回答）について、「決済手数料の優遇」（46.6%）が最も多かった。昨年度との比較においても「決済手数料の優遇」をインターネットバンキング利用推進策として挙げる機関の割合が増加している。

業態別では、地方銀行や第二地方銀行において「決済手数料の優遇」を利用推進策として挙げる比率が高くなっている。

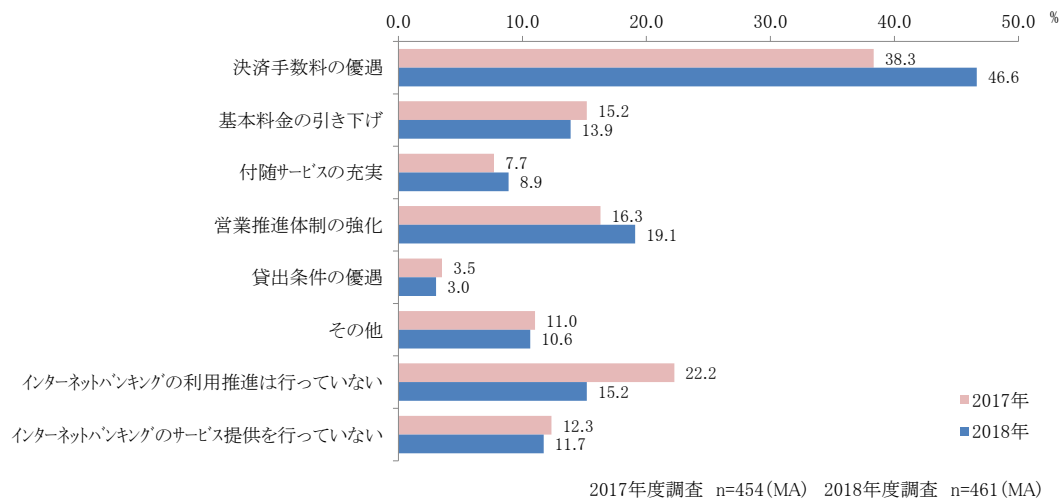


図 77.インターネットバンキングの利用推進策

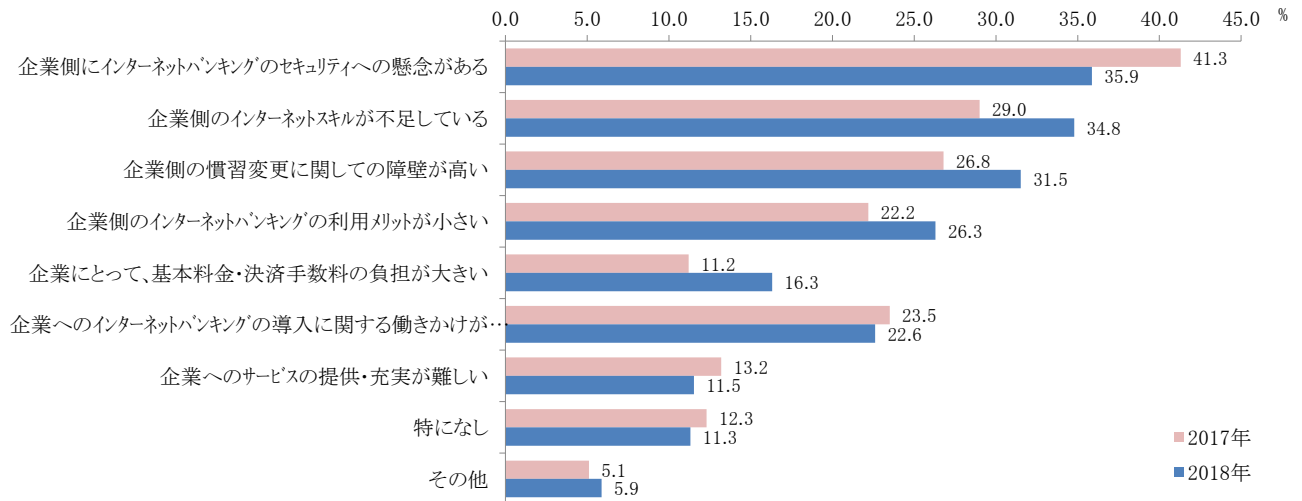
表 13.インターネットバンキングの利用推進策（業態別）

インターネットバンキングの利用推進策	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府 金融機関	系統 金融機関	その他
決済手数料の優遇	3 42.9	26 59.1	19 59.4	122 54.5	37 34.6	0 0.0	7 17.9	1 20.0
基本料金の引き下げ	1 14.3	8 18.2	4 12.5	31 13.8	13 12.1	1 33.3	6 15.4	0 0.0
付随サービスの充実	2 28.6	13 29.5	4 12.5	18 8.0	0 0.0	1 33.3	2 5.1	1 20.0
営業推進体制の強化	3 42.9	23 52.3	9 28.1	42 18.8	8 7.5	0 0.0	1 2.6	2 40.0
貸出条件の優遇	0 0.0	1 2.3	0 0.0	10 4.5	2 1.9	0 0.0	0 0.0	1 20.0
その他	1 14.3	6 13.6	4 12.5	25 11.2	6 5.6	0 0.0	5 12.8	2 40.0
インターネットバンキングの利用推進は行っていない	0 0.0	2 4.5	3 9.4	33 14.7	15 14.0	0 0.0	17 43.6	0 0.0
インターネットバンキングのサービス提供を行っていない	2 28.6	0 0.0	0 0.0	2 0.9	41 38.3	2 66.7	5 12.8	2 40.0
回答機関数	7 100.0	44 100.0	32 100.0	224 100.0	107 100.0	3 100.0	39 100.0	5 100.0

Q54.インターネットバンキングの普及・利用推進における課題

インターネットバンキングの普及・利用推進における課題（複数回答）については、「企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある」（35.9%）が最も多かった。次いで「企業側のインターネットスキルが不足している」（34.8%）、「企業側の慣習変更に関しての障壁が高い」（31.5%）と続いた。

業態別では、第二地方銀行で「企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある」を課題として挙げる比率が高かった。



2017年度調査 n=455 (MA) 2018年度調査 n=460 (MA)

図 78.インターネットバンキングの普及・利用推進における課題

表 14.インターネットバンキングの普及・利用推進における課題（業態別）

普及・利用推進における課題	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府 金融機関	系統 金融機関	その他
企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある	1 14.3	18 41.9	20 62.5	88 39.1	33 31.1	0 0.0	5 12.8	0 0.0
企業側のインターネットスキルが不足している	2 28.6	18 41.9	12 37.5	100 44.4	27 25.5	0 0.0	1 2.6	0 0.0
企業側の慣習変更に関しての障壁が高い	1 14.3	25 58.1	18 56.3	70 31.1	19 17.9	0 0.0	11 28.2	1 20.0
企業側のインターネットバンキングの利用メリットが小さい	2 28.6	11 25.6	8 25.0	57 25.3	25 23.6	1 33.3	15 38.5	2 40.0
企業にとって、基本料金・決済手数料の負担が大きい	0 0.0	17 39.5	5 15.6	35 15.6	10 9.4	1 33.3	7 17.9	0 0.0
企業へのインターネットバンキングの導入に関する働きかけが不足している	0 0.0	6 14.0	9 28.1	57 25.3	21 19.8	0 0.0	9 23.1	2 40.0
企業へのサービスの提供・充実が難しい	0 0.0	3 7.0	4 12.5	13 5.8	22 20.8	0 0.0	11 28.2	0 0.0
特になし	4 57.1	3 7.0	1 3.1	20 8.9	17 16.0	1 33.3	5 12.8	1 20.0
その他	1 14.3	3 7.0	0 0.0	11 4.9	8 7.5	1 33.3	2 5.1	1 20.0
回答機関数	7 100.0	43 100.0	32 100.0	225 100.0	106 100.0	3 100.0	39 100.0	5 100.0

企業の多様な資金調達手法に関する実態調査 ご回答票

アンケート調査票は平成30年12月21日(金)までに
同封の返信用封筒にて、ご返送願います。

■返送先

〒107-8780

(東京都港区)赤坂郵便局 私書箱33号

株式会社帝国データバンク データソリューション企画部

「企業の多様な資金調達手法に関する実態調査」実施事務局 宛

◇FAX での回答も受け付けております。

FAX:03-5775-3168

■アンケートの内容についての照会先

◇調査実施機関:株式会社帝国データバンク データソリューション企画部

政策支援課 担当:有吉(ありよし)、羽毛田(はけた)

電 話:03-5775-3161 ※受付時間[平日(月～金) 9:00～18:00]

■調査実施主体

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

経済産業省 経済産業政策局 産業資金課

ご回答いただく方の情報についてご教示ください。返信の際に、お名刺を同封頂いても結構です。

☐ 返信時に名刺を同封

☐ 下記欄に記入

ご回答者欄			
貴行(庫・社)名		電話番号	
部署名		ご担当者名	
e-mail アドレス			
貴行(庫・社)の 業態 (該当項目1つに ○)	①都市銀行、信託銀行 ②地方銀行 ③第二地方銀行 ④信用金庫・信金中央金庫 ⑤信用組合 ⑥政府系金融機関 ⑦系統金融機関 ⑧その他の銀行 ⑨その他 ()		

(注) ご回答内容についてお問い合わせさせて頂く場合がありますので、ご了承ください。

本調査におけるABLの範囲

本調査において、ABLの範囲は以下のとおりとする。

企業が保有する在庫、機械設備等の動産及び売掛債権等の債権を担保とする融資のうち、

- ・国内での融資を対象とする
- ・動産譲渡登記、債権譲渡登記の具備の有無は問わない
- ・信用保証協会の流動資産担保融資保証制度（以下、「ABL保証」と表記）による保証を受けた融資も対象となる
- ・ただし、SPC、信託経由（貸し手と借り手（顧客）との間の直接の貸出契約に基づかないもの）は対象から除かれる

本調査におけるABLで担保対象とする貸借対照表上の動産・売掛債権

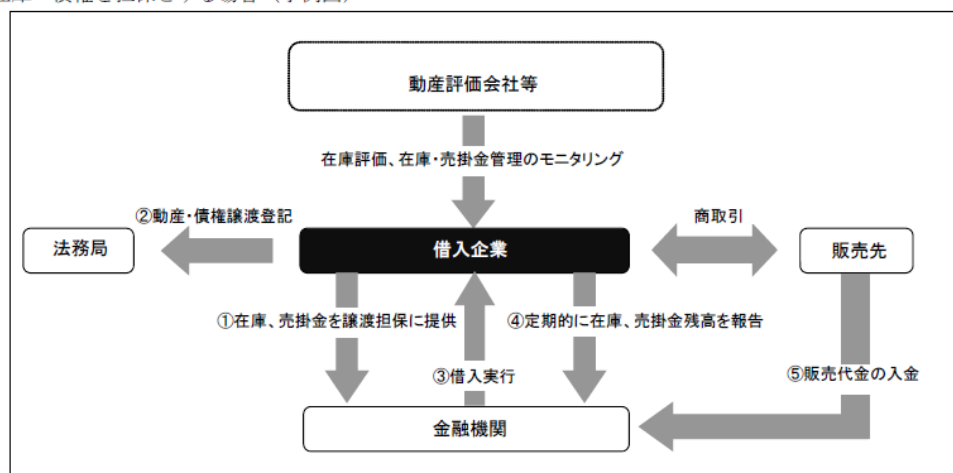
資産の部	負債・純資産の部
流動資産	流動負債
現金・預金	買掛金
受取手形	短期借入金
売掛金等※1	未払金
有価証券	未払法人税
原材料	固定負債
仕掛品	長期借入金
商品・製品	純資産
固定資産	資本金
有形固定資産	資本剰余金
建物	利益剰余金
設備 ※2	自己株式
機器（工具・部品）	
土地	
無形固定資産	
投資その他の資産	

※1 「売掛金等」には、売掛金債権のほか、工事請負代金債権、電子記録債権、介護報酬債権、診療報酬債権、売電債権等が含まれる。

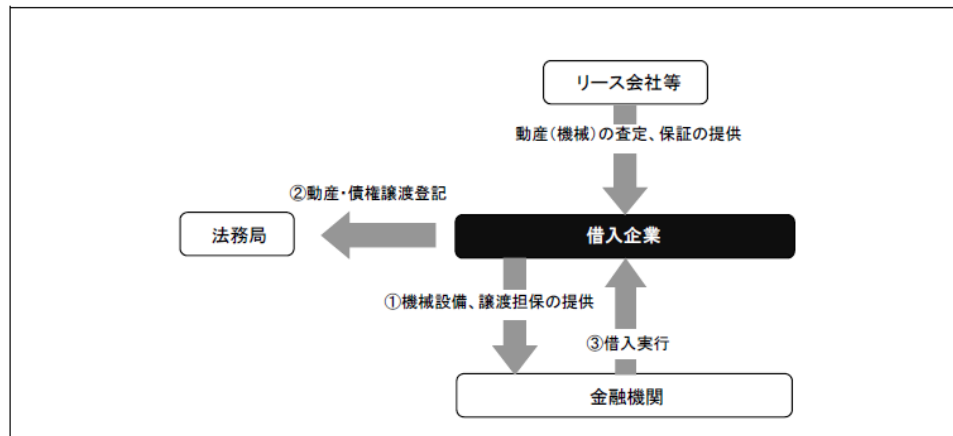
※2 「設備」には、「太陽光発電設備」を含む。

「太陽光発電設備」とは、ソーラーパネル、ソーラーパネル設備、太陽光設備、太陽光発電システム、太陽光発電システム一式、太陽光発電システム機器、太陽光発電設備、太陽光発電設備（モジュール他）、太陽光発電設備一式、太陽光発電パネル、太陽光発電パネル等一式、太陽光パネル、メガソーラー発電設備をいう。

ア. 在庫・債権を担保とする場合（事例図）



イ. 機械設備等を担保とする場合（事例図）



<ご回答の際の注意点>

- ・信用保証協会のABL保証による保証を受けた融資やシンジケートローン（他行との協調融資）を含みます。ただし、「プロパー案件」（ABL保証を利用しない案件）や「シンジケートローン」の欄がある場合は、全体の内数として、それらの件数・実行額をご記入ください。また、シンジケートローンの実行額は、貴行（社・庫）の融資額分（テイク額）をご回答ください。
- ・リース会社等の保証人が担保権者になり、貸し手が直接の担保権者にならないスキームの融資は除きます。
- ・極度額を設定し、期中に一つの極度枠内で融資を複数回実行した場合は、件数・金額とも実行した総数（総額）をご回答ください。債権残高は実行額の残高をご回答ください。また1件の融資に動産担保と不動産担保を複数設定している場合は、融資全体の数字をご回答してください。

1. ABLの融資実績

Q 1. これまでに、ABLの実績はありますか。

[1つを選択]

1	平成28年度以前から融資実績がある	→Q 2へお進みください
2	平成29年度中に初めて融資を実施した	→Q 2へお進みください
3	これまでに融資実績はない	→「2. ABLの実施方針・体制」(Q 1 2)へお進みください

<実績計数>

Q 1で「1. 平成28年度以前から融資実績がある」、「2. 平成29年度中に初めて融資を実施した」を選択した方へお尋ねします。

Q 2. 平成29年度中に新規に実施したABLの融資件数と融資実行額（極度額ではない）を以下の項目ごとにお答えください。

[融資を実施した項目に件数・実行額を記入]

		平成29年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)		ABLのうち、プロパー案件 (ABL保証なし)		ABLのうち、 シンジケートローン（貴行（社・庫）の融資額分）	
		実行 件数	実行額	実行 件数	実行額	実行 件数	実行額
A. ABL（合計）		件	百万円	件	百万円	件	百万円
(内訳)	B. 棚卸資産のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	C. 機械設備のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	D. 債権のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	E. 棚卸資産と機械設備の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	F. 棚卸資産と債権の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	G. 機械設備と債権の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	H. 棚卸資産と機械設備と債権のすべてを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円

(注) A = (B + C + D + E + F + G + Hの合計) になります。

Q 3. 平成30年3月末時点のABLの融資残高を以下の項目ごとにお答えください。

[融資残高がある項目に金額を記入]

		平成29年3月末時点		
		ABLの融資残高 (ABL保証付き及びシン ジケートローンを含む)	ABLのうち、 プロパー案件 (ABL保証なし)	ABLのうち、シンジケー トローン（貴行（社・ 庫）の融資額分）
A. ABL（合計）		百万円	百万円	百万円
(内訳)	B. 棚卸資産のみを担保と した融資	百万円	百万円	百万円
	C. 機械設備のみを担保と した融資	百万円	百万円	百万円
	D. 債権のみを担保とした 融資	百万円	百万円	百万円
	E. 棚卸資産と機械設備の 両方を担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	F. 棚卸資産と債権の両方 を担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	G. 機械設備と債権の両方 を担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	H. 棚卸資産と機械設備と 債権のすべてを担保とし た融資	百万円	百万円	百万円

(注) A = (B + C + D + E + F + G + Hの合計) になります。

Q 4. 平成29年度中に実施したABLについて、下記の対象業種（次ページ参照）ごとの融資件数をお答えください。

[対象業種ごとに件数を記入]

業種		平成29年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)
1	建設業	件
2	製造業	件
3	情報通信業	件
4	運輸業	件
5	卸売業	件
6	小売業	件
7	サービス業	件
8	農業・林業	件
9	漁業	件
10	医療業	件
11	福祉業	件
12	不動産業	件
13	物品賃貸業	件
14	その他	件

(注) 対象業種は次頁のとおり日本標準産業分類に対応する。

<参考>日本標準産業分類

本調査の業種分類	日本標準産業分類	
	大分類	中分類
建設業	建設業	
製造業	製造業	
情報通信業	情報通信業	
運輸業	運輸業/郵便業	
卸売業	卸売業/小売業	各種の卸売業
小売業	卸売業/小売業	各種の小売業
サービス業	学術研究/専門・技術サービス業、宿泊業/飲食サービス業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、教育/学習支援業、生活関連サービス業/娯楽業	
農業・林業	農業/林業	
漁業	漁業	
医療業	医療/福祉	医療業、保健衛生
福祉業	医療/福祉	社会保険・社会福祉・介護事業
不動産業	不動産業/物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
物品賃貸業	不動産業/物品賃貸業	物品賃貸業
その他	鉱業/採石業/砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業公務（他に分類されるものを除く）、金融業/保険業、分類不能の産業	

Q 5. 平成29年度中に実施したABLについて、融資先の企業区分ごとの融資件数をお答えください。

[企業区分ごとに件数を記入]

企業区分		平成29年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)
1	法定中小企業（注）	件
2	中堅企業（1.および3.に当てはまらないもの）	件
3	大企業（資本金10億円以上）	件

（注）法定中小企業とは、業種別に以下の資本金に関する要件、または

（常時雇用）従業員に関する要件のいずれかを満たすものをいいます。

小売業 … 資本金5,000万円以下または従業員50人以下
 サービス業 … 資本金5,000万円以下または従業員100人以下
 卸売業 … 資本金1億円以下または従業員100人以下
 その他の業種 … 資本金3億円以下または従業員300人以下

Q 6. 平成29年度中に実施したABLについて、対象の種類ごとの融資件数と融資実行額、代表的な担保目的物をお答えください（1つの案件について複数の項目が重複する場合は、それぞれの項目に回答してください）。

[融資対象の種類ごとに件数・実行額および代表的な品名を記入]

担保の種類			件数	実行額	代表的な担保目的物
動 産	設備	1 工作機械、建設機械	件	百万円	
		2 業務用車両	件	百万円	
		3 太陽光発電設備	件	百万円	
		4 その他設備	件	百万円	
	機器	5 厨房機器	件	百万円	
		6 医療機器	件	百万円	
		7 O A機器、什器等	件	百万円	
		8 その他の機器	件	百万円	
	原材料	9 鉄、非鉄、貴金属	件	百万円	
		10 天然素材 (羊毛、繭、羽毛等)	件	百万円	
		11 家畜 (肉用牛、豚等)	件	百万円	
		12 家畜 (生産用)	件	百万円	
		13 冷凍水産物 (マグロ、エビ等)	件	百万円	
		14 その他の原材料	件	百万円	
	仕掛品	15 ー	件	百万円	
	製品	16 衣料品	件	百万円	
		17 ブランド品 (時計、バック、化粧品等)	件	百万円	
		18 酒類 (清酒、ワイン等)	件	百万円	
		19 食品 (冷凍食品、加工食品等)	件	百万円	
		20 家電	件	百万円	
		21 D I Y用品	件	百万円	
		22 自動車	件	百万円	
		23 その他の製品	件	百万円	
債 権		24 売掛債権	件	百万円	
		25 売電債権	件	百万円	
		26 介護報酬債権	件	百万円	
		27 診療報酬請求債権	件	百万円	
		28 工事請負代金債権	件	百万円	
		29 電子記録債権	件	百万円	
		30 リース債権/割賦債権	件	百万円	
		31 その他の債権	件	百万円	

Q 7. 平成29年度中に実施したABLについて、対象とした担保の特定方式ごとの融資件数と融資実行額を動産、債権それぞれお答えください。

Q 7-1. 動産担保について

[特定方式ごとに件数・実行額を記入]

担保の特定方式		件数	実行額
1	特定動産	件	百万円
2	流動集合動産	件	百万円

Q 7-2. 債権担保について

[特定方式ごとに件数・実行額を記入]

担保の特定方式		件数	実行額
1	特定債権	件	百万円
2	集合債権	件	百万円

Q 8. 平成29年度中に実施したABLの融資期間ごとの件数と融資実行額をお答えください。

[融資期間ごとに件数・実行額を記入]

融資期間		件数	実行額
1	1年未満	件	百万円
2	1年以上5年未満	件	百万円
3	5年以上10年未満	件	百万円
4	10年以上	件	百万円

<融資先の傾向>

Q 9. これまでABLを実施した取引先企業の信用状況について、債務者区分をお答えください。

金融機関の方は、資産査定もしくはそれに対応する内部格付を踏まえてお答えください。

その他の貸し手の方は、金融機関との対比で自社が設定している基準に基づいてお答えください。

[1つを選択]

1	債務者区分でおおむね正常先に相当する企業が多い	⇒Q 1 0へお進みください
2	債務者区分でおおむね要注意先に相当する企業が多い	⇒Q 1 0へお進みください
3	債務者区分でおおむね破綻懸念先に相当する企業が多い	⇒Q 1 0へお進みください
4	その他 ()	⇒Q 1 1へお進みください

Q 1 0. Q 9で選択肢1～3を選択した方にお尋ねします。

これまでABLを実施した取引先企業のABL実施時点における「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地について、以下から該当するものをお答えください。また、「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地について十分・不十分と考える根拠についてもお答えください。

[1つを選択]

1	ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が十分だった企業の方が多い 根拠 ()
2	ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が不十分にあった企業の方が多い 根拠 ()
3	事例数としてはほぼ同数程度

Q 1 1. これまでにABLを実施した主な取引先企業のイメージをお答えください。

[複数回答]

1	創業期にある企業（設立後間もなく、事業が軌道に乗る前段階）
2	発展期にある企業（売上高が拡大し、設備投資のニーズが高まる段階）
3	成熟期にある企業（売上高が安定し、設備・資産・資金が充実している段階）
4	衰退期にある企業（業績が悪化し、コスト削減や遊休資産の売却を迫られる段階）
5	再生期にある企業（事業再編や事業買収、資産整理などを検討する段階）

2. ABLの実施方針・体制

以下の設問については、融資実績の有無に関わらず、皆様お答えください。（Q 1 5まで）

Q 1 2. ABLの実施方針についてお答えください。

融資実績がない場合は今後取り組む場合を想定してご回答ください。

[1つを選択]

1	対象動産・債権が一般担保となる場合に取り組む
2	一般担保とならなくても取り組むが、原則、対抗要件を具備した担保設定を行う
3	担保設定はするが対抗要件具備は原則行わず、コベナントの設定により対応する
4	担保設定はするが対抗要件具備、コベナントの設定は原則行わず、在庫や売掛金の増減などのモニタリングを重視して対応する

Q 1 3. 今後のABLの実施方針についてお答えください。

[1つを選択]

・ABLの実績がある方はこちらからご選択ください。

1	動産・債権ABLの取り組みを強化する	→Q 1 4 へお進みください
2	動産ABLのみ取り組みを強化する	→Q 1 4 へお進みください
3	債権ABLのみ取り組みを強化する	→Q 1 4 へお進みください
4	現状を維持する	→Q 1 4 へお進みください
5	動産・債権ABLの取り組みを縮小する	→Q 1 5 へお進みください
6	動産ABLのみ取り組みは縮小する	→Q 1 5 へお進みください
7	債権ABLのみ取り組みは縮小する	→Q 1 5 へお進みください

・ABLの実績がない方はこちらからご選択ください。

8	動産・債権ABLに取り組む予定である	→Q 1 4 へお進みください
9	動産ABLのみ取り組む予定である	→Q 1 4 へお進みください
10	債権ABLのみ取り組む予定である	→Q 1 4 へお進みください
11	ABLの取り組みを予定していない	→Q 1 5 へお進みください

Q 1 4. Q 1 3で選択肢1～4、8～10を選択した方へお尋ねします。

そのような方針を今後とる理由についてお答えください。

[複数回答]

1	取引先の取引状況をモニタリングできるから
2	信用力の低い取引先への取引拡充ができるから
3	融資枠を事業の状況に合わせて機動的に調整できるから
4	担保種類を増やし担保の集中リスクを緩和できるから
5	保全により損失を軽減できるから
6	取引先を囲い込むことができるから
7	取引先のニーズにあった融資スキームだから
8	取引先にABLで融資を受けたいという要望があるから
9	ABL市場が拡大しているから
10	地域の産業・企業育成の観点で有用な手段だから
11	その他 ()

これまでABLの融資実績がない場合は、「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について」（Q 2 4以降）へお進みください。これまでABLの融資実績がある場合は、「3. ABLの推進に向けた取り組み」（Q 1 6以降）へお進みください。

Q 1 5. Q 1 3で選択肢5～7、11を選択した方へお尋ねします。

そのような方針を今後とる理由についてお答えください。

[複数回答]

1	ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから
2	取引先が実施したことがないから
3	評価の為にコストがかかりすぎるから
4	客観的・合理的な評価を得ることが困難だから
5	譲渡担保と競合する権利関係が不透明だから
6	登記や契約の手続きが面倒だから
7	担保物件のモニタリングに手間がかかるから
8	社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから
9	ABLの推進に当たり、人員を割く余裕がないから
10	取引先のガバナンス能力が不安だから
11	担保物件を処分する際に取引先の協力が得られるか不安だから
12	処分ルートが確保できないから
13	担保物件が散逸してしまうリスクが大きいから
14	担保物件を換価する場合のリーガルリスクが不安だから
15	ABLについて参考となる情報が少ないから
16	ABL市場が小さいから
17	社内規定上取り組みが困難であるから
18	その他 ()

これまでABLの融資実績がない場合は、「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について」（Q24以降）へお進みください。これまでABLの融資実績がある場合は、「3. ABLの推進に向けた取り組み」（Q16以降）へお進みください。

3. ABLの推進に向けた取り組み

Q1で選択肢「1. 融資実績がある」、「2. 初めて融資を実施した」を選択した方へお尋ねします。

※「3. これまでに融資実績はない」を選択された方は、「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について（Q24）」にお進みください。

<推進における課題>

Q16. 貴行（庫、社）ではABL案件発掘時にどのような点が課題だと考えていますか。

[複数回答]

1	物件の担保としての適性について判断ができないこと
2	売掛金・買掛金のサイト等、融資対象先の商流が確認できないこと
3	ABLの融資対象先企業を絞り込めていないこと
4	ABLに対する企業の認知度が低いこと
5	取引先の在庫などの資産の管理状態について把握ができていないこと
6	単独でABLに取り組むのはリスクが大きいこと
7	ABLを推進する体制を構築できていないこと
8	ABL実施の手続き方法が貴行（庫、社）内で定まっていないこと
9	支店の担当者が理解できないこと
10	その他（ ）
11	特になし

Q17. 担保価値評価時の課題についてお答えください。

[複数回答]

1	業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと
2	貴行（庫、社）内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと
3	外部評価会社ごとに評価に関する考え方（現在価値、処分価値等）に違いがあること
4	外部評価会社の評価業務に要する時間がかかりすぎる
5	外部評価会社の評価結果について、評価の前提条件や判断過程の可否が判断できないこと
6	外部評価会社の評価費用が高いこと
7	外部評価会社の評価額と実際の処分価額との間に大きな乖離が生じること
8	その他（ ）
9	特になし

Q18. 担保設定時の課題についてお答えください。

[複数回答]

1	債権に譲渡禁止特約が付いていることが多く、これを解除できないこと
2	債権に抗弁が付いていることが多く、担保取得できないこと
3	後順位譲渡担保権の取扱いが不明確であること
4	譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること
5	動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと
6	対象動産について、前執務日段階で登記がされていないことしか把握できないこと
7	実態に即して登記事項を変更すること（変更登記等）ができないこと
8	譲渡担保権放棄後の残存物件に対して、管理責任が問われる可能性があること
9	譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること
10	その他（ ）
11	特になし

Q19. 貴行の現状を踏まえて、ABLによる動産・債権担保を一般担保として取り扱うに当たっての課題として解決困難なものをお答えください。

[複数回答] ※1～5は動産担保、6～9は債権担保に関する課題

1	動産の対抗要件を適切に具備すること
2	動産の数量および品質等を継続的にモニタリングすること
3	客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際実施（外部から取得）すること
4	動産につき適切な換価手段を確保すること
5	動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと
6	債権の対抗要件を適切に具備すること
7	債権に関し、第三債務者の信用力判断に必要となる情報を随時入手できる状態にすること
8	債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること
9	債権に関し、貸倒率を合理的に算定すること
10	その他（ ）
11	特になし

Q20. ABLの管理・モニタリングに関する課題についてお答えください。

[複数回答]

1	業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと
2	貴行（庫、社）の体制・ノウハウが確立されていないこと
3	管理業務に時間・手間がかかりすぎる
4	貴行（庫、社）の担保資産の管理システムの改修が必要であること
5	モニタリングの業務負荷が大きいこと
6	外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと
7	外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと
8	外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと
9	その他（ ）
10	特になし

Q 2 1. 担保物件の換価処分に関する課題についてお答えください。

[複数回答]

1	取引先による処分先の紹介や処分への協力が不十分であること
2	取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること
3	処分業務のプロセスが確立されていないこと
4	適切な処分業者を見つけるのが困難であること
5	処分に時間を要すること
6	処分価額が評価額に比べて低すぎる
7	処分に要するコストが大きいこと
8	優越的地位の乱用などで貴行（庫、社）の評判が悪化しかねないこと
9	換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、破綻の引き金となる恐れがあること
10	シンジケートローンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が衝突しやすいこと
11	その他（ ）
12	特になし

Q 2 2. 平成 2 9 年 5 月に成立した改正民法では、中小企業の資金調達の円滑化等の観点から、譲渡制限特約付き債権の譲渡を原則として有効としました。民法改正を踏まえての、譲渡制限特約付き債権を担保とした ABL の取組み方針について、お答えください。

[1つを選択]

1	現在、譲渡制限特約付き債権を担保に ABL を行っており、方針は民法改正後も変わらない	→「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について（Q 2 4）」へお進みください
2	現在、譲渡制限特約付き債権を担保に ABL を行っておらず、民法改正後は、行うよう方針を変更	→「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について（Q 2 4）」へお進みください
3	現在、譲渡制限特約付き債権を担保に ABL を行っておらず、民法改正後も方針は変わらない	→Q 2 3 へお進みください
4	現在、譲渡制限特約付き債権を担保に ABL を行っておらず、民法改正後の対応は未定	→Q 2 3 へお進みください

Q 2 3. Q 2 2 で 3、4 を選択した方へお尋ねします。そのような方針をとる理由についてお答えください。

[複数回答]

1	譲渡制限特約付き債権を担保に ABL を行うことで、当事者間の契約が解除・更新見送りされる懸念が払拭されていないから
2	契約違反の惹起についてコンプライアンス上の懸念が払拭されていないから
3	譲渡制限特約が付いていると、一般担保として評価を行うことが困難だから
4	譲渡制限特約が付いていると、担保価値が乏しいから
5	その他（ ）

4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について

＜ローカルベンチマークとは？＞

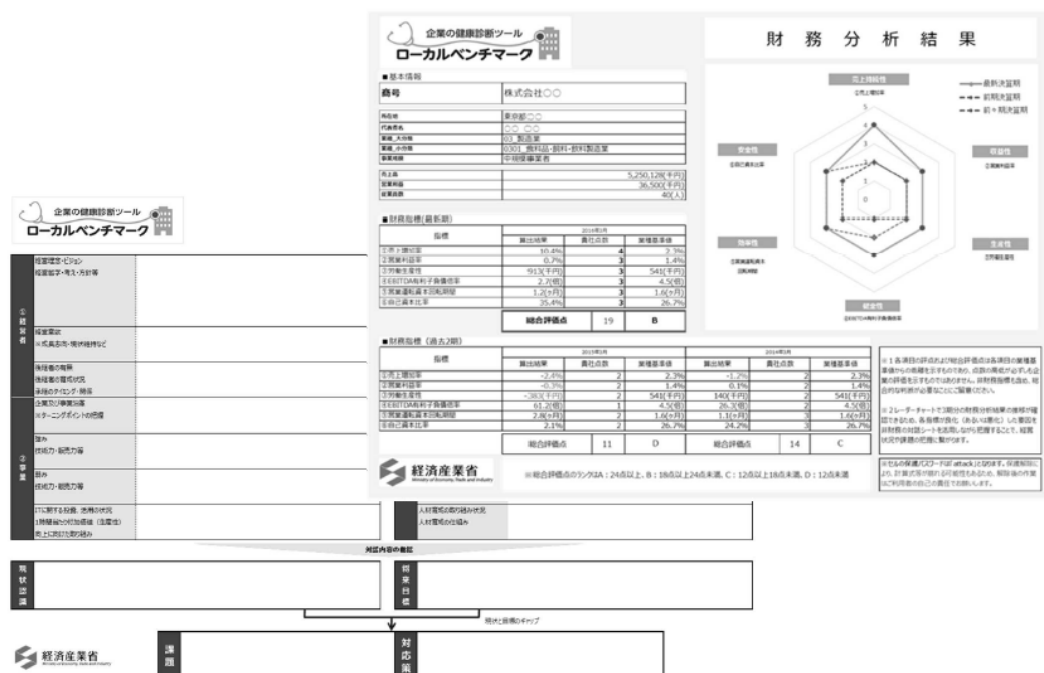
2016年3月4日、経済産業省は「ローカルベンチマーク」を策定しました。

ローカルベンチマークは、「企業の健康診断ツール」として、企業経営者や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されます。具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標※1）と「非財務情報」（4つの視点※2）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくものです。

（※1）6つの指標：①売上増加率（売上持続性）、②営業利益率（収益性）、③労働生産性（生産性）、

④EBITDA有利子負債倍率（健全性）、⑤営業運転資本回転期間（効率性）、⑥自己資本比率（安全性）

（※2）4つの視点：①経営者への着目、②事業への着目、③関係者への着目、④内部管理体制への着目



http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

Q24. 「ローカルベンチマーク」の認知度についてお答えください。

[1つを選択]

1	内容をよく知っている	→ Q25へお進みください
2	聞いたことがある	→ Q25へお進みください
3	「ローカルベンチマーク」という言葉自体初めて聞く	→ Q32へお進みください

Q 2 5. Q 2 4で1、2を選択した方へお尋ねします。「ローカルベンチマーク」を貴行（庫、社）の業務として活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。活用している場合は、可能な範囲で、活用開始（予定）時期、活用件数を教えてください。

[1つを選択]

1	活用している（活用開始： 年 月、総活用件数 件）	→Q 2 6へお進みください
2	活用を検討している（活用開始予定： 年 月）	→Q 2 6へお進みください
3	活用しない(活用を予定していない)	→Q 3 1へお進みください

Q 2 6. Q 2 5で1、2を選択した方へお尋ねします。具体的にどのような目的・手段により活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。

[複数回答]

1	企業との対話のツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
2	事業性評価の入口として活用している（あるいは活用を検討している）
3	企業の評価ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
4	融資や投資判断の稟議書の添付資料として活用している（あるいは活用を検討している）
5	職員の教育ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
6	訪問管理ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
7	企業への各種施策等の情報提供の一つとして活用している(あるいは活用を検討している)
8	企業の企業価値向上や生産性向上支援のきっかけとして活用している(あるいは活用を検討している)
9	業績評価項目の一部に組み入れている。(あるいは組み入れを検討している)
10	その他（)

Q 2 7. Q 2 5で1、2を選択した方へお尋ねします。Q 2 6で回答した目的において、どのような形でローカルベンチマークを活用していますか（活用を検討していますか）。

[複数回答]

1	ローカルベンチマークをカスタマイズして活用（を検討）している
2	ローカルベンチマークをそのまま活用（を検討）している
3	その他（)

⇒Q 2 5で1を選択した方はQ 2 8へお進みください。

⇒Q 2 5で2を選択した方はQ 3 2へお進みください。

Q 2 8. Q 2 5で1を選択した方へお尋ねします。ローカルベンチマークは、貴行（庫、社）以外の支援機関（企業の顧問税理士や診断士、経営指導員等）と共有していますか。

[1つを選択]

1	概ね共有されている（活用している取引先のうち概ね2/3以上）
2	共有されている（活用している取引先のうち概ね半分程度）
3	あまり共有されていない（活用している取引先のうち概ね1/3以下）
4	共有されていない
5	その他

Q 2 9. Q 2 5で1を選択した方へお尋ねします。「ローカルベンチマーク」を活用した結果、顧客企業にとってどのような効果がみられましたか。

[複数回答]

1	顧客企業の事業計画の作成に繋がった
2	顧客企業の補助金申請に繋がった
3	顧客企業の資金調達が円滑になった
4	顧客企業の信用格付けを決定する際の点数アップに繋がった（信用格付けのランクアップ等）
5	顧客企業の売上向上に繋がった
6	顧客企業のビジネスマッチングに繋がった
7	顧客企業の生産性向上に繋がった
8	顧客企業における新規事業の開拓や事業構造の見直しに繋がった
9	顧客企業の円滑な事業承継に繋がった
10	顧客企業から経営者保証を徴求しない判断の一材料となった
11	その他（ ）
12	まだわからない
13	特になし

Q 3 0. Q 2 5で1を選択した方へお尋ねします。「ローカルベンチマーク」を活用した結果、貴行（庫、社）にとってどのような効果がみられましたか。

[複数回答]

1	融資額が増加した
2	取引先数が増加した
3	貸出金利息収入が増加した
4	役務収益が増加した
5	その他（ ）
6	まだわからない
7	特になし

⇒Q 3 2にお進みください。

Q 3 1. Q 2 5で3を選択した方へお尋ねします。「ローカルベンチマーク」を貴行（庫、社）の業務として活用しない(活用を予定していない)理由をお答えください。

[複数回答]

1	ツールを活用しなくても、十分に企業との対話ができているため
2	貴行（庫、社）が持っている既存のツールを活用すれば問題ないため
3	活用（試用）したが、うまく業務に落とし込むことができなかったため
4	企業の定性面をどのように評価すればよいか良く分からないため
5	他の金融機関や支援機関でどれくらい活用されているか不明なため
6	どのように活用すればよいか分からないため
7	そもそもローカルベンチマークについて理解が進んでいないため
8	その他（ ）

Q 3 2. 貴行（庫、社）独自の「事業性評価シート」を作成し、貴行（庫、社）の業務の中で活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。活用している場合は、可能な範囲で、活用開始（予定）時期、活用件数を教えてください。

[1つを選択]

1	活用している（活用開始： 年 月、総活用件数 件）	→ Q 3 3 へお進みください
2	活用を検討している（活用開始予定： 年 月）	→ 「5. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用（Q 3 4）」へお進みください
3	活用しない(活用を予定していない)	→ 「5. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用（Q 3 4）」へお進みください

Q 3 3. Q 3 2で1を選択した方へお尋ねします。貴行（庫、社）独自の「事業性評価シート」は企業との対話の際に企業に提示していますか。

[1つを選択]

1	企業に提示している
2	企業には提示していない
3	企業に提示する場合と提示しない場合がある（具体的に： ）」
4	事業性評価シートとは別に独自の対話用のツールを作成している
5	その他（ ）」

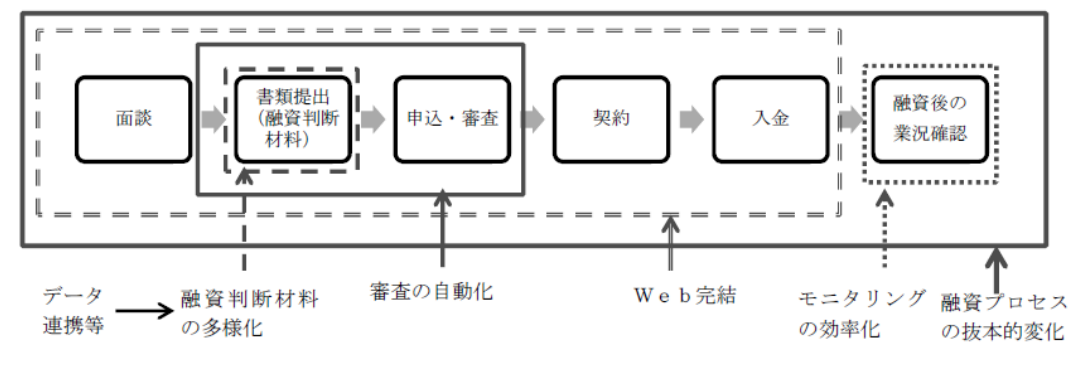
→ 「5. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用（Q 3 4）」へお進みください

5. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用

FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取組みについてお尋ねします。

法人融資プロセスにおけるFinTech（フィンテック）の活用 概念整理

本調査における「法人融資プロセスにおけるFinTechの活用」のイメージは以下の通りです。



Q 3 4. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取組みについてお答えください。

[1つを選択]

1	既に取り組んでいる（本格実施）	→ Q 3 5 へお進みください
2	既に取り組んでいる（実証実験段階）	→ Q 3 5 へお進みください
3	検討したことがあるが、今のところ取り組む予定はない	→ Q 3 7 へお進みください
4	検討している	→ Q 3 5 へお進みください
5	検討したことがないが、今後検討したい	→ Q 3 8 へお進みください
6	検討したことがなく、今後も検討したいと思わない	→ Q 3 9 へお進みください

Q 3 5. Q 3 4 で1、2、4を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取組みはどのような体制で実施（検討）しているかお答えください。

[1つを選択]

1	貴行（庫、社）単独で取り組んでいる（あるいは検討中である）
2	他の金融機関と連携して取り組んでいる（あるいは検討中である）（金融機関名：_____）
3	非金融事業者と連携して取り組んでいる（あるいは検討中である）（企業名：_____）
4	その他（_____）

Q36. Q34で1、2、4を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）を活用して得られる様々なデータについて、融資・審査への活用（検討）状況をお答えください。

[あてはまるものに○]

		1 替 貴行（庫、社） の取引データ（口座・為	2 他行（庫、社） の取引データ	3 貴行（庫、社）発行の法人クレジットカード等キャッシュレス取引データ	4 クラウド会計データ （サービス名…）	5 他事業者（ のキャッシュレス取引データ ）	6 ECサイト（ での受注・売上データ ）	7 EDI等の受発注情報	8 在庫等のIoTデータ（ ）	9 格付会社、調査会社等による 属性データ	10 SNSのデータ・インターネットの検 索情報（企業・代表者等）	11 その他（ ）
ア	融資・審査へ活用している	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
イ	融資・審査への活用を検討中	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
ウ	融資・審査へ活用していない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

Q37. Q34で1～4を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用についての課題についてお答えください。（上位5つまで）

[複数回答・5つまで]

1	企業のEDIへの取組が進んでいないため、得られるデータの量が十分でない
2	企業のクラウド会計の導入が進んでいないため、得られるデータの量が十分でない
3	1、2以外の理由で、得られるデータの量が十分でない （具体的に：_____）
4	得られるデータの範囲が十分でない（倒産確率との相関がとれないなど）
5	得られるデータの正確性に不安がある
6	貴行（庫、社）の体制が確立されていない
7	顧客のニーズが限定的である
8	分析のためのデータ整備のノウハウが不足している
9	スキルを持った人材が不足している
10	企業から紙ベースでの提出書類が残っている
11	業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない
12	顧客との直接のコミュニケーションの減少が懸念される
13	内部の理解・承認が得にくい
14	事務面で時間、手間がかかりすぎる
15	貴行（庫、社）内で既存事業との競合が生じる
16	費用対効果が見込めない
17	債権回収が困難である
18	十分なセキュリティの対策が困難である（認証等）
19	規制面でのネックがある（具体的に：_____）
20	得られるデータのスコアリングモデルへの反映が困難である
21	その他（具体的に：_____）

Q 3 8. Q 3 4で1～5を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用で期待する効果についてお答えください。（上位3つまで）

[複数回答・3つまで]

1	融資判断の精緻化
2	融資に至る時間の短縮
3	融資後の業況確認の精緻化
4	融資後の業況確認の効率化
5	融資取引の新規顧客開拓（小規模案件）
6	融資取引の新規顧客開拓（無担保、無保証案件）
7	既存の融資先に対する追加融資
8	事業性評価への活用
9	貸出金利回りの改善
10	役務収益の増加
11	その他（具体的に：_____）

⇒Q 3 4で1～4を選択した方はQ 4 0へお進みください。

Q 3 9. Q 3 4で5、6を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用を検討していない理由についてお答えください。（上位5つまで）

[複数回答・5つまで]

1	FinTech（フィンテック）についてよく知らない、何ができるかわからない
2	システム会社やFinTech企業等からの引き合いがない
3	前例がない
4	顧客から必要なデータを得られない（クラウド会計の導入が進んでいないなど）
5	他の金融機関で取り組んでいない
6	顧客のニーズを感じられない
7	分析のためのデータ整備のノウハウが不足している
8	スキルを持った人材が不足している
9	企業から紙ベースでの提出書類を削減できない
10	業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない
11	顧客との直接のコミュニケーションの減少が懸念される
12	内部の理解・承認が得にくい
13	事務面で時間、手間がかかりすぎる
14	貴行（庫、社）内で既存事業との競合が生じる
15	費用対効果が見込めない
16	債権回収に関して不安がある
17	十分なセキュリティの対策が不安である（認証等）
18	規制面でのネックがある（具体的に：_____）
19	得られるデータのスコアリングモデルへの反映に不安がある
20	その他（具体的に：_____）

オープンAPIに関する取り組み

オープンAPIにより金融機関とFinTech企業等の協働が進むことで、利用者利便や企業の生産性向上に加えて、資金調達力の向上等にも繋がる様々なサービスが生まれることが期待されています。金融分野においてAPIエコシステム、オープンイノベーションが実現し、全体として機能するための現状や課題を整理し、今後の施策検討等に活かすため、オープンAPIの取り組みについてお尋ねします。

<参照系APIについて>

Q40. 貴行（庫、社）における参照系APIの公開状況をお答えください。個人向け、法人向けで対応が異なる場合は各回答欄の（個人・法人）に○をつけてください。

[1つを選択のうえ、個人、法人を選択]

1	公開済（個人・法人）	⇒Q41へお進みください
2	公開に向けて準備中（個人・法人） ⇒公開予定時期【個人】（ 年 月頃）【法人】（ 年 月頃）	⇒Q41へお進みください
3	検討中（個人・法人）	⇒Q45へお進みください
4	公開しない（個人・法人）	⇒Q45へお進みください
5	特に貴行（庫・社）内で検討していない（個人・法人）	⇒Q45へお進みください

Q41. Q40にて1、2を選択した方へお尋ねします。参照系API開放を行い、接続先を増やす上での課題について教えてください。

[複数回答]

1	接続先やサービスに合わせて拡充が可能なAPI接続基盤の開発が難しい（全国銀行協会の仕様標準 ^(注1) を準拠）
2	接続先やサービスに合わせて拡充が可能なAPI接続基盤の開発が難しい（全国銀行協会の仕様標準 ^(注1) は準拠していない）
3	十分なセキュリティ対策を行うことが難しい（ノウハウ不足等）
4	全国銀行協会ひな型 ^(注2) を活用せず、独自の契約書を作成しており、接続事業者との契約事務が煩雑
5	全国銀行協会ひな型 ^(注2) を活用しているが、接続事業者との契約事務が煩雑
6	接続事業者の審査事務の負担が重い
7	自行（庫・社）でかかるコストの観点から、接続事業者が求める価格を実現できない
8	自行（庫・社）の顧客基盤を考えると、ニーズが限定的だと考えられる
9	参照系API開放による収益モデルを描くのが難しい
10	顧客との直接のコミュニケーションの減少が懸念される
11	その他（ ）
12	特になし

(注1) 一般社団法人全国銀行協会 HP（オープンAPIのあり方に関する検討会）

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/openapi/#search>

(注2) 一般社団法人全国銀行協会 HP（銀行法に基づくAPI利用契約の条文例について）

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/detail/nid/9665/>

Q 4 2. Q 4 0 にて 1、2 を選択した方へお尋ねします。API 接続基盤をどのように構築している（予定）かお答えください。

[1 つを選択]

1	勘定系直結
2	I B 経由（利用している I B サービス・ベンダー：_____）
3	その他（_____）

Q 4 3. Q 4 0 にて 1、2 を選択した方へお尋ねします。接続事業者への参照系 API 接続料金形態に関してお答えください。接続事業者毎に異なる料金設定となる場合は、当てはまるものを複数お答えください。

[複数回答]

1	無料
2	定額制
3	従量課金（トランザクション毎）
4	定額制＋従量課金
5	その他（_____）

Q 4 4. Q 4 0 にて 1、2 を選択した方へお尋ねします。参照系 API 接続基盤提供にあたってのコスト構造（システムベンダーへの支払い体系など）をお答えください。

[1 つを選択]

1	定額制
2	従量課金（トランザクション毎）
3	定額制＋従量課金
4	その他（_____）
5	システムベンダーへの支払いは発生しない（理由：_____）

⇒Q 4 6 へお進みください

Q 4 5. Q 4 0 にて 3～5 を選択した方へお尋ねします。参照系 API 開放を行わない理由、難しい理由について教えてください。

[複数回答]

1	参照系 API 接続基盤の開発が難しい（API 開放が難しいインフラ設計となっているなど）
2	十分なセキュリティ対策を行うことが難しい（ノウハウ不足等）
3	接続事業者と契約交渉を行う体制が整備できない
4	接続事業者の審査を行う体制が整備できない
5	参照系 API 開放にコストがかかる
6	自行（庫・社）の顧客基盤を考えると、ニーズが限定的だと考えられる
7	参照系 API 開放による収益モデルを描くのが難しい
8	顧客との直接のコミュニケーションの減少が懸念される
9	その他（_____）
10	特になし

<更新系APIについて>

Q 4 6. 貴行（庫・社）における更新系 API の公開状況をお答えください。個人向け、法人向けで対応が異なる場合は各回答欄の（個人・法人）に○をつけてください。

[1つを選択のうえ、個人、法人を選択]

1	公開済（個人・法人）	⇒Q 4 7 へお進みください
2	公開に向けて準備中（個人・法人） ⇒公開予定時期【個人】（ 年 月頃）【法人】（ 年 月頃）	⇒Q 4 7 へお進みください
3	検討中（個人・法人）	⇒Q 5 1 へお進みください
4	公開しない（個人・法人）	⇒Q 5 1 へお進みください
5	特に行（庫・社）内で検討していない（個人・法人）	⇒Q 5 1 へお進みください

Q 4 7. Q 4 6 にて 1、2 を選択した方へお尋ねします。更新系 API 開放を行い、接続先を増やす上での課題について教えてください。

[複数回答]

1	接続先やサービスに合わせて拡充が可能な API 接続基盤の開発が難しい（全国銀行協会の仕様標準 ^(注1) を準拠）
2	接続先やサービスに合わせて拡充が可能な API 接続基盤の開発が難しい（全国銀行協会の仕様標準 ^(注1) は準拠していない）
3	十分なセキュリティ対策を行うことが難しい（ノウハウ不足等）
4	全国銀行協会ひな型 ^(注2) を活用せず、独自の契約書を作成しており、接続事業者との契約事務が煩雑
5	全国銀行協会ひな型 ^(注2) を活用しているが、接続事業者との契約事務が煩雑
6	接続事業者の審査事務の負担が重い
7	自行（庫・社）でかかるコストの観点から、接続事業者が求める価格を実現できない
8	自行（庫・社）の顧客基盤を考えると、ニーズが限定的だと考えられる
9	更新系 API 開放による収益モデルを描くのが難しい
10	顧客との直接のコミュニケーションの減少が懸念される
11	その他（ ）
12	特になし

Q 4 8. Q 4 6 にて 1、2 を選択した方へお尋ねします。API 接続基盤をどのように構築している（予定）かお答えください。

[1つを選択]

1	勘定系直結
2	IB 経由（利用している IB サービス・ベンダー： ）
3	その他（ ）

Q 4 9. Q 4 6 にて 1、2 を選択した方へお尋ねします。接続事業者への更新系 API 接続料金に関して可能な範囲でお答えください。接続事業者毎に異なる料金設定となる場合は、当てはまるものを複数お答えください。

[複数回答]

1	無料
2	定額制
3	従量課金（トランザクション毎）
4	定額制＋従量課金
5	その他（ ）

Q 5 0. Q 4 6 にて 1、2 を選択した方へお尋ねします。更新系 API 接続基盤提供にあたってのコスト構造（システムベンダーへの支払い体系など）をお答えください。

[1つを選択]

1	定額制
2	従量課金（トランザクション毎）
3	定額制＋従量課金
4	その他（ ）
5	システムベンダーへの支払いは発生しない（理由： ）

⇒Q 5 2 へお進みください

Q 5 1. Q 4 6 にて 3～5 を選択した方へお尋ねします。更新系 API 開放を行わない理由、難しい理由について教えてください。

[複数回答]

1	更新系 API 接続基盤の開発が難しい（API 開放が難しいインフラ設計となっているなど）
2	十分なセキュリティ対策を行うことが難しい（ノウハウ不足等）
3	接続事業者と契約交渉を行う体制が整備できない
4	接続事業者の審査を行う体制が整備できない
5	更新系 API 開放にコストがかかる
5	自行（庫・社）の顧客基盤を考えると、ニーズが限定的だと考えられる
6	更新系 API 開放による収益モデルを描くのが難しい
7	顧客との直接のコミュニケーションの減少が懸念される
8	その他（ ）
9	特になし

6. インターネットバンキングの普及・推進状況

貴行（庫、社）におけるインターネットバンキングの普及・推進状況について伺います。

Q 5 2. 貴行（庫、社）の法人顧客（個人事業主含む）におけるインターネットバンキングの利用状況についてお答えください。

法人顧客における インターネットバンキング契約率 (F B 除く) ①/③	(%)	法人顧客における インターネットバンキング契約率 (F B 含む) ②/③	(%)
インターネットバンキング 契約顧客数 (個人事業主含む) (F B 除く) ①	(社)	インターネットバンキング 契約顧客数 (個人事業主含む) (F B 含む) ②	(社)
法人顧客数 (休眠口座除く、個人事業主含む) ③		(社)	

(注1) 本調査での定義は以下の通りです。

- ・エレクトロニックバンキング (E B) ……金融機関と顧客を接続するデータ通信サービス。利用回線によって「ファームバンキング」と「インターネットバンキング」に区別される。
- ・インターネットバンキング (I B) ……インターネット回線を利用したデータ通信サービス。
- ・ファームバンキング (F B) ……インターネット以外の回線（電話回線等）を利用したデータ通信サービス。

(注2) インターネットバンキング契約率＝インターネットバンキング契約顧客数／法人顧客数（休眠口座除く、個人事業主含む）

Q 5 3. 貴行（庫、社）の法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策についてお答えください。

[複数回答]

1	決済手数料の優遇
2	基本料金の引き下げ
3	付随サービスの充実 (具体的に:)
4	営業推進体制の強化 (具体的に:)
5	貸出条件 (金利、担保、期間、保証人、貸出枠等) の優遇
6	その他 (具体的に:)
7	インターネットバンキングの利用推進は行っていない
8	インターネットバンキングのサービス提供を行っていない

Q 5 4. 貴行（庫、社）の法人顧客におけるインターネットバンキングの普及・利用推進における課題についてお答えください。

[複数回答]

1	企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある
2	企業側のインターネットスキルが不足している
3	企業側の慣習変更に関しての障壁が高い
4	企業側のインターネットバンキングの利用メリットが小さい (取引量・回数が少ない等)
5	企業にとって、基本料金・決済手数料の負担が大きい (費用対効果が悪い)
6	企業へのインターネットバンキングの導入に関する働きかけが不足している
7	企業へのサービスの提供・充実が難しい (システムの開発・維持コストがかかる等)
8	特になし
9	その他 (具体的に:)

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。